全国児童福祉主管課長会議資料

平成20年8月5日

厚生労働省　雇用均等・児童家庭局

目　　次

Ⅰ．総務課 少子化対策企画室 関係

１．次世代育成支援対策推進法に基づく
地域行動計画の策定について・・・・・・・・・・・・　１

２．新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査について・・・・　９３

Ⅱ．家庭福祉課 関係

１．地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアについて・・１１２

２．養育里親等の研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２

３．施設に入所している子ども等の
権利擁護の強化に向けた取組について・・・・・・・・・・・１４５

４．都道府県行動計画の見直しについて(社会的養護関連部分)・・１６９

Ⅲ．保育課、幼保連携推進室 関係

１．社会保障の機能強化のための緊急対策～５つの安心プラン～
(平成20年7月29日)【保育関係部分】について ・・・・・・・・１８６

２．最近の保育所における事故等について・・・・・・・・・・・２０１

３．給食の外部搬入について　・・・・・・・・・・・・・・・・２０１

４．保育所保育指針及び保育の質の向上の
ためのアクションプログラムについて・・・・・・・・・・・２１０

Ⅰ．総務課　少子化対策企画室　関係

１．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定について

（１）後期行動計画策定の手引き（素案）

（２）行動計画策定指針の改正方向案

「後期行動計画策定の手引き」（素案）

Ⅰ．計画における施策目標の共有

１．　国において示されている施策目標
- 次世代育成支援対策推進法　・行動計画策定指針
- 近年の議論

２．　地域における施策目標の検討
- 地域における社会環境の変化の把握
- 前期行動計画の評価の実施

３．　地域における施策目標検討にあたっての留意点
- 地域の子育て支援関係者との協議を行う　等

Ⅱ．地域におけるニーズ把握

１．ニーズ把握の共通の枠組み
・調査手法　・調査内容　・基本調査項目

２．地域ごとの独自把握内容の検討

３．ニーズ把握実施上の留意点
- グループインタビュー等地域住民の具体的な意見も把握する。
- 調査の過程を通じて、計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知する。

Ⅲ．定量的な目標設定

１．　国における定量的目標

２．　全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準
- 潜在的なニーズに基づく目標
- 事業の目標年

３．　地域独自の目標設定の検討

４．　供給体制を踏まえた事業目標の設定
・地域における供給体制のあり方を検討し、各年時の整備目標を定める。

Ⅳ．計画の評価方法の検討

１．　評価の枠組み

２．　国の提示する評価方法例（具体的な評価方法の説明）
- 評価指標の設定方法

３．　自治体独自の評価指標、評価方法

Ⅰ．計画における施策目標の共有

＜ポイント＞

１．国において示されている施策目標

○次世代育成支援対策推進法および行動計画策定指針に示された「理念」、「視点」、「内容に関する事項」により、行動計画策定の趣旨・施策目標を把握する。

○次世代育成支援に関係する近年の議論（「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」平成 19 年 12 月 27 日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」平成 19 年 12 月 18 日等）で示された新しい対策の方向性や課題、推進目標等を把握する。

○新待機児童ゼロ作戦（平成 20 年 2 月 27 日）の趣旨、目標、具体的施策等を把握する。

○社会保障の機能強化のための緊急対策～５つの安心プラン～（平成 20 年 7 月 29 日）で示された対策の方向性等を把握する。

２．地域における施策目標の検討

○前期行動計画策定時点から現在までの、地域の社会環境の変化を統計データ等を用いて把握する。

○前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。※後期行動計画における計画評価の考え方を用いて、可能な範囲で、前期計画についても評価を行う。

３．地域における施策目標検討にあたっての留意点

○次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働

○庁内推進体制の整備（少子化対策推進本部の設置等）

○国と地方公共団体間、地域の企業や民間団体等との協働

など

＜具体的な内容＞

１． 国において示されている施策目標

（1） 次世代育成支援対策推進法（現行ベース）

次世代育成支援対策推進法
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって**次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること**を目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条　次世代育成支援対策は、**父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮**して行われなければならない。

…

（市町村行動計画）

第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

行動計画策定指針（現行ベース）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/koudou-zenbun.html

三．市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

１．市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

（１） 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては**子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう**配慮することが必要であり、特に**子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組**が重要である。

（２） 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、**豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう**、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

（３） サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような**多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう**に、利用者の視点に立った**柔軟かつ総合的な取組**が必要である。

（４） 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、**様々な担い手の協働の下に対策を進めていく**ことが必要である。

（５） すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、**子育てと仕事の両立支援**のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、**広くすべての子どもと家庭への支援**という観点から推進することが必要である。

（６） 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした**様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する**ことが必要である。　また、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４８条の２及び第４８条の３の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする**各種の公共施設の活用を図る**ことも必要である。

（７） サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、**サービスの質を確保する**ことが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、**人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める**ことが必要である。

（８） 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、**各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく**ことが必要である。

行動計画策定指針（概要；現行ベース）
市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

１． 地域における子育ての支援

- 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実
  居宅における支援　短期預かり支援　相談・交流支援　子育て支援コーディネート

- 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
- 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進　等

２． 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- 性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

３． 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- 家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

４． 子育てを支援する生活環境の整備

- 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりある住宅の確保
- 公共賃貸住宅等と子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

５．職業生活と家庭生活との両立の推進
- 多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進
- 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進

６．子ども等の安全の確保
- 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

７．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭等の自立支援の推進
- 障害児施策の充実

（２）近年の議論

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（平成 19 年 12 月 27 日少子化社会対策会議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）が相次いで発表されており、国における次世代育成支援の新たな方向性や目標を示している。

【参照】

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」について
http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf
http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-2.pdf
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」
http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf
「新待機児童ゼロ作戦」
http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0227-1.html
「社会保障国民会議第三分科会（持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和））中間取りまとめ
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/chukan/siryou_5.pdf
「社会保障の機能強化のための緊急対策～５つの安心プラン～」
http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/0729honbun.pdf

ここでは「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」で示された２つの方向性である“仕事と生活の調和の実現”と“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”に基づいて、「１．新たな対策の方向性」、「２．課題」、「３．新たに提供・拡充すべき取組」、「４．対策推進上の留意点」、（１～４を受けて）「５．地域行動計画策定の際、考慮すべき主な課題」について整理した。なお、“仕事と生活の調和の実現”については「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の内容を反映し、“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”については、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」を反映している。

基本的にそれぞれの文献の表記に即して整理しているが、語尾などの統一、「１．（１）」における国・自治体に関する事項（国と自治体を統合）などは、本来の意味を損なわない範囲で加筆している。また、１．など項の冒頭部分は、文献の内容を踏まえて要約しているため、参照元の表現とは異なっている。

◇参考文献の該当箇所

文献名	発表時期	該当箇所	表記
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成 19 年 12 月	1.（2）、3.（2）、4.	◇
子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議基本戦略分科会における議論の整理	平成 19 年 11 月	2.（2）	◇
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	平成 19 年 12 月	1.（1）、2.（1）	◆
仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成 19 年 12 月	3.（1）	◆

１．新たな対策の方向性

「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、新たな対策が求められている。

（１）仕事と生活の調和の実現

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」に向けて、次の３つの社会の実現を目指す。

＊就労による経済的自立が可能な社会
＊健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
＊多様な働き方・生き方が選択できる社会

◆関係者が果たすべき役割

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとすることに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

（企業と働く者）

・企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

・国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

・国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

・仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

（２）包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るために、次の３つの考え方で、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。

＊親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
＊すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
＊すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

２．課題

（１）仕事と生活の調和の実現

◆就労による経済的自立ができない層

・正社員以外の働き方の増加等を背景に、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない。

◆健康で豊かな生活のための時間が確保できない層

・企業間競争の激化、長期的な経済の低迷、産業構造の変化により、正社員の労働時間が高止まりするなど、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない。

・長時間労働により、家族団らんの時間や地域で過ごす時間が持てない。

◆仕事と子育ての両立の難しさ

・勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は変化に対応したものとなっていないなど、仕事と子育てや老親の介護との両立が難しい。

（２）包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

◇全体を通じた制度的な課題

・施策の総合性、体系性が欠如している。
・家族政策の施策の規模が小さく、財源が確保できていない。
・現物給付の優先度を高めるとともに、現金給付・現物給付の的確な組合せについての考慮が必要。

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

・多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因となっている。
・休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。
・保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、１～２歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。
・学齢期の放課後児童対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。
・放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。
・「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分に反映されない。
・将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。
・保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化が不十分である。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

・一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
・実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため、親にとって保障される水準や費用負担が不明瞭で権利性が弱い。
・ＮＰＯ、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
・待機児童の多い地域などでは、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
・児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

・妊婦健診に関して、望ましい受診回数に比べて、公費負担でカバーされている回数

が少ない。
・地域子育て支援拠点の普及度合いの低さ、安心して親子で過ごせる場所や子どもの居場所などの少なさ、保育以外の子育て支援サービスの制度的な位置づけの弱さなど、子育て家庭を支える基盤的な取組が不十分である。
・放課後子ども教室推進事業の取組が十分に進んでいない。
・社会的養護体制は質・量ともに十分に対応できていない。特に、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行うなど個別的な対応が十分にできていない。
・社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立する上で、様々な困難に突き当たることが多い。

３．新たに提供・拡充すべき取組

仕事と生活の調和の実現については、意識改革、業務の進め方、能力開発をはじめ個々の職場等の実情にあった取組が必要である。国は、雇用・税・社会保障などの制度設計を見直すとともに、地方自治体と連携して、気運の醸成や、育児・介護等を行う家族や多様な就業形態を支える社会的基盤を形成していく必要がある。

包括的な次世代育成支援の枠組みの構築については、多様な選択を支える切れ目のない支援、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実、現物給付を優先した家族政策の充実等の観点から取り組む必要がある。

（１）仕事と生活の調和の実現

◆総論

（企業と働く者）

・経営トップがリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等に取り組む。
・労使で仕事と生活の調和の実現に向けた目標を定めて、これに計画的に取り組み、点検する仕組みを作り、着実に実行する。
・労使で働き方を見直し、業務の進め方・内容の見直しや個人の能力向上等によって、時間当たり生産性の向上に努める。企業は、雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。働く者も、職場の一員として、自らの働き方を見直し、時間制約の中でメリハリのある働き方に努める。
・管理職は率先して職場風土改革に取り組み、働く者も職場の一員としてこれに努める。
・経営者、管理職、働く者は、自らの企業内のみならず、関連企業や取引先の仕事と生活の調和にも配慮する。
・働く者は、将来を見据えた自己啓発・能力開発に取り組み、企業はその取組を支援

する。
・労使団体等は連携して、民間主導の仕事と生活の調和に向けた気運の醸成などを行う。
・労使は、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ、労働契約を締結し、又は変更すべきものとする。

（国民）
・国民一人ひとりが、個々人の多様性を理解し、互いに尊重し合う。
・自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指す。
・家庭や地域の中での自らの役割を認識し、積極的な役割を果たす。
・消費者の一人として、サービスを提供する労働者の働き方に配慮する。

（国・自治体）
・全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。
・地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成を促進する。
・次世代育成に対する企業の取組促進のための対策の検討等を進め、生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した制度的枠組みを構築する。
・働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方を検討する。
・経済全体の生産性の向上を図っていく観点から、中小企業等の生産性向上（地域資源活用促進プログラムによる新事業創出支援、ＩＴを活用した財務会計の整備、下請適正取引等の推進や資金供給の円滑化等）など包括的な取組を引き続き着実に推進する。
・先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業を支援する。ＮＰＯ等の活動を通じて中小企業経営者等の取組の促進を図る。
・労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図ると。
・顕彰制度や企業の取組の診断・点検を支援すること等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進する。
・働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。

◆就労による経済的自立

（企業と働く者）
・就職困難者等を一定期間試行雇用するトライアル雇用などを活用しつつ、人物本位による正当な評価に基づく採用を行う。
・パート労働者等については正規雇用へ移行しうる制度づくり等を行う。
・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

（国・自治体）
・一人ひとりの勤労観、職業観を育てるキャリア教育を学齢期から行う。

・フリーターの常用雇用化を支援する。
・若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労を支援する。

◆健康で豊かな生活のための時間の確保

（企業と働く者）

・時間外指導基準を含め、労働時間関連法令の遵守を徹底する。
・労使で長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善のための業務の見直しや要員確保に取り組む。
・社会全体の仕事と生活の調和に資するため、取引先への計画的な発注、納期設定に努める。

（国・自治体）

・労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する。
・家事サービス等についての情報提供に対する支援をする。

◆多様な働き方の選択

（企業と働く者）

・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。
・女性や高齢者等が再就職や継続就業できる機会を提供する。
・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

（国・自治体）

・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。
・在宅就業の環境整備のための枠組みを検討する。
・男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め、男性の子育て参加の支援・促進を図る。
・多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進・展開する。
・地域の実情に応じて、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成する。
・多様な教育訓練システムの充実等、職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤を整備する。

（２）包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

（出産前から３歳未満の時期）

・この時期の支援への重点的な取組を図る。就業希望者を育児休業と保育、あるいは

その組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援を図る。

（３歳から小学校就学前の時期）

・認定こども園と短時間勤務を普及・促進する。

（学齢期の放課後対策）

・全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した１学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境を確保する。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

・すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度が機能するように事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化する。

・子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施する。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

・妊婦健診について、望ましい受診回数を確保するための支援を充実する。

・全市町村で生後４か月までの全戸訪問を実施する。小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備する。

・全小学校区において放課後子ども教室を実施する。

・家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直しを図る。

４．対策推進上の留意点

◇制度設計にあたって考慮すべきポイント

・子どもの健やかな育成の観点から一定のサービスの質を担保する。

・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。

・事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する。

・現在の子育てをめぐる状況下では現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮する。

・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。

・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。

・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

◇利用者の視点に立った点検・評価とその反映

・利用者の視点に立った点検・評価手法を構築するとともに、それを施策の改善につなげていくため、平成２１年度までの現行のプランの見直しに当たって、結婚や出

産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用のしやすさなど利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させる PDCA サイクルを確立する。

○　少子化対策の推進の実効性を担保するためには、以下のような利用者の視点に立った点検・評価の導入を図る必要がある。

①結婚や出産・子育てに対する希望の実現度

妊娠・出産後の継続就業率を施策目標に関わる指標として導入するなど、国民の希望がどの程度実現したかという点に着目した点検・評価

②　利用者の多様性

幅広い層の利用者の声を聞くよう努めるなど、利用者の多様性に即した、きめ細かな点検・評価

③地域差

利用者がそれぞれの生活圏で真に必要なサービスを受けられているかという視点に立った点検・評価

④支援策相互の連携

出産、子育て、あるいは子どもの成長の各ステージに応じて各支援策のメニューに容易にアクセスでき、切れ目なく選択することができているかといった点に着目した点検・評価

⑤質と量の評価

量が確保されているかはもちろん、質が十分に確保されているという点にも着目した点検・評価

サービスの利用者である親の視点だけではなく、子ども自身の立場、子どもの発達保障という視点に立って点検・評価

⑥支援策の周知と利用しやすさ

支援策の存在が十分に知られているか、気軽に利用できる状態になっているか等、制度の運用に着目した点検・評価

○　具体的には、以下のとおり、利用者の視点に立った点検・評価を導入する。

・結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素（経済的基盤、継続就業見通し、夫婦間の家事・育児分担等）に各種施策を対応させて施策体系を整理するとともに、現行プランの見直しに向け利用者の視点に立った新たな指標を導入する。

・既存統計の改善・工夫、利用者意識調査等の実施等、点検・評価手法の充実を図るとともに、プランの目標を設定する段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年

度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させるＰＤＣＡサイクルの定着が重要である。

◇支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革

・“未来への投資”としての施策の必要と有効性について、十分に国民に説明し、理解の浸透を図ることが必要である。

・生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が、これから子どもを生み育てていく若い世代や子どもたち自身に受け継がれ、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していくことが必要である。

５．地域行動計画策定の際、考慮すべき主な課題

１～４で抽出した内容から、地域における後期行動計画策定において、特に考慮すべきと考えられる主な課題を整理した。

（１）仕事と生活の調和の実現

○地域における現状・必要性の把握
○地域住民の理解や合意形成の促進
○先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言
○中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援
○NPO 等の活動を通じた中小企業経営者等の取組の促進支援
○積極的取組企業の顕彰制度や企業の取組の診断・点検の支援
○男性の育児休業の取得促進方策の検討等、男性の子育て参加の支援・促進
○家事サービス等についての情報提供に対する支援
○学齢期からの、勤労観、職業観を育てるキャリア教育
○働く者等の自己啓発や能力開発の取組支援
○若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労支援
○一般事業主行動計画策定についての周知啓発

（２）サービス基盤の充実

○どの地域でも、すべての子どもや子育て家庭に、普遍的に給付・サービス提供がなされる枠組みの構築
　・施策の総合性・体系性の確保
　・多様な選択を可能とする切れ目のない支援の提供

○保育

・就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備（目標設定）
・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行
・保育待機児童の解消（特に、大都市圏、１～２歳児、学齢期）
・弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化
・放課後児童クラブの大規模化に伴う質の確保
・将来の児童数が減少する見込みの中での保育所整備のあり方の検討

○一時預かり

・一時預かりの充実

○地域子育て家庭支援

・地域子育て支援拠点、親子の居場所等の整備（小学校区すべてに拠点整備）
・保育以外の子育て支援サービスの制度的な位置づけの検討
・全小学校区における放課後子ども教室の実施

○その他、子育て支援

・家庭的な環境における社会的養護体制充実、施設機能の見直し
・全市町村での生後４か月までの全戸訪問実施、育児支援家庭訪問事業
・男性の子育て参加の支援・促進

○計画全体にかかる留意点

・一定のサービスの質の担保
・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。
・事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する。
（育児休業と保育、あるいはその組み合わせでカバーする仕組みの構築）
・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。
・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。
・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

○利用者の視点に立った点検・評価とその反映

・結婚や出産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用のしやすさなど利用者の視点に立った点検・評価指標を導入した、PDCA サイクルの定着を図る。

＜参考＞

社会保障国民会議・持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会中間とりまとめの概要

社会保障国民会議 ～「社会保障の機能強化」に向けて～（平成２０年6月１９日）

社会保障国民会議の概要

○ 福田総理の指示の下、本年１月に設置（座長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授）。
○ 「所得確保・保障分科会」「サービス保障分科会」「持続可能な社会の構築分科会」の3分科会を設置。
○ 国民会議では、給付やサービスのあるべき姿やそれを支える負担など「社会保障の将来像」が具体的に国民の目に浮かぶよう議論を進め、６月に中間とりまとめを公表、本年秋に最終とりまとめ予定。

持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会　中間とりまとめ

１　少子化対策は未来への投資 ～状況はまったなし～

○少子化対策は、子どもの健やかで個性豊かな育ちを大切にし、将来の担い手を育成する「未来への投資」
○少子化の進行は、今後の我が国の経済成長や社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響をもたらす。
○基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。
○「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要。

２　仕事と生活の調和の推進

（1）働き方の見直しと少子化　若者の就労による経済的自立可能な社会、父親も子育てできる社会の構築
（2）育児期の多様で柔軟な働き方　育児休業を取得しやすい環境づくり　柔軟な働き方の選択のための制度的対応の検討
（3）男性の育児参加　男性も子育てに取り組む意識改革と職場環境整備、男性の育児休業取得促進策の検討
（4）企業への浸透　仕事と生活の調和に取り組む意義・メリットに関する企業の理解の浸透　等

３　保育等の子育て支援サービスの充実

（1）利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善　例：保育所が一杯で入れない
（2）地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援　町内会等の地域のネットワークの構築　等

４　市町村レベルでの施策の充実　住民サービスの差異の解消、地方の財源と裁量性の確保

５　少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

○諸外国に比して非常に小さい家族政策関係支出　国・地方を通じた財源確保を図り、大胆かつ効率的な財政投入を行いサービスの質・量の抜本的拡充（特に保育をはじめサービスの充実）を図るべき。
○負担を将来に先送りせず、重要な政策課題である少子化対策のために社会全体で広く負担を分かち合うことへの合意形成が必要。

別　紙

保育等の子育て支援サービスに関する課題・背景と解決の方向性

（注）　青・・予算に関連　緑・・制度改正　赤・・通達等で対応

課題	背景	解決の方向性
（保育サービス等） ○ 希望しても認可保育所に入れない ○ きょうだいが別々の保育所になったり、延長保育がどちらかにしか認められない場合がある。 ○ 年度途中の入所が難しく、育児休業を切り上げざるをえない。 ○ 保育所の入所の可否が分かる時期が遅い。 ○ サービス内容が、働く親のニーズに合っていない。	○ 保育サービスの量が不十分であるため、 ・ 認可保育所を利用できない、また、希望した保育所に入所できない ・ 年度当初に定員が埋まってしまう ・ 利用者の公平性を重視すると入所の可否決定が遅くなる といった問題が起こっている。 ○ 働き方が多様化している中で、保育所の入所要件や開所時間が実態に合っていない面がある。	○ 市町村における好事例(※)を収集・整理し、各自治体に周知することにより運用の改善を促すことを検討。 ※事項の検討 ・ きょうだいの取扱い　・ 入所決定手続(予約制等) ・ 行事の開催　・ 学校や放課後児童クラブとの関係に配慮した立地 ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。 ○ 育児休業と保育の切れ目ない支援を行うため、家庭的保育など保育サービスの提供方法の多様化を図る。 ○ 新たな次世代育成支援の制度体系の構築の検討のなかで、サービス提供の仕組みについて検討。
○ 子どもが病気になっているときに預けるところがない。 ○ 子どもが病気のときに、休みを取りにくい。 ○ 保育所で子どもが病気になっても、すぐに迎えに行けない	○ 病児・病後児保育サービスが不足している。 ○ 看護休暇を取ることが難しい。	○ 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。 ○ 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。 ○ ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。 ○ 使いやすい看護休暇制度の検討。
○ 認定こども園制度が普及していない。	○ 認定こども園について、認定等に係る事務処理や会計処理が複雑であるとの指摘がある。 ○ 補助金申請等の一本化や、既存の財政支援のあり方についての指摘。	○ 現在実施している実態調査(6月とりまとめ)を踏まえた改善方策を夏頃を目途にとりまとめる。 ○ 局長クラスの検討会議を発足済み。 ○ 認定こども園制度のあり方について、総合的な検討を行う。
（放課後児童クラブ・放課後こども教室） ○ 利用を希望しても利用できない場合がある。 ○ 保護者の就労をカバーできるだけの開所時間の確保など、多様なニーズに対応できるサービスの提供ができていない。 ○ 1クラブ当たりの利用児童数が増加することにより、特に大規模クラブにおいて一人一人の子どもに目が行き届かない場合もある。 ○ 両事業の連携が不十分	○ サービスの量が不十分であるため、 ・ 希望しても利用できない場合がある ・ 多様なニーズに対応したサービス提供が難しい ・ クラブにおいては支援の必要性の高い小学校低学年の児童を優先せざるを得ない ・ 多くの児童を利用させるため、クラブが大規模化する といった問題が起こっている。 ○ また、学校の余裕教室等の利用について、学校側の理解が得にくい場合があることなどから、両事業の連携が進んでいない。	○ 多様なニーズに対応できるよう、各市町村における好事例(※)を把握し、各自治体に周知することにより、運用の改善を促すことを検討。 ※ 事項の検討 ・ 学校の余裕教室の活用　・開所時間の延長 ・ 小学校4年生以降の受入　・長期休暇の対応 ・ 放課後児童クラブと放課後こども教室との連携 ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保しサービスの質・量の抜本的拡充を図る ○ 大規模クラブの規模の適正化を図る。
（地域における子育て支援） ○ 子育て世帯が地域から孤立化している。 ○ 各種子育て支援サービスが住民に周知されていない。 ○ サービスの担い手としてのNPOの育成が進んでいない。	○ 子育て中の親が気軽に相談等をできるサービスの拠点が地域に不足している。 ○ 子育て支援サービスの情報提供が不十分。 ○ NPO等と行政の意識の差、人材育成や財源確保等に課題があり、両者の協働が進んでいない。	○ 地域子育て支援拠点事業に関して、担い手を増やす上で重要となる好事例の紹介や事業実施に向けた解説を内容とする啓発用パンフレットを作成予定。 ○ 次世代育成支援のための市町村及び都道府県後期行動計画(平成22年度～5年間)の策定にあたり、多様な主体の参画・協働による地域の子育て支援の推進について、策定指針(本年夏目途に策定予定)に盛り込む方向で検討中。 ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保しサービスの質・量の抜本的拡充を図る

2. 地域における施策目標の検討

(1)統計データに基づく社会環境の変化の把握

参考として以下に主な分析項目として考えられる事項を示す。基本的には、前期計画で行った分析との比較を行う。分析の項目や視点等は、それぞれの地域の実情に応じて追加・取捨選択されたい（前期行動計画手引き参照）。

分析項目	主な資料	分析の視点・留意点
ア　少子化の動向		都道府県内の他市町村との比較も含めて、当該自治体の特性の把握に努める。 ※前期分析時点からの変化について留意する点 ・親世代の人口の変化、流出入 ・出生数と合計特殊出生率の関係 ・晩婚・晩産化傾向の変化
●人口の推移 ・総人口 ・児童人口、年齢 3 区分別人口	国勢調査 住民基本台帳	
●出生の動向 ・出生数 ・合計特殊出生率	人口動態統計	
●婚姻の動向 ・婚姻・離婚率 ・平均初婚年齢	人口動態統計	
●晩産化、少産化の動向 ・母親の年齢階級別出生率 ・世帯あたり子ども数	人口動態統計 国勢調査	
●人口・児童数の将来予測	人口推計結果	
イ　家族や地域の状況		少子化の背景、子育て支援ニーズの背景として、家族や地域の状況を分析する。他市町村との比較も含めて、当該自治体の特徴の把握に努める。 ※前期分析時点からの変化について留意する点 ・三世代同居率の変化 ・女性の就業率・就業形態 ・男性の就業時間 ・就業者数の産業別構成比
●世帯の動向 ・世帯数 ・平均世帯人員、世帯構成 ・18 歳未満の児童のいる世帯数	国勢調査 住民基本台帳	
●就労状況 ・男女別就業率 ・女性の年齢別就業率 ・就業形態、就業時間等	国勢調査 就業構造基本調査 ニーズ調査	
●産業・雇用の状況 ・産業別就業者数	事業所・企業統計調査	

・主要産業、主要な就労の場		・非正規労働者比率 ・地域活動組織率の変化
●地域の特性 ・地勢（サービス等利用への影響） ・社会的移動の見込み ・昼夜間人口比率 ・地域活動組織の状況	人口動態統計 住民基本台帳 行政資料等	
ウ　子どもの状況と子育ての実態		どのような支援策が必要となるかを検討するための基礎資料とする。 ※前期分析時点からの変化について留意する点 ・男性の子育て参加状況 ・子育てに関する相談相手のいない人の割合 ・就労支援制度の活用状況 ・子育ての不安・負担感の変化 ・子ども・子育てをめぐる問題の変化
●子どもの心身の発育・発達の状況	行政資料 ニーズ調査	
●子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所	ニーズ調査	
●子育ての実態 ・主な保護者の状況 （男性の家事・育児時間等） ・子育てに関する相談相手等 ・育児休業の取得率、その他就労支援制度の活用状況	ニーズ調査 行政資料	
●子育てに関する保護者の意識 ・子育て不安、子育ての負担感 ・子育て支援に関する要望等	ニーズ調査	
●子ども・子育てをめぐる問題の動向 ・児童虐待認知件数 ・いじめ、不登校、少年非行等の状況 ・子どもの犯罪・事故等の被害件数	行政資料	

（2）人口推計

前期「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ　人口推計」を参照のこと。

（3）前期行動計画の評価の実施

後期行動計画の評価方法参照の上、データの取得可能性を踏まえて、可能な範囲で前期行動計画の評価を実施する。

※　詳細は、後期行動計画の評価方法を参照のこと。

Ⅱ. 地域におけるニーズ把握

地域におけるサービスニーズの把握を行う。ニーズの把握は、原則、市町村レベルで行うことが望ましい。市町村レベルで、実施が困難である場合は、都道府県あるいは広域圏で、市町村別集計が可能な客体数を確保した上で実施することも考えられる。

＜ポイント＞

1. ニーズ把握の共通の枠組み

○調査手法：主にアンケート調査により、子育て家庭のニーズを把握する。

○調査内容：家族類型（父母の働き方、祖父母・地域との関わり等）、サービス利用状況、サービス利用希望、子育てに関する意識　等

2. 地域ごとの独自把握内容の検討

○手引きに示した共通のモデル項目案以外に、地域で独自の調査を実施する場合には、共通項目の調査票に独自項目を加えて、同時に調査を実施してもかまわない。また、市町村にかわって、都道府県や広域圏で共通項目に基づく調査を実施する場合に、市町村単位で別途、独自項目のみの調査を実施してもかまわない。

3. ニーズ把握実施上の留意点

○顕在化しているニーズだけではなく、女性の就業率の高まりに応じて必要となる潜在的なニーズの把握が必要である。

○ニーズ調査設計の段階から、地域の子育て当事者、子育て支援関係者等の参画、意見聴取等を求め、計画策定の過程を通じた「参画・協働」を実施することが重要である。

○アンケート調査による基本的な把握に加え、グループインタビュー等地域住民の具体的な意見を把握することも考えられる。

○ニーズ把握調査の過程を通じて、行動計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知することも重要である。

＜具体的な内容＞

1. ニーズ把握の共通の枠組み

（1）調査対象と調査種類

子育て家庭の生活実態やサービスニーズは子どもの年齢により異なることから、ニーズ調査は大きくは就学前児童（4 月 1 日現在、0 歳～5 歳）と就学児童（小学 1 年生～6 年生）に区分して行うことが望ましい。

また、就学前児童のサービスニーズについては、0 歳児、1～2 歳児及び 3～5 歳児の区分で調査結果が把握できるようにすることが望ましい。

さらに、就学児童については、本来的には全学年を対象とすることが望ましいが、放課後児童健全育成事業のニーズを把握するという観点においては、最低限、低学年児童は対象とするべきである。

なお、中学生及び高校生や、特別なニーズを有する層（例えばひとり親家庭など）についても、簡便なアンケート調査やヒアリング等によって、別途サービスニーズを把握することが望ましい。

（2）調査対象の抽出

調査対象者の抽出方法としては、当該市町村の人口規模等を勘案して調査対象数を設定して住民基本台帳等を用いて無作為に抽出する抽出調査と、調査対象者全員を対象とする悉皆調査がある。

抽出調査の際には、年齢別・地域別の分析が可能となる規模の調査対象数の設定と、子どもの年齢及び地区で層化した抽出が必要である。サービス需要は子どもの年齢はもちろんのこと、同一市町村の中でも地域によって偏りがあり得るため、地域ごとの集計及び需要算出が必要となるからである。特に人口規模が大きい政令指定都市及び中核市等については、調査対象の抽出、集計及び推計ニーズ量の算出を行政区ごとに行うなどの工夫を要する。なお、調査回答者（子どもの保護者）の負担を軽減する趣旨から、同一世帯に複数の調査票を配布しないように調査対象者の抽出を行うことが必要である。

また、人口規模が小さく児童数が少ない市町村（就学前児童数が概ね 1,500 人未満）においては、各年齢別の有効回答数が 100 に満たないことが予測される。したがって、結果の妥当性を確保する趣旨から、悉皆調査もしくは近隣の市町村との共同調査を行うことも検討する必要がある。

（3）調査票の配付・回収方法

調査票の配付・回収方法としては以下のようなものが考えられる。

(1) 郵送配付、郵送回収（郵送調査）

(2) 調査員配付、後日調査員回収（留置調査）

(3) 調査員面接調査（福祉施設等職員、民生・児童委員等）

調査の実施に当たっては、回答者に調査趣旨及び調査主体が明確に伝わるように、首長名や担当部課長名などで挨拶文を付することが必要である。

また、郵送調査の場合は、一定の回収率を確保するために督促状兼礼状等を送付することが望ましい。一方、留置調査、調査員面接調査の場合は、調査項目の設定及び調査員の選定に注意を払う必要がある。

いずれの方法をとる場合においても、個人情報の保護に十分に配慮することが必要である。

（4） 調査の回答について

調査票の回答は抽出された児童の保護者に依頼する。調査の回答に当たっては、原則として抽出された児童について回答を求める。

なお回答に当たっては、個人を特定する必要はないので、原則無記名とする。

（5）調査項目

家族構成・親の就労状況・身内や地域でのインフォーマルな支援等、個々の家族状況と、サービスの利用実態を中心に把握する。さらに、「潜在的なサービスニーズ」を把握するために、サービスの利用希望や就労等に関する希望も把握する。モデル調査票の様式に依る必要はないが、目標事業量の数値は国から提供を依頼されることを念頭に置いて調査項目の設計をする必要がある。

（6）モデル調査項目例（モデル調査票別添）

1．基本属性	(1)	子どもの人数
	(2)	末子の年齢
2．家族類型作成のための項目	(3)	調査対象となる子の年齢
	(4)	父親の就労状況 ：就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(5)	母親の就労状況 ：就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(6)	祖父母の同居・近居状況
	(7)	日頃、子どもを預かってもらえる人の有無（祖父母、友人・知人等）
3．サービス利用率算出のための項目	(8)	対象となる子の現在の各サービス利用の有無（個別サービスの利用状況）
	(9)	対象となる子についての育児休業の取得状況（父親・母親）
4．サービス利用者の利用量算出のための項目	(10)	① 保育サービスの利用時間・利用頻度 ② 育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、育児休業明けの保育サービスの利用状況
	(11)	①保育以外のサービスの利用頻度 ②保育以外のサービスの利用目的等
5．サービス未利用者の利用希	(12)	（未利用者の）サービスを利用していない理由

望率算出のための項目	(13)	(未利用者の)サービスの利用希望
	(14)	現在、利用していないが保育サービスを希望する理由
6. 家族類型の変更希望に関する項目	(15)	(母親が働いていない場合)就労希望の有無(すぐ or 将来的に)
	(16)	(母親が働いていないが就労希望がある場合)現在働いていない理由
	(17)	祖父母や知人・友人の支援を得ていることに関する意識
7.(サービス利用者の)希望サービス量算出のための項目	(18)	① 保育の希望利用時間・利用頻度 ② 希望する育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、育児休業明けの保育サービスの利用希望、復帰児に希望するサービスを利用できなかった人の対応方法
8. アウトカム評価のための項目	(19)	① 子育ての不安感、負担感 ② 保育サービスの利便性 ③ 子育てが地域の人に支えられていると感じる割合 ④ 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合 等

Ⅲ. 定量的な目標設定

＜ポイント＞

１. 国における定量的目標

○仕事と生活の調和推進のための指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、健やか親子２１、新待機児童ゼロ作戦など

２. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

○前期行動計画では、共通事業項目について、供給の現状を踏まえた「事業目標」のみの国への提供を求めたが、後期は、これに加え、「潜在的なニーズ量」を把握し、国への提供を求める。

○前期行動計画策定の際に求めた特定１４事業を中心に、引き続き、全国共通で目標設定が期待される事業について、国への提供を求める。

○「職業生活と家庭生活との両立の推進」に関する施策については、当該分野における取組が自治体によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも１つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。

○「社会的な養護体制の充実」については、都道府県において、策定指針に基づき必要な事業目標を設定することが望ましい。

○事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である 2017 年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年（2014 年）とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点３カ年の最終年である 2010 年も示すこと。地域子育て支援拠点事業については、2014 年とする。

３. 地域独自の目標設定の検討

○全国共通で目標設定する事業とは別に、地域の実状に応じて、独自目標を設定することが望ましい。

○地域の独自目標設定においても、可能な限り、潜在的なニーズ量の把握に努めることが望ましい。

４. 供給体制を踏まえた事業目標の設定

○潜在ニーズを踏まえた上で、地域におけるサービス供給の実現可能性を踏まえた上で、後期行動計画期間中における各年次の整備目標量を設定する。

＜具体的な内容＞

（1）国における定量的目標

近年、国において定量的な目標値が設定されているものを参考までに示す。

○仕事と生活の調和推進のための行動指針

http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf

		数値目標設定指標	現状	目標値	
				5年後（2012年）	10年後（2017年）
Ⅰ就労による経済的自立が可能な社会	①	就業率（Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	25～34歳　男性　90.3%	93～94%	93～94%
			25～44歳　女性　64.9%	67～70%	69～72%
			60～64歳　男女計　52.6%	56～57%	60～61%
			65～69歳　男女計　34.6%	37%	38～39%
	②	時間当たり労働生産性の伸び率（Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	1.6%（1996年～2005年度の10年間平均）	2.4%（5割増）（2011年度）	－
	③	フリーターの数	187万人（平成15年にピークの217万人）	ピーク時の3／4に減少（162.8万人以下）	ピーク時の2／3に減少（144.7万人以下）
Ⅱ健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割	41.5%	60%	全ての企業で実施
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	⑥	年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	⑦	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
Ⅲ多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧	テレワーカー比率	10.4%	20%（2010年まで）	ー
	⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	（参考）8.6%以下	10%	25%
	⑩	自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%（正社員） 23.4%（非正社員）	60%（正社員） 40%（非正社員）	70%（正社員） 50%（非正社員）
	⑪	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	⑫	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス（3歳未満児）20.3%	29%	38%
			放課後児童クラブ（小学1年～3年）19.0%	40%	60%
	⑬	男女の育児休業取得率	女性：72.3% 男性：0.50%	女性：80% 男性：　5%	女性：80% 男性：10%
	⑭	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり　60分	1時間45分	2時間30分

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf

・「仕事と生活の調査の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」のベースとなっている数値。

第一子出産前後の継続就業率の上昇（現在 38%→55%）に対応した育児休業取得の増加
0～3歳児の母の就業率の上昇（現在 31%→56%）に対応した保育サービスの充実

（３歳未満児のカバー率 20%→38%）、年間５日の病児・病後児保育利用
スウェーデン並みの女性の就業率（80%）、保育（３歳未満児）のカバー率（44%）が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計。
放課後児童クラブの利用率の上昇（現在小１～３年生の 19.0%→60%）
未就学児について月 20 時間（保育所利用家庭には月 10 時間）の一時預かり利用に対して助成
望ましい受診回数（14 回）を確保するための妊婦健診の支援の充実
全市町村で生後４ヶ月までの全戸訪問が実施
全小学校区に面的に地域子育て支援拠点の整備
全小学校区における放課後子ども教室の実施（「放課後子どもプラン」）

○健やか親子 21

http://www1.mhlw.go.jp/topics/sukoyaka/tp1117-1_c_18.html

1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進		
指 標	現状（ベースライン）	2010 年の目標
【保健水準の指標】 1-1 十代の自殺率	*1('99)(人口 10 万人対) 5～ 9 才 0 10～14 才 1.1 15～19 才 7.1	減少傾向へ
1-2 十代の人工妊娠中絶実施率	*2('99) 10.6(人口千対)	減少傾向へ
1-3 十代の性感染症罹患率	*3('01) 調査	減少傾向へ
1-4 １５歳の女性の思春期やせ症（神経性食欲不振症）の発生頻度	*3('01) 調査	減少傾向へ
【住民自らの行動の指標】 1-5 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合	*3('01) 調査 小学６年 % 中学３年 % 高校３年 %	１００%
1-6 十代の喫煙率	*4('96) 中学１年男子 7.5%	なくす

	女子　3.8% 高校３年男子 36.9% 女子 15.6%	
1-7 十代の飲酒率	*5('96) 中学３年男子 25.4% 女子 17.2% 高校３年男子 51.5% 女子 35.9%	なくす
1-8 避妊法を正確に知っている１８歳の割合	*3('01) 調査	１００%
1-9 性感染症を正確に知っている高校生の割合	*3('01) 調査	１００%
【行政・関係機関等の取組の指標】 1-10 学校保健委員会を開催している学校の割合	*3('01) 調査	１００%
1-11 外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している中学校・高校の割合	*3('01) 調査	１００%
1-12 スクール・カウンセラーを配置している中学校（一定の規模以上）の割合	*3('01) 調査	１００%
1-13 思春期外来（精神保健福祉センターの窓口を含む）の数	*3('01) 調査	増加傾向へ

*1 人口動態統計　　*2 母体保護統計　　*3 厚生科学研究（子ども家庭総合研究等）

*4 健康日本２１各論「４たばこ」　　*5 健康日本２１各論「５アルコール」

*6 保健所運営報告　　*7 新エンゼルプラン　　*8 児童の虐待防止等に関する法律

２ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援		
指 標	現状（ベースライン）	2010 年の目標
【保健水準の指標】 2-1 妊産婦死亡率	*1('99) 6.1(出生 10 万人対)	半減
2-2 妊娠・出産について満足している者の割合	('00)幼児健康度調査	１００%

2-3 産後うつ病の発生率	*3('01) 調査	減少傾向へ
【住民自らの行動の指標】 2-4 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	 *6('96) 62.6%	 １００%
2-5 母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	*3('01) 調査	１００%
【行政・関係機関等の取組の指標】 2-6 周産期医療ネットワークの整備	 *7('99) 10 都府県	 ('05)全都道府県
2-7 正常分娩緊急時対応のためのガイドライン（仮称）の作成	―	作成する
2-8 妊産婦人口に対する産婦人科医・助産婦の割合	*3('01) 調査 産婦人科医 助産婦	増加傾向へ
2-9 不妊専門相談センターの整備	*7('99) 24 カ所	('05)全都道府県
2-10 不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合	*3('01) 調査	１００%
2-11 不妊治療における生殖補助医療技術の適応に関するガイドライン（仮称）の作成	―	作成する

３ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備		
指 標	現状（ベースライン）	2010 年の目標
【保健水準の指標】 3-1 周産期死亡率	 *1('99) 6.0(出産千対) *1('99) 4.0(出生千対)	 世界最高を維持
3-2 全出生数中の極低出生体重児の割合 全出生数中の低出生体重児の割合	*1('99) 0.7% *1('99) 8.4%	減少傾向へ
3-3 新生児死亡率 乳児（１才未満）死亡率	*1('99) 1.8(出生千対) *1('99) 3.4(出生千対)	世界最高を維持

3-4 乳児のＳＩＤＳ死亡率	*1('99)31.0(人口 10 万対)	半減
3-5 幼児（１～４歳）死亡率	*1('99)33.0(人口 10 万対)	半減
3-6 不慮の事故死亡率	*1('99)（人口 10 万対） 0 才 18.3 1 才～ 4 才 7.4 5 才～ 9 才 4.6 10 才～14 才 3.2 15 才～19 才 15.2	半減
【住民自らの行動の指標】 3-7 妊娠中の喫煙率 育児期間中の両親の自宅での喫煙率	('00) 乳幼児身体発育調査 *3('01)調査	なくす
3-8 妊娠中の飲酒率	('00)乳幼児身体発育調査	なくす
3-9 かかりつけの小児科医を持つ親の割合	*3('01)調査	１００％
3-10 休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合	*3('01)調査	１００％
3-11 事故防止対策を実施している家庭の割合	*3('01)調査	１００％
3-12 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	*3('01)調査	１００％
3-13 心肺蘇生法を知っている親の割合	*3('01)調査	１００％
3-14 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合	*3('01)調査	なくす
3-15 １歳までにＢＣＧ接種を終了している者の割合	('00)幼児健康度調査	９５％
3-16 １歳６か月までに三種混合・麻疹の予防接種を終了している者の割合	('00)幼児健康度調査	９５％
【行政・関係機関等の取組の指標】 3-17 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合	*3('01)調査	１００％

3-18 事故防止対策を実施している市町村の割合	*3('01)調査	１００％
3-19 小児人口に対する小児科医・新生児科医師・児童精神科医師の割合	*3('01)調査 小児科医 新生児科医 児童精神科医	増加傾向へ
3-20 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合	*3('01)調査	１００％
3-21 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合	*3('01)調査	１００％

4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減		
指 標	現状（ベースライン）	2010 年の目標
【保健水準の指標】 4-1 虐待による死亡数	*3('01)調査	減少傾向へ
4-2 法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数	*8('01)報告	増加を経て減少へ
4-3 子育てに自信が持てない母親の割合	('00)幼児健康度調査	減少傾向へ
4-4 子どもを虐待していると思う親の割合	('00)幼児健康度調査	減少傾向へ
4-5 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
【住民自らの行動の指標】 4-6 育児について相談相手のいる母親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
4-7 育児に参加する父親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
4-8 子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
4-9 出産後１か月時の母乳育児の割合	('00)乳幼児身体発育調査	増加傾向へ
【行政・関係機関等の取組の指標】		

4-10 周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー体制が確立している二次医療圏の割合	*3('01)調査	１００％
4-11 乳幼児の健康診査に満足している者の割合	*3('01)調査	増加傾向へ
4-12 育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合	*3('01)調査	１００％
4-13 常勤の児童精神科医がいる児童相談所の割合	*3('01)調査	１００％
4-14 情緒障害児短期治療施設数	17 施設	全都道府県
4-15 育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合	*3('01)調査	１００％
4-16 親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合	*3('01)調査	１００％

○　新待機児童ゼロ作戦＋５つの安心プラン

＜１０年後の目標＞

・保育サービス（３歳未満児）の提供割合

２０％→３８％【利用児童数１００万人増（０～５歳)】

（２２年度：２６％）

・放課後児童クラブ（小学１年～３年）の提供割合

１９％→６０％【登録児童数１４５万人増】

（２２年度：３２％）

（2）全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

＜全国共通で設定が期待される事業項目と設定方法＞

下記の事業については、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定することとする。ただし、地域における活用可能な資源の状況等により、今後も実施見込みのない事業については、目標事業量を設定しないことは可能である。その場合、設定しない理由を都道府県に報告することとする。

事業名	目標単位
①通常保育事業	人
②特定保育事業	か所
③延長保育事業	か所
④夜間保育事業	か所
⑤トワイライトステイ事業	か所
⑥休日保育事業	か所
⑦病児・病後児保育事業	か所
⑧放課後児童健全育成事業	か所
⑨地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）	か所
⑩一時保育（預かり）	か所
⑪ショートスティ事業	か所
⑫ファミリーサポートセンター事業	か所

保育関係のサービスについては、昼間帯（①及び②）と夜間帯（③～⑤）の２グループに分け、潜在ニーズ量を把握し、目標事業量設定の段階で、各市区町村の事業所数等を勘案し、それぞれのサービス毎に分けて設定する。

ショートスティ事業については、市区町村が潜在ニーズを把握し、都道府県に報告。都道府県が広域で調整し、市区町村が目標事業量を設定する。

「職業生活と家庭生活との両立の推進」を目的とした働き方等の見直し（ワーク・ライフ・バランスの実現）に関しては、当該分野における取組が地域によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも１つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。

また、社会的養護体制の充実に係る施策については、都道府県において、策定指針に基づき、必要な目標事業量を設定することが望ましい。

事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である 2017（平成 29）年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年である 2014（平成 26）年とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点３カ年の最終年である 2010（平成 22）年も示すこと。

2017 年の目標設定にあたっては、ニーズ調査で把握された潜在ニーズ量に、将来の人口動態を加味して設定することが望ましい。

地域子育て支援拠点事業については、後期行動計画の最終年である 2014 年とする。

なお、目標事業量は、自治体における施策の点検・評価結果により、計画期間中にも見直しがあり得ることに留意する必要がある。

＜潜在的なニーズ及びサービス必要量の推計＞

先に示した事業の中で、通常保育事業と放課後児童健全育成事業については、以下に示す方法で、潜在的なニーズ量を把握することとする。他の事業についても、可能な限り、同様の方法で把握することが望ましい。

1．家族類型別サービス利用実態の算出（別紙フロー図参照）

(1) 家族類型の作成（現状・潜在）

「①父母の状況（両親またはひとり親)」と「②親の働き方」をベースに家族類型 A～D を作成。中核市等で、十分な調査客体数を得られる場合は、さらに、「③祖父母による支援」、「④地域・友人の支え合い」の状況を踏まえ、家族類型 B～D の下にさらに細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

潜在ニーズについては、アンケート調査の「母親の就労希望」に関する項目において、「すぐにでも働きたい」、「１年以内に働きたい」等と答えた人の、希望する働き方（フルタイム・パート）に基づき、推計する。

○ 家族類型設定イメージ図

例：現在働いていないが、すぐにでもあるいは今後１年以内に「フルタイムで働きたい」とする母親が３％、現在パートだが今後「フルタイムで働きたい」とする母親も３％おり、現在働いていないが「今後パートタイムで働きたい」とする母親が８％、「その他」が１％いる場合。

	現状		潜在（希望）	
	現状家庭数	家族類型構成比(%)	潜在家庭数	潜在家族類型構成比(%)
A.ひとり親	500	5.0	(500)	(5.0)
B.フルタイム共働き	1,200	12.0	1,800	18.0
C.フルタイム・パート共働き	1,400	14.0	1,900	19.0
D. 専業主婦	6,200	62.0	5,000	50.0
E. その他	700	7.0	800	8.0
計	10,000	100.0	10,000	100.0

※注：A の類型については、潜在家庭数の推計は行わず、現状家庭数とその構成比をそのまま用いる。

○ ニーズ調査結果からの取りまとめ方法

（別紙の就学前児童用調査票（案）の問番号を例として説明）

①現状家庭数

「A．ひとり親家庭」：問３の「２.」「３.」のいずれかを選択した回答者数。

「B．フルタイム共働き」：問６「（１）父親」で「１.」「２.」を選択し、かつ、「（２）母親」で、「１.」「２.」を選択した回答者数。

「C．フルタイム・パートタイム共働き」：問６「（１）父親」で「１.」「２.」を選択し、かつ、「（２）母親」で、「３.」を選択した回答者数と、逆のパターンで回答した回答者数を足した数。

「D．専業主婦家庭」：問６「（１）父親」で「１.」～「３.」のいずれかを選択し、かつ、「（２）母親」で、「４.」または「５.」を選択した回答者数と、逆のパターンで回答した回答者数を足した数。

「E．その他」：A～Dいずれにも入らなかった回答者数。

②家族類型構成比

有効回答者数全体に対する、家族類型AからEの構成割合。

③潜在家庭数

「A．ひとり親」：「①現状家庭数」に同じ。

「B．フルタイム共働き」：「①現状家庭数」に、以下の二つの問の回答者数を足し合わせる。ひとつは、問６の「（２）母親」で「３.」を選択し、かつ「フルタイムへの転換希望」の①または①と②を選択した[1]回答者数。もう一つは、問７で「１.」「２.」を選択し、かつ問７－１で「１.」を選択した回答者数。

「C．フルタイム・パート共働き」：「①現状家庭数」の「C.」の対象者のうち、問６の「（２）母親」で「３.」を選択し、かつ「フルタイムへの転換希望」の①または①と②を選択した[2]回答者を除く。その数に、問７で「１.」「２.」を選択し、かつ問７－１で「２.」を選択した回答者数を足し合わせる。

「D．専業主婦家庭」：「①現状家庭数」の「D.」の対象者のうち、問７で「３.」を選択した回答者数。

「E．その他」：「①現状家庭数」の「E.」の対象者のうち、問７で「１.」「２.」を選択した回答者を除く。

④潜在家族類型構成比

有効回答者数全体に対する、家族類型Aから Eの潜在家庭数の構成割合。

なお、家族類型について、B～D の下にさらに細かい類型を設定した場合も、「祖父母による支援」や「地域・友人の支え合い」についての現状と、希望（祖父母の健康等の理由から本当は支援が困難、地域・友人に負担をかけ続けることが心苦しい等）を把握し、現状と潜在（希望）の家族類型構成比に反映させることができる。

---

1 「フルタイムへの転換希望」として、①のみを採用するか、①と②を採用するかは、各自治体の判断による。

2 「フルタイムへの転換希望」として、①のみを採用するか、①と②を採用するかは、家庭類型「B」の判断に合わせる。

(2) 家族類型ごとのサービス利用率の算出

(1)の家族類型ごとに、目標量算出対象サービス（通常保育、放課後児童健全育成事業等）についての利用率を算出。

○ サービス利用率設定イメージ図：通常保育

現状：現状の家族類型の「現状家庭数」のうち、現在「サービスを利用している家庭」の割合を「サービス利用率」として算出する。

潜在（希望）：(1)で求めた家族類型ごとの「潜在家庭数」のうち、「現在サービスを利用している家庭」と「現在は利用していないがサービスを利用したいと考えている家庭」の割合を足した数を、「サービス利用希望家庭数」とし、これを「潜在家庭数で割って、「潜在サービス利用率」を算出する。

	現状			潜在（希望）		
	現状家庭数	サービス利用家庭数	サービス利用率(%)	潜在家庭数	サービス利用希望家庭数	潜在サービス利用率(%)
A.ひとり親	500	310	62.0	500	375	75.0
B.フルタイム共働き	1,200	780	65.0	1,800	1,440	80.0
C.フルタイム・パート共働き	1,400	770	55.0	1,900	1,140	60.0
D. 専業主婦	6,200	434	7.0	5,000	500	10.0
E. その他	700	175	25.0	800	240	30.0
計	10,000	2,469	24.7	10,000	3,695	37.0

○ ニーズ調査結果からの取りまとめ方法

（別紙の就学前児童用調査票（案）の問番号を例として説明）

①現状家庭数

「１．家族類型の設定」で求めた家庭数。

②サービス利用家庭数

問９で「１.」を選択した回答者数[3]を、A～E の現状家庭数データでクロス集計した結果。

③サービス利用率

A～E の家族類型ごとに、「サービス利用家庭数」を「現状家庭数」で割った数。

④潜在家庭数

「１．家族類型の設定」で求めた潜在家庭数。

⑤サービス利用希望家庭数

問 10 で１～９のいずれかを選択している回答者で、問９－１の１～９のいずれも選択していない回答者の数（これまで、サービスを利用していないが、今後利用したい人）。これに、問９－１で１～９のいずれかを選択している回答者数を足し合わ

[3] 自治体によって、「通常保育」のサービス範囲を、「問９－１」の一部に絞っている場合は、「問９－１」への回答を用いて、「②サービス利用家庭数」を設定してもかまわない。

せる。これらの回答者を、A～E の潜在家庭数データでクロス集計した結果。

⑥潜在サービス利用率

A～E の潜在家族類型ごとに、「サービス利用希望家庭数」を「潜在家庭数」で割った数。

(3) サービス必要量（人・回数・時間）の算出

家族類型別に、サービス利用者のサービスの利用頻度（利用パターン）を把握する。具体的には、サービス利用者を母数として、各目標量算出対象サービスの利用量（人・回数、時間、日数等）を算出する。ただし、通常保育については、利用者および利用希望者については、一律に利用頻度は「１」とする。

○サービス必要量の算出イメージ図：通常保育

	現状			潜在（希望）		
	現状家庭数	サービス利用率(%)	サービス利用頻度	潜在家庭数	潜在サービス利用率(%)	サービス利用頻度
A.ひとり親	500	62.0	1	500	75.0	1
B.フルタイム共働き	1,200	65.0	1	1,800	80.0	1
C.フルタイム・パート共働き	1,400	55.0	1	1,900	60.0	1
D. 専業主婦	6,200	7.0	1	5,000	10.0	1
E. その他	700	25.0	1	800	30.0	1
計	10,000	24.7		10,000	35.4	

他のサービスについては、各自治体のサービス利用実態に応じて、利用頻度を捉える単位を設定する。例えば、「一時預かり事業」を例にとると、①現在利用している人の割合（D．で現状の 20.0%）から、現在利用していない人の利用希望が加わる要素（D．で潜在の 40.0%）と、②現在サービスを利用している人の、「月当たり」の「利用頻度（回）」（D．で現状の４）と、現在サービスを利用している人の「さらに希望する利用頻度（回）」が加わる要素（D．で潜在の６）を合わせ考慮することとなる。（なお、一時預かり事業の具体的潜在ニーズの推計方法は、今後検討。）

○サービス必要量の算出イメージ図：一時預かり事業

	現状			潜在（希望）		
	現状家庭数	サービス利用率(%)	サービス利用頻度	潜在家庭数	潜在サービス利用率(%)	サービス利用頻度
A.ひとり親	500	7.0	3	500	20.0	6
B.フルタイム共働き	1,200	3.0	2	1,800	15.0	4
C.フルタイム・パート共働き	1,400	8.0	3	1,900	20.0	5
D. 専業主婦	6,200	20.0	4	5,000	40.0	6
E. その他	700	20.0	3	800	30.0	4
計	10,000	15.6		10,000	29.9	

３．地域独自の目標設定の検討

全国共通で目標設定する事業とは別に、地域の実情に応じて、独自目標を設定することが望ましい。

地域の独自目標設定においても、可能な限り、潜在ニーズの把握に努めることが望ましい。

４．供給体制を踏まえた事業目標の設定

潜在ニーズを踏まえた上で、地域におけるサービス供給の実現可能性を踏まえた上で、後期行動計画期間中における各年次の整備目標量を設定する。

また、他のサービスとの兼ね合いも検討の上、事業目標量を設定する。例えば、通常保育の場合、幼稚園における預かり保育の整備状況を踏まえた設定等が考えられる。一時預かり事業等、事業目標を「か所数」で設定するものについても、潜在ニーズは、回数や時間数で把握可能であることから、一か所あたりの定員数や事業の実施状況（週当たりの開設日数等）等を踏まえて、事業目標を設定することも考えられる。

Ⅳ. 計画の評価方法の検討

＜ポイント＞

1. 評価の枠組み

○計画の進捗状況を点検・評価するため、個別事業（数値目標を設定した個別事業のアウトプット等）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい。

○利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。そうすることで、これまでの PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性をさらに高める。

○個別事業を実施し、どの段階まで成果が実現していたのかを分析するため、成果を段階的に補足する評価指標として、例えば、「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定する。

○計画実施前の実績（ベースライン）及び実施後の実績を把握し、後期行動計画を評価することが望ましい。また、後期行動計画の評価方法に基づき、前期行動計画についても評価することができる場合は、前期行動計画の評価も行い、後期行動計画の策定に活用することが期待される。

2. 評価指標例、評価方法例（具体的な評価方法の説明）

○「１．評価の枠組み」の考え方に基づく具体的な評価指標例、評価方法例を提示する。

○既存統計データについては、可能な限り収集し、利用者の視点に立った評価指標と統計データの両方の実績を把握し、点検・評価することが望ましい。

○利用者の視点に立った施策レベルの成果指標については、意識調査や利用者等に対するグループインタビュー等を通じて、実績を把握する方法が考えられる。

3. 自治体独自の評価指標、評価方法の検討

○評価指標、評価方法例を基に点検・評価を行うことが望ましいが、「１．評価の枠組み」に沿った考え方に基づくものであれば、各自治体独自の評価を行うことも可能である。ただし、施策レベルの『地域における子育ての支援』『職業生活と家庭生活との両立の推進』については、自治体の取組比較が可能となるような共通の指標を設定することが望ましい。

○自治体独自の評価指標、評価方法については、「利用者の視点に立ち」、「計画の PDCA サイクルの実効性を高める」といった視点から、地域住民や子育て支援関係者等の意見を踏まえて検討する。

＜具体的な内容＞

1. 評価の枠組み

（１）評価対象

前期行動計画では、計画の進捗状況を測定・評価するため、主に個別事業に係る評価指標（数値目標等）が設定され、個別事業の進捗状況の評価をもって計画の進捗状況の評価とされていたケースが多い。後期行動計画においては、計画全体の進捗状況を評価するため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが重要である。

（２）評価の視点

行動計画策定指針においては、次世代育成支援対策の推進において、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組みが必要であるとされている。このような利用者の視点に立った取組みの進捗状況を評価するため、単に施策が計画通りに進捗しているかを評価するだけでなく、利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。そうすることで、これまでの PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性をさらに高めることができると考えられる。

（３）評価方法

前期行動計画では、個別事業に係る数値目標の達成状況を中心に把握されていることが多く、個別事業を実施した結果、どういう成果があったかといった把握は困難であったと考えられる。そこで、後期行動計画では、成果を段階的に把握する評価指標として、どこに運用改善点があるか把握できるよう、例えば、「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定し、評価することが望ましい。

また、後期行動計画においては、計画実施前の実績（ベースライン）及び実施後の実績を把握し、後期行動計画を評価することが望ましい。

計画実施途中についても、「自治体で実施している意識調査」、「マーケティング調査」、「モニター調査」などを活用して、複数年ごとに進捗状況を把握することも考えられる。広域または都道府県において実績把握を行い、市町村にフィードバックすることも考えられる。

さらに、後期行動計画の評価方法に基づき、前期行動計画についても評価することができる場合、例えば、前期計画のニーズ調査において、意識調査を実施しており、満足度など既存データとして把握済みの場合などは、前期行動計画の評価も行い、後期行動計画の策定に活用することも期待される。

ＰＤＣＡの過程が住民に開かれた形で行われ、利用者の視点に立って行われることが重要であり、子育て当事者、子育て支援活動を行う団体等の参画を得ることも重要である。

2. 評価指標例、評価方法例（具体的な評価方法の説明）

（1）評価指標の設定方法

以下は、上記の「評価の枠組み」の考え方および現行の策定指針の施策体系を踏まえた評価指標のイメージ図である。具体的な評価指標例については、別紙で提示している。

各自治体においては、別紙の評価指標例を参考に指標を設定し、点検・評価を行うことが望ましいが、上記の「１．評価の枠組み」に沿った考え方に基づくものであれば、各自治体独自で工夫した手法とすることが考えられる。

別紙では、各施策の大項目ごとに考えられるアウトカム指標を例示しているが、すべての施策単位で設定する必要はなく、自治体が重点とする分野を中心に、評価の必要性に応じて設定して構わない。

自治体独自の評価指標、評価方法については、「利用者の視点に立ち」、「計画のＰＤＣＡサイクルの実効性を高める」という視点からも、地域住民や子育て支援関係者等の意見を踏まえて、検討することが望ましい。

評価指標のイメージ図

施策		個別事業レベルの評価指標（アウトプット）	施策レベルの評価指標（アウトカム）				計画全体の評価指標（アウトカム）	
大項目			認知度・理解度	利用度	達成度		意向度等	既存統計データ
中項目	個別事業				実績評価	既存統計データ		
地域における子育ての支援								
地域における子育ての支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業	××箇所	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度（サービス対象者に占める利用者の割合） ※以下の施策レベルについても同様	・地域のサービス・施設が利用しやすいと感じる割合 ・地域の中での子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと感じる割合 ・母子保健施策と地域の子育て支援サービスの連携が行われているか	―	【★子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合】 ・現在の家庭・地域環境において、もう一人子どもを産み育てたいと思う割合 ・希望する子どもの数と現実の差	●出生数 ●合計特殊出生率 ●■世帯あたり子ども数
	子育て短期支援事業（ショートスティ事業）	××箇所						
	子育て短期支援事業（トワイライトスティ事業）	××箇所						
	地域子育て支援拠点事業	××箇所						
保育サービスの充実	通常保育事業	××人			【★希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合】 ・保育サービスが利用しやすいと感じる割合	●保育所在所率（公私別） ●待機児童数（年齢別） ●保育所において保育指針を作成している施設の割合		◇児童のいる世帯の母親の就業率 ◇出産、育児を理由とした離職者の割合 ◇「育児」、「子供の教育」に対する悩みやストレスのある父母の割合
	病児・病後児保育	××箇所						
	延長保育事業	××箇所						
	休日保育事業	××箇所						
	夜間保育事業	××箇所						
	特定・一時保育事業	××箇所						
	…事業	××箇所						
	…事業	××人						
	…事業	××人						

①個別事業レベルの評価指標

- 個別事業のうち、事業目標を設定した事業については、当該個別事業の実績を把握することが望ましい。事業目標を設定していない事業についても、必要に応じて各

自治体で任意に個別事業の実績を把握することが望ましい。

- なお、任意に個別事業を選定する際は、各自治体の事業実施状況を踏まえ、可能な限り、自治体の施策領域で少なくとも１つ、主要な個別事業を選定することが望ましい。

②施策レベルの評価指標

- 市町村及び都道府県の計画体系に応じて、アウトカム指標を設定することが望ましい。
- 施策レベルのアウトカム指標として、成果を段階的に把握する評価指標として、「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定することが考えられる。ただし、実務上、段階的に評価指標を設定し、把握することが困難な場合は、達成度（満足度等）の評価指標を優先的に設定し、実績を把握することが望ましい。
- 達成度の評価指標は、各施策目標を基に評価指標案を作成しており、満足度等の利用者の視点に立った評価指標と既存統計データを設定する方法が考えられる。可能な限り、利用者の視点に立った評価指標と既存統計データの両方の実績を把握し、点検・評価することが望ましい。
- 満足度等の利用者の視点に立った評価指標については、意識調査や利用者等に対するグループインタビュー等を通じて、実績を把握する方法が考えられる。また、既存統計データについては、可能な限り、例示している既存統計データを参考として、点検・評価を行うことが望ましい。
- なお、都道府県、市町村の間で、実施している事業内容や統計データの整備状況等が異なることが想定されるため、別添資料の評価指標例のうち、都道府県、市町村のいずれで設定、把握することが望ましいかを区別している。

③計画全体の評価指標

- 計画全体のアウトカム指標は、意向度等の利用者の視点に立った評価指標と既存統計データを設定する方法が考えられる。可能な限り、意向度等の利用者の視点に立った評価指標と既存統計データの両方の実績を把握し、点検・評価することが望ましい。
- 男性の家事・育児関連時間のデータなど、これまで、地方公共団体では把握されていないデータも多く、都道府県や市町村単位で意識調査などを通じて把握することも考えられる。
- 計画全体のアウトカム指標としては、多様な主体の参画を得て、次世代育成支援対策地域協議会などで設定していくことが重要である。国や都道府県が示す重点的な理念や施策方針、自治体の総合計画等の施策方針、地域のニーズとして把握されたものを合わせて考慮し、設定することが重要である。

３．自治体独自の評価指標、評価方法の検討

（１）評価指標の設定

・　施策レベルの評価指標のうち、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略においては、「働き方の見直し」による「仕事と生活の調和」の実現と多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として進めていく必要があるとされており、『地域における子育ての支援』、『職業生活と家庭生活の両立の推進』については、自治体の取組比較が可能となるような共通の指標を設定することが望ましい。指標例としては、以下が考えられる。これらの指標については、各自治体において意識調査等に基づき設定することが望ましい。

なお、設定された指標については、参考までに国に報告を求めることもあるので、留意願いたい。

共通の指標例

施策	評価指標
地域における子育ての支援	①子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
	②希望した時期に保育サービスを利用することができたと感じる割合（保育サービスの利便性）
	③子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じる割合（子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）がいる保護者の割合）
職業生活と家庭生活との両立の推進	④仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合（希望と現実の差）

共通の指標の設問例

【回答者全員】

①子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

【質問 1】あなたは、自分にとって子育てを楽しいと感じることが多いと思いますか？それとも辛いと感じることが多いと思いますか？回答欄の中から１つ選んで○をつけて下さい。

回答欄	
a　楽しいと感じることの方が多い	b　楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい
c　辛いと感じることの方が多い	d　その他 （　　）
e　わからない	

※上記の調査方法は、内閣府「少子化に関する世論調査報告書」（平成 11 年）、「社会意識に関する世論調査報告書」（平成 14 年）を基に作成

【質問 2】（更問：必要に応じ追加）

・上記の【質問 1】で“a”を回答した方にお伺いします。子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じていますか？

・上記の【質問 1】で“b”“c”を回答した方にお伺いします。自分にとって子育ての辛さを解消するために必要なことは何ですか？

回答欄の中からの中から必要なもの上位３つを選んで○をつけて下さい。

回答欄	
a　地域における子育て支援の充実	b　保育サービスの充実
c　子育て支援のネットワークづくり	d　地域における子どもの活動拠点の充実
e　妊娠・出産に対する支援	f　母親・乳児の健康に対する安心
g　子どもの教育環境	h　子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
i　仕事と家庭生活の両立	j　子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
k　要保護児童に対する支援	l　その他（　　）

②保育サービスの利便性

【質問 4】あなたは、希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができましたか。回答欄の中から１つ選んで○をつけて下さい。また、ｂに○をつけた方は、どのように調整したか内容をお答え下さい。

回答欄	
a　利用できた	b　育児休業を切り上げるなど調整して利用できた
c　利用できなかった	d　その他（　　）
ｂの内容（　　）	

③子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）がいる保護者の割合

【質問 3】あなたは、子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）がいると思いますか？「a. いる」と回答した方は、当てはまるものを選択肢の中から選んで○をつけて下さい。

回答欄	
a　いる	b　いない

↓

a　親や家族	b　近所の人
c　子育てのための施設	d　学校や教員
e　行政	f　その他（　　）

④仕事時間と生活時間の希望と現実の差

【質問 5】あなたの生活の中で、「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度についてお伺いします。「希望」と「現実」それぞれについて回答欄の中から１つ選んで○をつけて下さい。

回答欄：「希望」	
a　仕事時間を優先	b　家事（育児）時間を優先
c　プライベートを優先	d　その他（　　）

回答欄：「現実」	
a　仕事時間を優先	b　家事（育児）時間を優先
c　プライベートを優先	d　その他（　　）

なお、上記の他にも、住民等の意向を把握する設問の設定が考えられるが、設問例については、前期「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅳ　ニーズ調査」、「４　モデル調査票に必要に応じて加えるべき項目」も参照していただきたい。

（２）具体的な評価方法

- 後期行動計画においては、可能な限り、成果を段階的に補足する評価指標「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定し、認知度、利用度、達成度それぞれの実績を基に、成果の達成段階を把握し、改善方策を検討する方法が考えられる。以下は、この評価方法の一例である。

評価方法の例

【例 1】認知度 20%→利用度 80%→満足度 70%であった場合

・認知度は低いが、認知している者においては、大部分が利用した経験があり、満足度も高い。そのため、改善方策としては、認知度を高めるための周知広報が必要である。

【例 2】認知度 80%→利用度 20%→満足度 30%であった場合

・認知度は高いが、認知している者の半数以下において利用経験が無い。そのため、利用者の利便性の改善等、事業枠組みの再検討が必要である。

【例 3】認知度 20%→利用度 20%→満足度 20%であった場合

・認知度、利用度、満足度のすべてが半数を割っている。そのため、個別事業のアウトプット指標の実績を確認し、個別事業のうち、目標水準を達成していない事業が無いか、供給体制を踏まえて希望する事業量と実際の目標量に大きな乖離がある事業が無いか、といった個別事業に係る分析を行い、改善方策を検討する。

家族類型の作成フロー

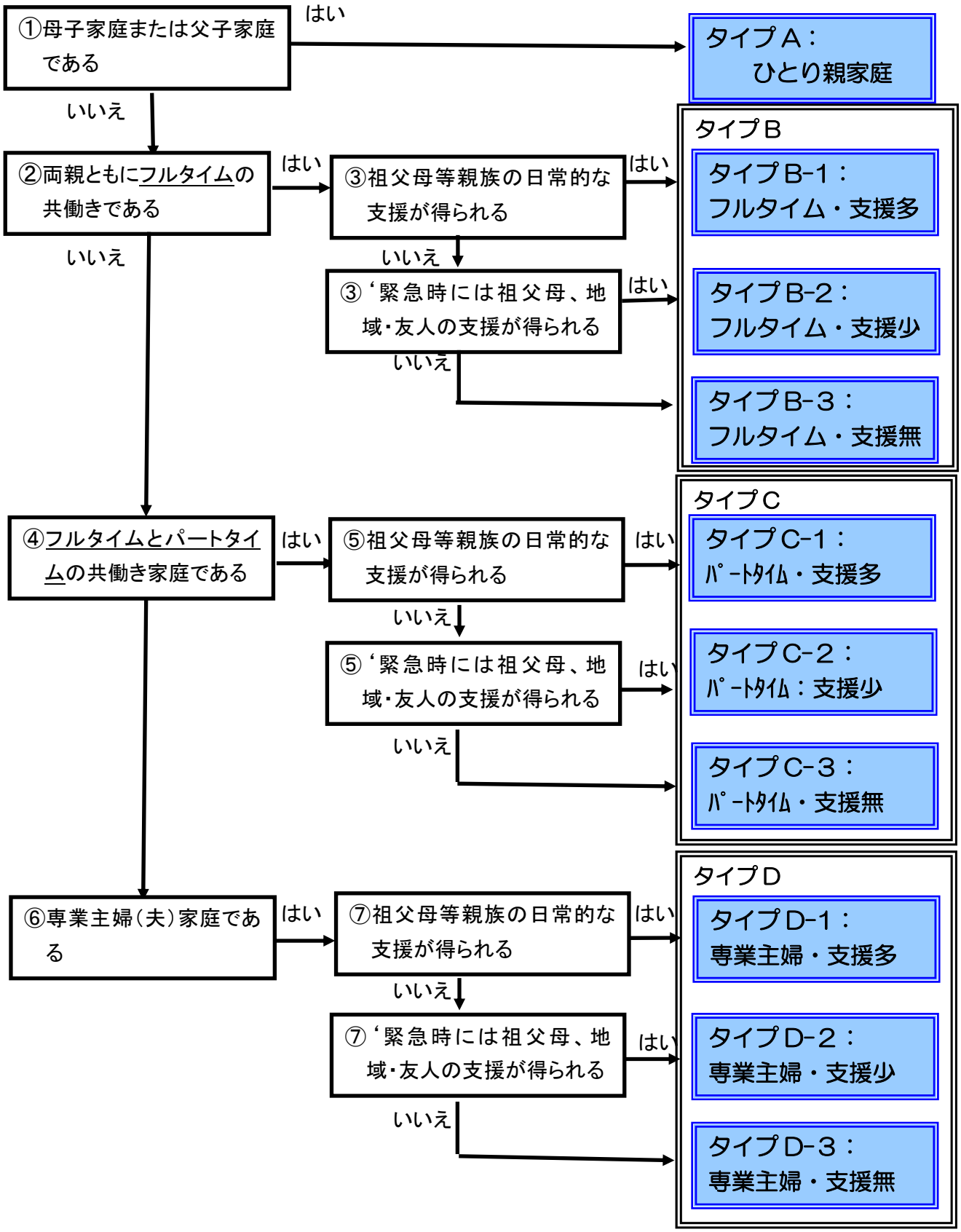
①母子家庭または父子家庭である
はい
タイプＡ：
ひとり親家庭
いいえ
②両親ともにフルタイムの共働きである
はい
③祖父母等親族の日常的な支援が得られる
はい
タイプＢ
タイプＢ-１：
フルタイム・支援多
いいえ
③‘緊急時には祖父母、地域･友人の支援が得られる
はい
タイプＢ-２：
フルタイム・支援少
いいえ
タイプＢ-３：
フルタイム・支援無
いいえ
④フルタイムとパートタイムの共働き家庭である
はい
⑤祖父母等親族の日常的な支援が得られる
はい
タイプＣ
タイプＣ-１：
ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ・支援多
いいえ
⑤‘緊急時には祖父母、地域･友人の支援が得られる
はい
タイプＣ-２：
ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ：支援少
いいえ
タイプＣ-３：
ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ・支援無
⑥専業主婦（夫）家庭である
はい
⑦祖父母等親族の日常的な支援が得られる
はい
タイプＤ
タイプＤ-１：
専業主婦・支援多
いいえ
⑦‘緊急時には祖父母、地域･友人の支援が得られる
はい
タイプＤ-２：
専業主婦・支援少
いいえ
タイプＤ-３：
専業主婦・支援無

就学前児童票（案）

注）　潜在ニーズの把握のための項目として設定することが必要。

潜在ニーズの詳細な分析に必要な項目であり、自治体の必要性に応じ設定。

基本的にニーズ推計には直接用いないが、ニーズの背景等を分析するために、自治体の必要性に応じ設定。

1. 封筒のあて名のお子さんとご家族の状況についてお伺いします。

調査対象世帯の状況を把握するためのフェイス項目群。クロス集計に活用する場合が多いと考えられるため設定してあるが、当該自治体の問題意識に応じて取捨選択すること。

問1　封筒のあて名のお子さんの生年月をお伺いします。

平成 □□ 年 □□ 月　生まれ

宛名の子どもの年齢を把握。年齢別の推計ニーズ量を算出したい場合に活用。

問2　封筒のあて名のお子さんを含め、お子さんは何人いらっしゃいますか。また、２人以上いらっしゃる場合、末子の年齢（平成〇年4月1日現在の年齢）をご記入下さい。

□ 人　　末子の年齢 □ 歳

世帯の子ども人数及び末子の年齢を把握。将来の母親の再就職時期等を把握したい場合などに活用。

問3　宛名のお子さんとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてお伺いします。続柄はあて名のお子さんからみた関係です。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 父母同居　2. 父同居(ひとり親家庭)　3. 母同居(ひとり親家庭)　4. 祖父同居
5. 祖母同居　6. 祖父近居　7. 祖母近居　8. その他

家庭内の支援の可能性の観点から同居の祖父母等の有無を把握。核家族か三世代家族か、ひとり親世帯かを区別する。家族類型の設定に活用。

問4　日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる
3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる
5. いずれもない

友人や地域の支援の可能性の観点から把握。日常的あるいは緊急時に預け先があるかどうかを把握する。家族類型を詳細に設定したい自治体で活用。

問4-1は、問４で「1. 」または「2.」を選ばれた方にお伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

問4-1　祖父母に預かってもらっている状況について、お伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない
2. 祖父母の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. その他

ライフスタイルの変更希望（身内や友人・知人からの支援に関する将来の考え方）を把握する。ニーズ推計において、家族類型を詳細に設定したい自治体では、潜在家族類型設定に活用。

問4-2は、問４で「3.」または「4.」を選ばれた方にお伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

就学前児童票（案）

問4-2 友人や知人に預かってもらっている状況について、お伺いします。あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。

1. 友人・知人に預かってもらうことについては、特に問題はない
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. その他

問4－1に同じ

問5 あて名のお子さんの身の回りの世話などを主にしている方として、あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。続柄は宛名のお子さんから見た関係です。

1. 主に父親　2. 主に母親　3. 主に祖父母　4. その他

保育等の発生ニーズにもっとも影響が大きい保護者を特定。

問□ お住まいの地区としてあてまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。（必要に応じ）

1. ○○	2. ○○	3. ○○	4. ○○
5. ○○	6. ○○	7. ○○	8. ○○

保育等のニーズを地区別に集計するために把握。集計段階で行政の地区区分に集計するなどの工夫が必要。

2. 封筒の宛名のお子さんの親御さんの就労状況についてお伺いします。

問6 現在の就労状況を（自営業、家族従事者含む）お伺いします。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。併せて、〔　　〕に数字の記入をお願いします。

保護者の就労の状況を把握。ニーズ推計において家族類型の作成に活用。

（１）父親 【母子家庭の場合は記載不要】

1. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の就労時間・働いている日の平均的な帰宅時間についてお伺いします。
   【 1週当たり〔　　〕時間、帰宅時間 〔　　〕時間 】
2. 就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【 1週当たり〔　　〕日 ・ 1日当たり〔　　〕時間 】
   → フルタイムへの転換希望がありますか。
   【 ① 希望がある ② 希望があるが予定はない ③希望はない 】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない

就労時間、帰宅時間については直接ニーズの推計には使用しないが、働き方に関する現状の把握や地域住民の生活実態の把握に活用。その場合、合わせて父母の「家事・育児時間」や「子どもと過ごす時間」、「１週間のうち夕食を家族で取る回数」などを把握することも考えられる。

就学前児童票（案）

（2）母親

1. 就労している（フルタイム；産休・育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の就労時間・働いている日の平均的な帰宅時間についてお伺いします。
   【 1週当たり〔　　〕時間、帰宅時間 〔　　〕時間 】
2. 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【 1週当たり〔　　〕日 ・ 1日当たり〔　　〕時間 】
   → フルタイムへの転換希望がありますか。
   【 ① 希望がある ② 希望があるが予定はない ③希望はない 】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない

問７は、問６の「（２）母親」で「4. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「5.これまでに就労したことがない」を選ばれた方にお伺いします。該当しない方は、問８へお進みください。

問7　母親の就労希望はありますか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）（→ 問7-1へ）
2. 有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）（→ 問7-1へ）
3. 無（→ 問8へ）

母親の就労希望について把握。ニーズ推計において、ライフスタイルの変更希望の１つの要素として、家族類型（変更希望）の設定に活用（問7、問7－1）。

問7-1及び問7-2は、問7で「1.有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）」、「2.有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-1　就労希望の形態はどのようなものですか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。
（パート、アルバイトを希望の方は一週当たり日数及び一日当たり時間も記入してください。）

1. フルタイムによる就労
2. パートタイム、アルバイト等による就労（週当たり〔　〕日・一日当たり〔　〕時間）

問7-2　就労希望がありながら、現在働いていない理由は何ですか。もっとも近い答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 保育サービス（＊）が利用できれば就労したい
2. 働きながら子育てできる適当な仕事がない
3. 自分の知識、能力にあう仕事がない
4. 家族の考え方(親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
5. その他（　　）

就労希望のうち、保育サービスが前提と考える者の把握等に活用。

（＊）この調査において**「保育サービス」**とは、**【認可保育園、認定子ども園、家庭的な保育（いわゆる保育ママ）、事業所内保育施設、市区町村等自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設、幼稚園（通常の就園時間）、幼稚園（通常の就園時間を延長して預かるサービス）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンターで、定期的に受けているサービス】**としています。
以下の設問も同様の定義です。サービスの説明については、問9-1を参照してください。

就学前児童票（案）

問7-3は、問7で「2.有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-3 宛名のお子さんも含めて一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか。

□ 歳になったとき

母親のみなさんすべてにお伺いします。

問8 封筒の宛名のお子さんの出産前後（前後それぞれ１年以内）に離職をしましたか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 離職した （→ 問8-1へ）
2. 継続的に働いていた（転職も含む） （→ 問9へ）
3. 出産１年前にすでに働いていなかった （→ 問9へ）

ニーズ推計には、育児休業等両立支援策の充実による継続就業の増加や、そのことによる０歳児、１歳児保育ニーズの増加に反映させることが可能。問8、問8-1を用いて、支援充実に伴う「継続就業」の変化を把握可能。

問8-1は、問8で「1．離職した」を選ばれた方にお伺いします。「2．」「3．」を選ばれた方は、問9にお進みください。

問8-1 仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続しましたか。次の中から、あなたのお考えにもっとも近い答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた
2. 職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた
3. 保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた
4. 家族の考え方(親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
5. いずれにしてもやめていた
6. その他（ ）

3. 保育サービスの利用についてお伺いします。

問9はすべての方にお伺いします。

問9 封筒のあて名のお子さんの現在の保育サービス（P3の定義参照）の利用の有無についてお伺いします。日頃、定期的にお子さんを預けるサービスを利用していらっしゃいますか。

1. 利用している （→ 問9-1へ）
2. 利用していない （→ 問9-4へ）

就学前児童票（案）

問9-1～9-3は、問9で「1. 利用している 」を選ばれた方にお伺いします。

問9-1 封筒の宛名のお子さんは、現在、どのような子育て支援サービスを利用していますか。不定期に利用されるものも含めてお答えください。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。

【日中の定期的保育】

1. 認可保育所
（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
2. 家庭的な保育
（保育ママ：保育者の家庭等で子どもを預かるサービス）
3. 事業所内保育施設
（企業が従業員用に運営する施設）
4. 自治体の認証・認定保育施設
（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
5. 認定こども園
【共通利用時間のみの保育の利用】
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）
6. 認定こども園
【共通利用時間（４時間程度）以上の保育の利用】
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）
7. その他の保育施設
8. 幼稚園（通常の就園時間）
9. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）
10. ベビーシッター
11. ファミリーサポートセンター（地域住民による子どもの預かりｻｰﾋﾞｽ）

子育て支援サービスの利用実態を把握。通常保育等のサービス利用率算出に用いる。当該自治体で実施されているサービスを、利用者に分かる名称で示す等の工夫が必要。

問9-2及び問9-3は、問9-1で「1.」～「9.」の選択肢を選んだ方にお伺いします。

問9-2 現在の保育サービスの利用状況についてお伺いします。
１週あたり何日、１日あたり何時間（何時から何時まで）保育サービス(延長保育なども含めます)を利用していらっしゃいますか。枠内に具体的な数字でお答えください。時間は、必ず 9:00～18:00（例）のように24時間制でご記入ください。

１週当たり [ ] 日　　１日あたり [ ] 時間　　([ ] 時～ [ ] 時)

利用状況及び利用している理由について、本設問では「日中の定期的な保育」に限定して把握。問9-1の選択肢「10.ベビーシッター」及び「11.ファミリーサポートセンター」については、問17及び問18により、利用実態及び理由を把握。
延長保育のニーズ推計や短時間の保育ニーズ等を把握する場合に用いる。その場合、当該自治体で実施してる延長・夜間等のサービス提供時間帯に即して、問9-2の回答を分類する必要がある。

問9-3 利用されている理由についてお伺いします。主な理由の番号を１つだけ選んで○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. 家族・親族などを介護しなければならない
4. 病気や障害を持っている
5. 学生である
6. １～５までの事情はないが、子どもの教育のため
7. その他（ ）

問9-1で利用しているサービスの組み合わせパターンを作り、そのパターンごとに、問9-3の利用理由を分析することが可能。

就学前児童票（案）

問9-4は、問9で「2. 利用していない 」を選ばれた方にお伺いします。

問9-4 保育サービスを利用していない理由は何ですか。主な理由の番号を１つだけ選んで○をつけてください。

1. （子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 預けたいが、保育サービスに空きがない
5. 預けたいが、経済的な理由でサービスを利用できない
6. 預けたいが延長・夜間等の場所や時間帯の条件が整わない
7. 預けたいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない
8. 子どもがまだ小さいため。（＿＿歳くらいになったら預けようと考えている）
9. その他（ ）

問9-1で利用しているサービスの組み合わせパターンを作り、そのパターンごとに、問9-4の利用していない理由を分析することが可能。ニーズ推計で求めた潜在ニーズと現状ニーズのギャップの背景を分析することが可能。

サービスの利用希望について、すべての方にお伺いします。

問10 封筒の宛名のお子さんに関して、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、（利用日数・回数や利用時間が）足りていないと思う保育サービスはどれですか。**現在就労していないが、今後就労希望のある方は、就労した場合を想定してお答えください**。次の中からあてはまる答えの番号を選んで○をつけてください。

【日中の定期的保育】

1. 認可保育所
（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
2. 家庭的な保育
（保育ママ：保育者の家庭等で子どもを預かるサービス）
3. 事業所内保育施設
（企業が従業員用に運営する施設）
4. 自治体の認証・認定保育施設
（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
5. 認定こども園
【共通利用時間のみの保育の利用】
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）
6. 認定こども園
【共通利用時間（４時間程度）以上の保育の利用】
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）
7. その他の保育施設
8. 幼稚園（通常の就園時間）
9. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）
10. 延長保育
11. ベビーシッター
12. ファミリーサポートセンター （地域住民による子どもの預かりｻｰﾋﾞｽ）

【その他保育】

13. 一時預かり
（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス）
14. 病児・病後児保育
（子どもの病気時の保育）

【その他】

15. 特にない

子育て支援サービスの利用希望を把握。問10-1と合わせて保育所に対するニーズとして、通常保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、特定保育事業のニーズを、また、トワイライトステイ事業などのニーズを把握することができる。主な希望サービスについては、地域のサービス資源を勘案し、当該自治体の独自施策も含める等、選択肢を工夫することが必要。

就学前児童票（案）

問10-1及び問10-2は、問10で「１.」～「１１.」の選択肢を選んだ方にお伺いします。選択されたサービスそれぞれについてお答えください。

問10-1 今後の利用希望についてお伺いします。
１週あたり何日、１日あたり何時間（何時から何時まで）保育サービス(延長保育なども含めます)を希望しますか。枠内に具体的な数字でお答えください。時間は、必ず　9:00～18:00（例）のように24時間制でご記入ください。

選択したサービス番号 [　　]

１週当たり [　　] 日　　１日あたり [　　] 時間　（[　　] 時～ [　　] 時）

選択したサービス番号 [　　]

１週当たり [　　] 日　　１日あたり [　　] 時間　（[　　] 時～ [　　] 時）

延長保育の潜在ニーズ推計や、短時間の潜在的なニーズを把握する場合に用いる。その場合、当該自治体で実施してる延長・夜間等のサービス提供時間帯に即して、問10-1の回答を分類する必要がある。回答欄は適宜追加する。

問10-2 サービスを利用したいと考えている理由はどのようなことですか。次の中からもっともあてはまるものを１つだけ選んで○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい
3. 就労予定がある／求職中である
4. そのうち就労したいと考えている
5. 就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい
6. 家族・親族などを介護しなければならない
7. 病気や障害を持っている
8. 学生である／就学したい
9. その他（　　）

問10で利用したいサービスの組み合わせパターンを作り、そのパターンごとに、問10-2の利用希望理由を分析することが可能。さらに、問9のサービス利用状況と合わせて分析することが可能。

封筒の宛名のお子さんの土・休日の保育について、すべての方に希望をお伺いします。

問11 封筒のあて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、保育サービスなど（一時的な利用は除きます）の利用希望がありますか。
※保育サービスなどとは、保育所、幼稚園、認可外保施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

【土曜日】

1. ほぼ毎週利用したい
2. 月に１～２回は利用したい

⇨ 利用したい時間帯をお答えください。（　　時から　　時まで）

3. 利用希望はない

【日曜日・祝日】

1. ほぼ毎週利用したい
2. 月に１～２回は利用したい

⇨ 利用したい時間帯をお答えください。（　　時から　　時まで）

3. 利用希望はない

土曜日及び日曜日、休日の保育ニーズを把握。

就学前児童票（案）

4. 宛名のお子さんの病児・病後児保育についてお伺いします。

問12　保育サービスを利用している保護者の方にお伺いします。この１年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の保育サービス（問7-2の定義参照）が利用できなかったことはありますか。

1. あった　（→ 問12-1,2へ）
2. なかった　（→ 問13へ）

病児・病後児保育の推計ニーズ量の算出のための項目。現状の利用量は、問12-1の選択肢５の日数。潜在ニーズ推計のため、子どもが病気やケガで通常の保育サービスが受けられなかったときの対処方法及び日数を把握。父親・母親が休んだ日数及び親族・知人に預けた日数のうち、施設等に預けたい日数を病児・病後児の潜在利用ニーズとして用いることも可能。自治体の判断により、潜在ニーズをより広くとってもかまわない。

この１年間の、お子さんが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった場合の対処方法と、仕事を休んだ日数はどれくらいありましたか。父親、母親等それぞれについてお答えください。

問12-1　この１年間の対処方法とそれぞれの日数は概ね何日ですか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。
（半日程度についても１日としてカウントしてください）

問12-2　「父親または母親が休んだ」、「親族・知人に預けた」欄に回答された方に伺います。その際、できれば施設に預けたいと思われた日数はどれくらいありますか。枠内に日数を記入してください。

1. 父親が休んだ		日
2. 母親が休んだ		日
3.（同居者を含む）親族・知人に預けた		日
できれば施設等に預けたい		日
4. 就労していない保護者がみた		日
5. 病児・病後児の保育サービスを利用した（保育所で実施しているサービスを含む）		日
6. ベビーシッターを頼んだ		日
7. ファミリーサポートセンターにお願いした		日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた		日
9. その他（　　）		日

就学前児童票（案）

5.　すべての方に、宛名のお子さんの一時預かりのことについてお伺いします。

問13　この１年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたことはありましたか。（半日程度についても１日としてカウントしてください）

1. ある　→　年間 □□ 日

（理由別）

① 私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的　□□ 日

② 冠婚葬祭、子どもの親の病気　□□ 日

③ 就労　□□ 日

2. ない

一時預かりの推計ニーズ量算出のための項目。現状は、問13の「1.」の日数で家族類型別の利用実態を把握。潜在ニーズは、問14で回答した人の日数。

問14　今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数・回数を増やしたいと思いますか。希望がある方は枠内に数字をご記入ください。

月に □ 日くらい

6.　すべての方に、宛名のお子さんの宿泊を伴う一時預かりのことについてお伺いします。

問15　この１年間に、保護者の用事などにより、宛名のお子さんを泊まりがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか。

1. あった（預け先が見つからなかった場合を含む）　（→ 問15-1,2へ）

2. なかった　（→ 問16へ）

ショートスティの推計ニーズ量の算出のための項目。
ショートスティを必要とした場合の対処方法及び日数、親族・知人が対応した場合の困難度を把握。この困難度は、推計ニーズ量の算出にあたっての優先順位をつける際に活用。

問15-1　この１年間の対処方法とそれぞれの泊数は概ね何日ですか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。

問15-2　その場合の困難度はどの程度でしたか。（あてはまる答えの番号１つに○をつけてください。）

1.（同居者を含む）親族・知人に預けた　□□ 泊　→　1.非常に困難 / 2.どちらかというと困難 / 3.特に困難ではない

2. 保育サービス（※右下注）を利用した　□□ 泊

3. 仕方なく子どもも同行させた　□□ 泊

4. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた　□□ 泊

5. その他（　　）　□□ 泊

※ショートスティ事業を実施している施設、認可外保育施設、ベビーシッターなど

7.　来年度就学予定の児童を持つ保護者の方にお伺いします。

問16　宛名のお子さんについて、小学校入学以降の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブを利用したいと思いますか。

【放課後児童クラブ…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子ども（おおむね10歳未満）の生活の場を提供するものです。】

1. 利用したい　→ 週 □ 日くらい

2. 利用予定はない

当該自治体における就学前児童のサービスニーズと就学児童のサービスニーズの差を把握するために活用

就学前児童票（案）

8.　すべての方に、ベビーシッターの利用についてお伺いします。

ベビーシッターを利用していらっしゃる方にお伺いします。

問17　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1. 主たる保育サービスとして利用している
2. 保育施設等の利用で足りない時間を補う目的で利用している（朝・夕等）
3. 子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
4. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
5. 親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
6. その他の目的で利用している

ベビーシッターの推計ニーズ量算出のための項目。現状は、問17に回答した人の割合と問17-1の日数・時間で家族類型別の利用実態を把握。潜在希望利用率は、問10で把握。

問17-1　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］日くらい　　1回あたり［　　］時間程度

9.　すべての方に、ファミリーサポートセンターの利用についてお伺いします。

問18　ファミリーサポートセンターを利用していますか

1. 利用している　（→　問18-1,2,3へ）
2. 利用していない　（→　問18-4へ）

問18-1 どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1. 主たる保育サービスとして利用している
2. 保育施設等の利用で足りない時間を補う目的で利用している（朝・夕等）
3. 子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
4. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
5. 親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
6. 保育施設等の送り迎えに利用している
7. その他の目的で利用している

ファミリーサポートセンターの推計ニーズ量算出のための項目。現状は、問18で「1.」と回答した人の割合と問18-1の日数・時間で家族類型別の利用実態を把握。潜在希望利用率及びニーズ量はは、問18-3及び18-4で把握。

問18-2 どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］日くらい　　1回あたり［　　］時間程度

問18-3 利用日数・回数を増やしたいと思いますか。希望がある場合は枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］時間くらい

▶問18-4 今は利用していないが、できれば利用した方は、枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］時間くらい

就学前児童票（案）

10.　すべての方にお伺いします。

問19　封筒の宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、つどいのひろば、子育て支援センター等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）をご記入ください。

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）
　　１週あたり　〔　　〕回
2. その他当該自治体で実施している同様の事業（具体名）
　　１週あたり　〔　　〕回
3. 利用していない

地域子育て支援拠点事業の利用実態及び利用希望について把握。

問20　今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。希望がある方は枠内に数字をご記入ください。

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）
　　１週あたり　〔　　〕回
2. その他当該自治体で実施している同様の事業（具体名）
　　１週あたり　〔　　〕回
3. 特にない

問19で「3. 利用していない」を選んだ方にお伺いします。

問20-1　現在利用していない理由はどのようなことですか。次の中からもっともあてはまるものを１つだけ選んで○をつけてください。

1. 利用したいサービスが地域にない
2. 地域のサービスの質に不安がある
3. 地域のサービスの利便性（立地・開催時間・日数等）が悪く利用しづらい
4. 利用料がかかる
5. 自分がサービスの対象者になるのかどうかわからない
6. 時間がない
7. サービスの利用方法（手続き等）がわからない
8. その他
9. 特に理由はない

子育て支援サービスの認知度・利用度についてお伺いします。

問21　下記のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後、利用したいと思いますか。サービスごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」、「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

	A 知っている		B これまでに利用したことがある		C 今後利用したい	
①母親学級、両親学級、育児学級	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
②保健センターの情報・相談サービス	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
③家庭教育に関する学級・講座	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
④教育相談センター・教育相談室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑦児童館	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑧子育ての総合相談窓口	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑨自治体が発行している子育て支援情報誌	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑩育児支援家庭訪問事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑪○○○○事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑫□□□□サービス	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

保育以外の子育て支援サービスの認知度、利用実態及び利用希望について把握。地域のサービス資源を勘案し、当該自治体の独自施策を含める等、適宜工夫することが必要。

就学前児童票（案）

11.育児休業制度の利用についてお伺いします。

育児休業制度利用と保育サービスの利用ニーズとの関係を分析することが可能。

問22 封筒の宛名のお子さんについて、母親又は父親が育児休業制度を利用なさいましたか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 母親が利用した
2. 父親が利用した （→ 問22-1へ）
3. 母親と父親の両方が利用した
4. 利用しなかった

問22-1及び問22-2は、母親又は父親が育児休業を取得されていた方についてお伺いします。

問22-1 育児休業から復帰なさったとき、お子さんの月齢は何ヶ月でしたか。枠内に、具体的に数字でご記入下さい。（お子さんが1歳以上の場合も月に換算してお答えください。問22で「3．」とお答えになった方は、最後の育児休業利用者が復帰された時についてお答えください。）

子どもは [　　] ヶ月だった

問22-2 育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できましたか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 育児休業期間を調整せずにできた
2. 育児休業期間を調整したのでできた （→ 問22-3へ）
3. できなかった （→ 問22-4へ）
4. 希望しなかった

問22-3 「2. 育児休業期間を調整したのでできた」を選ばれた方にお伺いします。育児休業明けに希望する保育サービスが確実に利用できたとしたら、育児休業は実際に取得した期間と変わりましたか。あてはまる答えの番号に○をつけ、「2.」及び「3.」を選ばれた方は、枠内に数字でご記入ください。

1. 変わらない　2. 長くした [　　] ヶ月　3. 短くした [　　] ヶ月

問22-4 「3. できなかった」を選ばれた方にお伺いします。どのように対応されましたか。

1. 希望とは違う認可保育所を利用した
2. 事業所内の保育サービスを利用した
3. 上記以外の保育サービスを利用した
4. 家族等にみてもらうことで対応した
5. 仕事を辞めた

※ニーズ把握のための設問は以上です。以下には、子育てに関する意識などに関する設問を、市区町村で任意に加えてください。まお、保育所などの利用満足度に関する設問などは、施設などを通じて利用者のみに別の調査を行うことも可能です。

就学児童票（案）

注）　潤在ニーズの把握のための項目として設定することが必要。

潤在ニーズの詳細な分析に必要な項目であり、自治体の必要性に応じ設定。

基本的にニーズ推計には直接用いないが、ニーズの背景等を分析するために、自治体の必要性に応じ設定。

1. 封筒のあて名のお子さんとご家族の状況についてお伺いします。

調査対象世帯の状況を把握するためのフェイス項目群。クロス集計に活用する場合が多いと考えられるため設定してあるが、当該自治体の問題意識に応じて取捨選択すること。

問1　封筒のあて名のお子さんの生年月をお伺いします。

平成 □□ 年 □□ 月　生まれ

宛名の子どもの年齢を把握。年齢別の推計ニーズ量を算出したい場合に活用。

問2　封筒のあて名のお子さんを含め、お子さんは何人いらっしゃいますか。また、２人以上いらっしゃる場合、末子の年齢（平成〇年4月1日現在の年齢）をご記入下さい。

□ 人　　末子の年齢 □ 歳

世帯の子ども人数及び末子の年齢を把握。将来の母親の再就職時期等を把握したい場合などに活用。

問3　宛名のお子さんとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてお伺いします。続柄はあて名のお子さんからみた関係です。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 父母同居　2. 父同居(ひとり親家庭)　3. 母同居(ひとり親家庭)　4. 祖父同居
5. 祖母同居　6. 祖父近居　7. 祖母近居　8. その他

家庭内の支援の可能性の観点から同居の祖父母等の有無を把握。核家族か三世代家族か、ひとり親世帯かを区別する。家族類型の設定に活用。

問4　日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる
3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる
5. いずれもない

友人や地域の支援の可能性の観点から把握。日常的あるいは緊急時に預け先があるかどうかを把握する。家族類型を詳細に設定したい自治体で活用。

問4-1は、問４で「1. 」または「2.」を選ばれた方にお伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

問4-1　祖父母に預かってもらっている状況について、お伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない
2. 祖父母の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. その他

ライフスタイルの変更希望（身内や友人・知人からの支援に関する将来の考え方）を把握する。ニーズ推計において、家族類型を詳細に設定したい自治体では、潤在家族類型設定に活用。

問4-2は、問４で「3.」または「4.」を選ばれた方にお伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

問4-2　友人や知人に預かってもらっている状況について、お伺いします。あてはまる答えの番号すべてに〇をつけてください。

1. 友人・知人に預かってもらうことについては、特に問題はない
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. その他

問４－１に同じ

就学児童票（案）

問5　あて名のお子さんの身の回りの世話などを主にしている方として、あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。続柄は宛名のお子さんから見た関係です。

1．主に父親	2．主に母親	3．主に祖父母	4．その他

保育等の発生ニーズにもっとも影響が大きい保護者を特定。

問　お住まいの地区としてあてまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. ○○	2. ○○	3. ○○	4. ○○
5. ○○	6. ○○	7. ○○	8. ○○

保育等のニーズを地区別に集計するために把握。集計段階で行政の地区区分に集計するなどの工夫が必要。

就学児童票（案）

2. 封筒の宛名のお子さんの親御さんの就労状況についてお伺いします。

問6　現在の就労状況を（自営業、家族従事者含む）お伺いします。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。併せて、〔　　〕に数字の記入をお願いします。

保護者の就労の状況を把握。ニーズ推計において家族類型の作成に活用。

（1）父親

1. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の就労時間・働いている日の平均的な帰宅時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕時間、帰宅時間　〔　　〕時間　】
2. 就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕日　・　1日当たり〔　　〕時間　】
   → フルタイムへの転換希望がありますか。
   【　①　希望がある　②　希望があるが予定はない　③希望はない　】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない

就労時間、帰宅時間については直接ニーズの推計には使用しないが、働き方に関する現状の把握や地域住民の生活実態の把握に活用。その場合、合わせて父母の「家事・育児時間」や「子どもと過ごす時間」、「1週間のうち夕食を家族で取る回数」などを把握することも考えられる。

（2）母親

1. 就労している（フルタイム；産休・育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の就労時間・働いている日の平均的な帰宅時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕時間、帰宅時間　〔　　〕時間　】
2. 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕日　・　1日当たり〔　　〕時間　】
   → フルタイムへの転換希望がありますか。
   【　①　希望がある　②　希望があるが予定はない　③希望はない　】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない

就学児童票（案）

問７は、問６の「（２）母親」で「4.　以前は就労していたが、現在は就労していない」または「5.これまでに就労したことがない」を選ばれた方にお伺いします。該当しない方は、問８へお進みください。

問7　母親の就労希望はありますか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）　（→　問7-1へ）
2. 有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）　（→　問7-1へ）
3. 無　（→　問8へ）

母親の就労希望について把握。ニーズ推計において、ライフスタイルの変更希望の１つの要素として、家族類型（変更希望）の設定に活用（問7、問7-1）。

問7-1及び問7-2は、問7で「1.有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）」、「2.有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-1　就労希望の形態はどのようなものですか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。
（パート、アルバイトを希望の方は一週当たり日数及び一日当たり時間も記入してください。）

1. フルタイムによる就労
2. パートタイム、アルバイト等による就労（週当たり〔　　〕日・一日当たり〔　　〕時間）

問7-2　就労希望がありながら、現在働いていない理由は何ですか。もっとも近い答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 放課後児童クラブなどのサービスが利用できれば就労したい
2. 働きながら子育てできる適当な仕事がない
3. 自分の知識、能力にあう仕事がない
4. 家族の考え方(親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
5. その他（　　）

就労希望のうち、保育サービスが前提と考える者の把握等に活用。

問7-3は、問7で「2.有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-3　宛名のお子さんも含めて一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか。

□　歳になったとき

就学児童票（案）

3. 放課後児童クラブの利用についてお伺いします。

問8　宛名のお子さんについて、現在、放課後児童クラブを利用していますか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。
【放課後児童クラブ…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下で、子ども（おおむね10歳未満）の生活の場を提供するものです。問8-5の「放課後子ども教室」と連携して実施されている場合があります。】

1. 利用している　（→ 問8-1へ）
2. 利用していない　（→ 問8-2へ）

問8-1　上記の問で「1. 利用している」を選ばれた方にお伺いします。宛名のお子さんについて、放課後児童クラブの利用日数はどれくらいですか。また、利用していらっしゃる理由について、あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

週 [　　] 日くらい　→　うち土・日の利用　1. ある　2. ない

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が
1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. 家族・親族などを介護しなければならない
4. 病気や障害を持っている
5. 学生である
6. その他（　　）

問8-2　上記の問で「2. 利用していない」を選ばれた方にお伺いします。利用していない理由について、もっともあてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が
1. 現在就労していないから
2. 就労しているが、放課後児童クラブを知らなかったから
3. 就労しているが、近くに放課後児童クラブがないから
4. 就労しているが、放課後児童クラブに空きがないから
5. 就労しているが、放課後児童クラブの開所時間が短いから
6. 就労しているが、利用料がかかるから
7. 就労しているが、子どもは放課後の習い事をしているから
8. 就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから
9. 就労しているが、他の施設に預けているから
10. その他（　　）

就学児童票（案）

問8-3 問8で「2. 利用していない」を選ばれた方にお伺いします。宛名のお子さんについて、今後、放課後児童クラブを利用したいとお考えですか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 利用したい → 週 [　] 日くらい　うち土・日の利用希望　1. ある　2. ない
2. 今後も利用しない

問8-4 今後放課後児童クラブを利用したい理由について、もっともあてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. そのうち就労したいと考えている
4. 家族・親族などを介護しなければならない
5. 病気や障害を持っている
6. 学生である／就学したい
7. 就労していないが、子どもの教育などのために預けたい
8. その他（　　）

問8-5 地域によっては、放課後児童クラブと連携して行うサービスとして『放課後子ども教室』がありますが、その利用意向はありますか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。
【放課後子ども教室…すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組をするものです。】

1. 意向がある　→　週 [　] 日くらい
2. 意向がない
3. 対象のサービスがない

問9 宛名のお子さんについてお伺いします。小学４年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 放課後児童クラブを利用したい
   （1.を選ばれた方）→ 小学 [　] 年生まで利用したい
2. 放課後子ども教室を利用したい
3. クラブ活動など習い事をさせたい
4. 利用を希望するサービスは特にない
5. その他（　　）

就学児童票（案）

4. 宛名のお子さんの病児・病後児の対応についてお伺いします。

問10　この１年間に、宛名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。

1. あった　（→ 問10-1,2へ）
2. なかった　（→ 問11へ）

病児・病後児保育の推計ニーズ量の算出のための項目。現状の利用量は、問12-1の選択肢5の日数。潜在ニーズ推計のため、子どもが病気やケガで学校を休んだり、放課後児童クラブなど通常のサービスが受けられなかったときの対処方法及び日数を把握。父親・母親が休んだ日数及び親族・知人に預けた日数のうち、施設等に預けたい日数を病児・病後児の潜在利用ニーズとして用いることも可能。自治体の判断により、潜在ニーズをより広くとってもかまわない。

この１年間の、お子さんが病気やケガで学校を休んだり、放課後児童クラブなどの預かりサービスが利用できなかった場合の対処方法と、仕事を休んだ日数はどれくらいありましたか。父親、母親等それぞれについてお答えください。

問10-1　この１年間の対処方法とそれぞれの日数は概ね何日ですか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。
（半日程度についても１日としてカウントしてください）

問10-2　「父親または母親が休んだ」、「親族・知人に預けた」欄に回答された方に伺います。その際、できれば施設に預けたいと思われた日数はどれくらいありますか。枠内に日数を記入してください。

1. 父親が休んだ　□□日
2. 母親が休んだ　□□日
3. （同居者を含む）親族・知人に預けた　□□日

→ できれば施設等に預けたい　□□日

4. 就労していない保護者がみた　□□日
5. 病児・病後児の保育サービスを利用した（保育園で実施しているサービスを含む）　□□日
6. ベビーシッターを頼んだ　□□日
7. ファミリーサポートセンターにお願いした（地域住民による子どもの預かりサービス）　□□日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた　□□日
9. その他（　　）　□□日

就学児童票（案）

5.　すべての方に、宛名のお子さんの一時預かりのことについてお伺いします。

問11　この１年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたことはありましたか。（半日程度についても１日としてカウントしてください）

1. ある　→　年間 □□ 日

（理由別）

① 私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的　□□ 日

② 冠婚葬祭、子どもの親の病気　□□ 日

③ 就労　□□ 日

2. ない

一時預かりの推計ニーズ量算出のための項目。現状は、問11の「1.」の日数で家族類型別の利用実態を把握。潜在ニーズは、問12で回答した人の日数。

問12　今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数・回数を増やしたいと思いますか。希望がある方は枠内に数字をご記入ください。

月に □ 日くらい

6.　すべての方に、宛名のお子さんの宿泊を伴う一時預かりのことについてお伺いします。

問13　この１年間に、保護者の用事などにより、宛名のお子さんを泊まりがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか。

1. あった（預け先が見つからなかった場合を含む）　（→ 問13-1,2へ）

2. なかった　（→ 問14へ）

ショートスティの推計ニーズ量の算出のための項目。ショートスティを必要とした場合の対処方法及び日数、親族・知人が対応した場合の困難度を把握。この困難度は、推計ニーズ量の算出にあたっての優先順位をつける際に活用。

問13-1　この１年間の対処方法とそれぞれの泊数は概ね何日ですか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。

問13-2　その場合の困難度はどの程度でしたか。（あてはまる答えの番号１つに○をつけてください。）

1.（同居者を含む）親族・知人に預けた	□□ 泊 →	1.非常に困難	2.どちらかというと困難	3.特に困難ではない
2. 保育サービス（※右下注）を利用した		□□ 泊		
3. 仕方なく子どもも同行させた		□□ 泊		
4. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた		□□ 泊		
5. その他（　　）		□□ 泊		

※ショートスティ事業を実施している施設、認可外保育施設、ベビーシッターなど

就学児童票（案）

7.　ベビーシッターを利用していらっしゃる方にお伺いします。

問14　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1. 子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
2. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
3. 親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
4. その他の目的で利用している

ベビーシッターの推計ニーズ量算出のための項目。現状は、問14に回答した人の割合と問14-1の日数・時間で家族類型別の利用実態を把握。潜在希望利用率は、問15で把握。

問14-1　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］日くらい　　1回あたり［　　］時間程度

問15　今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数・回数を増やしたいと思いますか。希望がある方は枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］日くらい

8.　すべての方に、ファミリーサポートセンターの利用についてお伺いします。

問16　ファミリーサポートセンターを利用していますか

1. 利用している　（→　問16-1,2,3へ）
2. 利用していない　（→　問16-4へ）

問16-1　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1. 主たる保育サービスとして利用している
2. 保育施設等の利用で足りない時間を補う目的で利用している（朝・夕等）
3. 子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
4. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
5. 親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
6. 保育施設等の送り迎えに利用している
7. その他の目的で利用している

ファミリーサポートセンターの推計ニーズ量算出のための項目。現状は、問16で「1.」と回答した人の割合と問16-1の日数・時間で家族類型別の利用実態を把握。潜在希望利用率及びニーズ量はは、問16-3及び16-4で把握。

問16-2　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］日くらい　　1回あたり［　　］時間程度

問16-3　利用日数・回数を増やしたいと思いますか。希望がある場合は枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］時間くらい

問16-4　今は利用していないが、できれば利用した方は、枠内に数字をご記入ください。

月に［　　］時間くらい

評価指標例

資料

施策 大項目	施策 中項目	施策 個別事業	個別事業レベルの評価指標（アウトプット）	施策レベルの評価指標（アウトカム） 認知度・理解度	利用度	達成度 実績評価	達成度 既存統計データ	計画全体の評価指標（アウトカム） 意向度等	既存統計データ
地域における子育ての支援									
	地域における子育ての支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業	××箇所	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度（サービス対象者に占める利用者の割合） ※以下の施策レベルについても同様	・地域のサービス・施設が利用しやすいと感じる割合 ・地域の中での子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと感じる割合 ・母子保健施策と地域の子育て支援サービスの連携が行われているか	―	**【★子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合】** ・現在の家庭・地域環境において、もう一人子どもを産み育てたいと思う割合 ・希望する子どもの数と現実の差	●出生数 ●合計特殊出生率 ●■世帯あたり子ども数
		子育て短期支援事業（ショートスティ事業）	××箇所						
		子育て短期支援事業（トワイライトスティ事業）	××箇所						
		地域子育て支援拠点事業	××箇所						
	保育サービスの充実	通常保育事業	××人			【★希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合】 ・保育サービスが利用しやすいと感じる割合	●保育所在所率（公私別） ●待機児童数（年齢別） ●保育所において保育指針を作成している施設の割合		◇児童のいる世帯の母親の就業率 ◇出産、育児を理由とした離職者の割合 ◇「育児」、「子供の教育」に対する悩みやストレスのある父母の割合
		病児・病後児保育	××箇所						
		延長保育事業	××箇所						
		休日保育事業	××箇所						
		夜間保育事業	××箇所						
		特定・一時保育事業	××箇所						
		・・・事業	××箇所						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
	子育て支援のﾈｯﾄﾜｰｸづくり	・・・事業	××箇所			**【★子育てが地域の人に（もしくは、社会で）支えられていると感じる割合】** ・子育てについて、気軽に相談できる人がいる割合 ・地域における子育て支援活動に参画する割合	◇子育てネットワークの構成割合		■就業率（男女別）
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
	児童の健全育成	放課後児童健全育成事業	××人			・地域の活動拠点（児童館等）が利用しやすいと感じる割合 ・就学前保育から放課後児童クラブへの移行に支障が無いと感じる割合	―		◇子育てを楽しいと感じる割合 ◇理想の子どもの数 ◇持てる子どもの数
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進									
	子どもや母親の健康の確保	妊婦検診事業	××（検診数）	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度	・妊娠・出産の経過に対する満足度 ・子どもの健診に対する満足度	●周産期死亡率 ●乳児死亡率		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
	「食育」の推進	・・・事業	××人			・子どもが健康的な食習慣を身につけていると感じる割合	■子どもの起床、就寝時間 ■子どもの朝食習慣		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
	思春期保健対策の充実	・・・事業	××人			・子どもの思春期保健対策に係る満足度	■不安や悩みの種類（子どもの性に関すること）		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
	小児医療の充実	・・・事業	××人			・地域における小児医療サービスの利便性・安心感 ・地域における小児医療サービスの経済的負担感	◇小児人口に対する小児科医、新生児科医師、児童精神科医師の割合		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
		・・・事業	××箇所						
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備									
	次代の親の育成	・・・事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度	・子どもが年少の子どもや赤ちゃんと触れ合う機会が増えていると感じる割合	―		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	・・・事業	××人			・子どもの生きる力の育成に向けた十分な地域の教育環境が整備されていると感じる割合	―		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
	家庭や地域の教育力の向上	・・・事業	××人			・子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境である、と考える人の割合	―		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・・・事業	××人			・子どもの成長にとって良好な情報環境が整備されていると感じる割合	■市（区）町村立図書館の設置状況 ■都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××人						
子育てを支援する生活環境の整備									
	良質な住宅の確保	・・・事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度	◇子育て世帯の住宅（住宅の広さや間取り等）について満足している割合	◇子育て世帯の誘導居住面積水準達成率		
		・・・事業	××箇所						
	良好な居住環境の確保	・・・事業	××人			◇子育て世帯の住宅のまわりの環境（子どもの遊び場・公園、子育て支援サービスの状況等）について満足している割合	◇共同住宅ストックの共用部のユニバーサルデザイン化率		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
	安全な道路交通環境の整備	・・・事業	××人			・子どもの遊び場に関する満足度	■15歳以下の交通人身事故発生件数		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						
	安心して外出できる環境の整備	・・・事業	××人			・子どもとの外出時に安心と感じる割合	■少年が被害者となったの犯罪・事故等の被害件数		
		・・・事業	××人						
		・・・事業	××箇所						

※指標欄の
『★の指標は全国共通の指標』として設定が望ましいもの

※既存データ欄の
“●”は市町村単位で入手可能なデータ
“■”は都道府県単位で入手可能なデータ
“◇”は国全体のみのデータ

評価指標例

資料

施策 大項目	施策 中項目	施策 個別事業	個別事業レベルの評価指標（アウトプット）	施策レベルの評価指標（アウトカム） 認知度・理解度	利用度	達成度 実績評価	達成度 既存統計データ	計画全体の評価指標（アウトカム） 意向度等	既存統計データ
	安全・安心まちづくりの推進等	･･･事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度				
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方等の見直し	･･･事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度	**【★仕事と生活の両立がはかられていると感じる割合】** **・第１子出産前後の女性の継続就業率（都道府県）** **・女性が希望通りに出産後も仕事を辞めずに働き続けることができている割合（市町村）** ・仕事時間と生活時間の希望と現実の差 ・子どもと一緒の時間を十分にとれると考える保護者の割合 ・短時間勤務制度導入企業割合（都道府県） ・看護休暇の取得状況（都道府県） ・次世代行動計画を通じた連携など、仕事と生活の調和に取り組む企業との協働・支援の状況（市町村） ・企業内の両立支援策の周知度・利用しやすさ・満足度 ・配偶者の家事・育児分担に対する満足度	■週間就業時間 ■妻の家事育児時間に対する夫の家事、育児時間の割合		
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	仕事と子育ての両立の推進	･･･事業	××人	・仕事と生活の調和に対する認知度			◇継続就業率 ◇育児休業取得率		
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
	子ども等の安全の確保								
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	･･･事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度	・地域における防犯活動が活発であると感じる割合 ・子どもに係る事故や犯罪が増加していると感じる割合	■15歳以下の交通人身事故発生件数 ■少年が被害者となったの犯罪・事故等の被害件数 ◇学齢別の交通事故死傷者数と負傷者数		
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	被害に遭った子どもの保護の推進	･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進								
	児童虐待防止対策の充実	･･･事業	××人	検討中	検討中	検討中	■母子世帯の年間収入状況 ■母子世帯における母親の就業率 ■母子世帯の住居所有状況 ■母子世帯における相談相手の有無	**※指標欄の『★の指標は全国共通の指標』として設定が望ましいもの** ※既存データ欄の “●”は市町村単位で入手可能なデータ “■”は都道府県単位で入手可能なデータ “◇”は国全体のみのデータ	
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	母子家庭等の自立支援の推進	･･･事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度				
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	障害児支援の充実	･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						

【都道府県計画】

	要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進								
	児童虐待防止対策の充実	･･･事業	××人	検討中	検討中	検討中	■里親委託率 ■母子世帯の年間収入状況 ■母子世帯における母親の就業率 ■母子世帯の住居所有状況 ■母子世帯における相談相手の有無		
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	社会的養護体制の充実	･･･事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度				
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	母子家庭等の自立支援の推進	･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						
	障害児支援の充実	･･･事業	××人						
		･･･事業	××人						
		･･･事業	××箇所						

—自治体の独自取組事例紹介—

●事例の抽出方法

事例については、平成 17 年度に厚生労働省が実施した「都道府県及び市町村行動計画分析調査」で把握された独自取組、ならびに少子化白書等で取り上げられた近年の独自取組などから参考となる事例を抽出した。その内容はかなり幅広いものとなっており、少子化対策等についての議論の場で取り上げられている課題の解消に参考となるものと考えられる。

●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定に向け議論された課題及び参考となる取組

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

ア．多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因になっている。

イ．育児休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。

ウ．保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。

エ．保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、１～２歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。

オ．学齢期の放課後対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。

カ．放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。

キ．「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分反映されない。

ク．将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。

ケ．保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化が必要である。

（取組事例）

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
産休・育休明け入所予約制度	品川区、港区、八戸市名古屋市、他	年度途中で産後休暇・育児休業明けで復職を予定している保護者に対し、保育園の入所予約を受け付ける。出産後に、保育園に入れるかどうか心配をせず、復職の予定などを立てることが可能。	ア、イ
地域の社会資源を活用した家庭的保育	高浜市	宅老所のスペースを活用し、高齢者とふれあいながら、家庭的な雰囲気の中で保育を実施。スタッフは保育サポーター養成講座を受講した子育て経験者等。	ア、イ
派遣型病後児保育	港区七尾市石狩市他	派遣型一時保育事業として、病気の回復期にある乳幼児（病後児）について、家庭に出向いて保育を行う。	ア、イ
保育入所基準の緩和	八尾市他	国の基準を大幅に緩和し、おおむね１日４時間以上就労している人を入所基準「c」としており、週２～３日のパート就労の世帯への対応も行っている。	キ
民間保育所での放課後児童クラブの実施		認可保育所で放課後児童クラブを実施。	ウ

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

ア．一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
イ．実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため保護者にとって保障される水準や費用負担が明らかな形でなく、権利性が弱い。
ウ．ＮＰＯ、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
エ．特に待機児童の多い地域などでは、パートタイム就労等を理由とする定期的利用が多く、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
オ．児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

（取組事例）

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、 各種育児体験への参加、 看護師、栄養士、保育士による育児相談、 保育園の行事への参加 、「保育園であそぼう」への参加、 毎月のお便り送付などがある。	ア、エ
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で 3 回受けることができる。	ア、エ
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。	エ
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。	ア、エ
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。⑴産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話（産後・安心ヘルパー派遣サービス）、⑵病気の回復期にある子どもの一時預かり（病後児童在宅保育サービス）、⑶保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり（訪問型一時保育サービス）が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。	ア、エ

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0 歳から小学校 6 年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1 日 3000 円、減免あり)。	ア
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)	ウ
子育て応援券	杉並区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。	イ
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。	オ
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。	
子育て支援マンション認定制度	墨田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。	
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転貸支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。	
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。	

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

ア. 妊婦健診に関して、望ましい受診回数に比べて、公費負担でカバーされている回数が少ない。
イ．生後 4 か月までの全戸訪問、地域子育て支援拠点といった地域の取組、安心して親子で過ごせる場所や安心できる放課後の居場所などの社会的な子育て基盤など、子育て家庭を支える基盤的な取組が不十分である。
ウ．放課後子ども教室推進事業の取組が十分に進んでいない。
エ．社会的養護体制は質・量ともに十分に対応できていない。特に、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行い、子どもが社会に巣立つよう支援が必要だが、個別的な対応ができていない。
オ．社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合も多く、様々な困難に突き当たることが多い。

（取組事例）

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
妊婦健康診査費用助成制度		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。	ア
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金等を差し引いた金額の助成等。	ア
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	ア
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	ア
聴覚健診	羽島市 揖保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。	ア
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	イ
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	イ
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	イ

◇その他　地域全体で子育てを支援する取組など

（取組事例）

事業名	取組 自治体	事業概要
「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会（子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置）の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
子どもを虐待から守る条例	三重県　他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市　他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
チャイルドライン		18 歳までの子どもがかける電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
父親の子育て参加促進事業	埼玉県　他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
出会いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

目標事業量の見込みの算出について（検討状況）

各市町村の後期行動計画の策定に向けては、一定のサービス（「２」参照）について、目標事業量の標準的算出方法を提示する方向で、現在検討を進めている。

以下、その検討の方向性についてお示しするので、今後の策定に向けた業務の参考としていただきたい。

１　標準的算出方法の提示の意義等

○　各市町村における後期行動計画の目標事業量の算出に向けては、
　①　女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握するため
　②　その他、整備量に対する標準的水準を示し、整備を促進するため
に、国において、標準的算出方法を提示する方向で検討している。

○　標準的算出方法は、行動計画策定指針（※告示。現在、改正を検討中）において提示する予定である。

○　標準的算出方法は、H29 年（※新待機児童ゼロ作戦における目標年次）に達成されること想定した目標事業量の算出方法とする。
　各市町村におかれては、標準的算出方法を踏まえて算出した 2017 年の目標事業量を念頭に、後期行動計画期間（H22～26 年）の目標事業量を定めていただくこととなる。

２　標準的算出方法を提示するサービス・内容のイメージ

○　以下のサービスについて、標準的算出方法の提示を検討している。

(1)　保育サービス系
　①　昼間帯サービス（通常保育（含む家庭的保育）・特定保育）
　　※　標準的算出方法は、昼間帯サービス全体の「目標事業量」の設定について提示。
　　※　「新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査」（※サンプル市区町村で実施）の結果を踏まえ、潜在需要（未就労者の就労希望・既就労者のサービス利用希望）を勘案した算出式を今後検討。基本的な算出の枠組みとしては、以下の流れを検討中。

　　ｉ）　今後の就労希望を踏まえた「家族類型」（ひとり親家庭／フルタイム共働き家庭／フルタイム×パート共働き家庭 etc）ごとの家庭数を把握

↓

ⅱ）ⅰの「家族類型」毎に、「潜在サービス利用率」（「現在サービスを利用している家庭」に、「現在は利用していないが利用希望がある家庭」を加えた家庭数が、その「家族類型」（ex フルタイム共働き家庭 etc）の家庭数に占める割合）を算出

↓

ⅲ）　ⅱの「家族類型」毎の「潜在サービス利用率」を、ⅰの「家族類型」ごとの家庭数にかけることにより、通常保育を必要とする定員数を把握

【詳細については、「後期行動計画策定の手引き」（素案）の「Ⅲ　定量的な目標設定」の「全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準」の「潜在的なニーズ及びサービス必要量の推計」を参照。】

② 夜間帯サービス（延長保育・夜間保育・トワイライト）

※　標準的算出方法は、夜間帯サービス全体の「目標事業量」の設定について提示。

※　①の通常保育に準じた内容を検討。

③ 休日保育

※　①の通常保育に準じた内容を検討。

④ 病児・病後児保育

※　①の通常保育に準じた内容を検討。（比較的利用が進んだ市区町村における利用実態を踏まえた算出方法を今後検討。）

(2) 放課後児童クラブ

※　①の通常保育に準じた内容を検討。

(3) 一時預かり

※　比較的利用が進んだ市区町村における利用実態を踏まえた算出方法を今後検討。

(4) 地域子育て支援拠点事業

「乳幼児連れの親子が、容易に移動することが可能な圏域内に１箇所以上設置」を基本として検討。

(5) ファミリーサポートセンター

「市及び特別区にあっては、原則１箇所設置するものとし、町村にあっては、住民の利用希望等を踏まえ、実施の必要性を検討し、設置」を基本として検討。

(6) ショートステイ事業

検討中

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
一 背景及び趣旨	
	○ 現指針策定後の情勢変化を踏まえ記述 ・ 次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体及び事業主においては、十年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を進めてきたところである ・ 平成17年に、人口形態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率がともに過去最低を記録した ・ 平成18年6月には、「新しい少子化対策について」を少子化対策会議において決定した ・ 「日本の将来推計人口」（平成18年12月発表）では、2055年でも合計特殊出生率は1.26とされ、今後、一層少子化・高齢化が進行するとの見通しが示された ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月策定）では、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一の構造の解消には、「働き方の改革による仕事と生活の調和」とその社会的基盤である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つの取組を、「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せること、そのためには、効果的な財政投入が必要であるとされている。また、少子化対策推進の実効性を担保するために、「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であるとされている ・ 「働き方の改革による仕事と生活の調和」について、関係閣僚、有識者並びに経済界、労働界及び地方公共団体の代表者をメンバーとする「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が平成十九年十二月にとりまとめられた ・ 「仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)憲章」では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指し、各々が果たすべき役割を掲げている ・ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、憲章が掲げる３つの社会を実現するために必要な条件を示し、各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定し、仕事と生活の調和の推進を図ることとしている

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項	
1 基本理念	1 基本理念
2 行動計画の策定の目的	2 行動計画の策定の目的
3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携	3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働 「総合的な庁内の推進体制の整備」を追加 ・ 次世代育成支援対策は各分野にまたがるものであるから、部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である ・ 国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい ・ 行動計画に次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携のあり方について定めることが必要である ・ 地方公共団体と国の情報の共有化をさらに進めることが重要である
(1)市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携 (2)市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3)国、地方公共団体等と一般事業主との連携	(1)市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携 (2)市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3)国、地方公共団体等と一般事業主との連携 (4)「地域の企業や民間団体等との協働」を追加 ・ 仕事と生活の調和の実現に向け、それぞれの地域の企業や子育て支援を行う団体等が相互に連携・協力して、地域の実情に応じて取り組んでいく
4 次世代育成支援対策地域協議会の活用	4 次世代育成支援対策地域協議会の活用
三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項	
1 策定に当たっての基本的な視点 (1)子どもの視点 (2)次代の親づくりという視点 (3)サービス利用者の視点 (4)社会全体による支援の視点	1 策定に当たっての基本的な視点 (1)子どもの視点 (2)次代の親づくりという視点 (3)サービス利用者の視点 (4)社会全体による支援の視点 (5)「仕事と生活の調和実現の視点」を追加 ・ 働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の1つとして重要である ・ 地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である ・ 都道府県労働局と綿密な連携を図ることが重要である
(5)すべての子どもと家庭への支援への視点	(6)すべての子どもと家庭への支援への視点（記述の追加） ・ 社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である
(6)地域における社会資源の効果的な活用の視点 (7)サービスの質の視点 (8)地域特性の視点	(7)地域における社会資源の効果的な活用の視点 (8)サービスの質の視点 (9)地域特性の視点

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
2 策定に当たって必要とされる手続 (1)現状の分析 (2)ニーズ調査の実施 (3)住民参加と情報公開	2 策定に当たって必要とされる手続 (1)現状の分析 (2)ニーズ調査の実施 「潜在的需要を踏まえたサービス量の把握」を追加 ・ 女性の就業希望の実現に伴う潜在的需要を踏まえた中長期的なサービスの必要量を把握する (3)多様な主体の参画と情報公開 ・ 市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるため、協議会を活用して事業主支援の方策、事業主に求める支援策の検討、協働で実施をする施策の検討や説明会を開催し情報の共有を図るなどし、計画策定にかかる情報提供をするとともに、事業主、労働者その他の関係者の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である ・ 成果評価など、事業主、労働者、その他の関係者が主体となって目標達成指標などを考える仕組みを誘導するなど、行動計画の企画段階からの多様な主体の参画を促進することが重要である
3 策定の時期等 (1)計画策定の時期 (2)計画の期間及び見直しの時期	3 策定の時期等 (1)計画策定の時期 (2)計画の期間及び見直しの時期
	4 「利用者の視点に立った評価指標の導入」を追加 ・ 事業の進捗状況の把握については、それぞれに目標を設定する必要があるほか、利用者の視点に立った成果指標を設定する必要がある ・ 指標の設定には、既存統計や市町村等の総合計画等で把握できるものの活用を考え、場合によっては、簡便な方法で独自に把握する必要がある ・ 指標の設定では、国の施策目標や市町村等の総合計画・方針との整合性の確保が求められるほか、住民のニーズを加味することも考慮すべきである ・ 国の求める成果指標との関連では、自治体間の取組状況が相対的に比較できるようにすることが重要である。
4 実施状況の点検及び推進体制	5 実施状況の点検・評価及び推進体制 「ＰＤＣＡサイクルの確立」を追加 ・ 各種施策が利用者の直面している困難や課題の解消に役立ったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる、ＰＤＣＡサイクルを確立することが重要である ・ 一連の過程が開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域子育て支援事業の関係者が参画する場を設けることや、地域協議会などを活用することも考えられる
5 他の計画との関係 (1)保育計画等との調和 (2)市町村の基本構想との調和	6 他の計画との関係 (1)保育計画等との調和 (2)市町村の基本構想との調和
	四 目標量算出のために参考とすべき標準

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項	
1　市町村行動計画	1　市町村行動計画
(1)地域における子育ての支援	(1)地域における子育ての支援
ｱ 地域における子育て支援サービスの充実	ｱ 地域における子育て支援サービスの充実
ｲ 保育サービスの充実	ｲ 保育サービスの充実 ・ 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である ・ 質の向上にあたっては、保育所職員の研修体制の充実などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、反映することが望まれる ・ 認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していく必要がある
ｳ 子育て支援のネットワークづくり	ｳ 子育て支援のネットワークづくり
ｴ 児童の健全育成	ｴ 児童の健全育成 ・ すべての子どもを対象として、放課後や週末等に地域の方々の協力を得て、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所作りの推進が必要である
ｵ その他	ｵ その他
(2)母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進	(2)母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進
ｱ 子どもや母親の健康の確保	ｱ 子どもや母親の健康の確保
ｲ 「食育」の推進	ｲ 「食育」の推進
ｳ 思春期保健対策の充実	ｳ 思春期保健対策の充実
ｴ 小児医療の充実	ｴ 小児医療の充実
(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境	(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境
ｱ 次代の親の育成	ｱ 次代の親の育成
ｲ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境	ｲ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境 ・ 知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要である ・ 全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題が見られる学校の改善に向けた取組への支援を行うことが重要である ・ 地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい ・ 指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行う必要がある ・ 地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある ・ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組む必要がある ・ 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
ｳ 家庭や地域の教育力の向上	ｳ 家庭や地域の教育力の向上 ・ 社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている ・ 身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である ・ 学校と地域とのパートナーシップのもとに地域で学校を支える体制づくりを推進する必要がある ・ 農林漁業に関する多様な体験活動の機会の積極的な提供などを通じて、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である
ｴ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	ｴ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ・ 子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進に努めることが必要である
(4)子育てを支援する生活環境の整備	(4)子育てを支援する生活環境の整備
ｱ 良質な住宅の確保	ｱ 良質な住宅の確保 ・ 住生活基本法（平成18年法律第61号）及び住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）
ｲ 良好な居住環境の確保	ｲ 良好な居住環境の確保
ｳ 安全な道路交通環境の整備	ｳ 安全な道路交通環境の整備 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） ・ 事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進する必要がある
ｴ 安心して外出できる環境の整備	ｴ 安心して外出できる環境の整備
ｵ 安全・安心まちづくりの推進等	ｵ 安全・安心まちづくりの推進等
(5)職業生活と家庭生活との両立の推進	(5)職業生活と家庭生活との両立の推進
ｱ 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	ｱ 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
ｲ 仕事と子育ての両立の推進	ｲ 仕事と子育ての両立の推進
(6)子ども等の安全の確保	(6)子ども等の安全の確保
ｱ 子どもの交通安全を確保する活動の推進	ｱ 子どもの交通安全を確保する活動の推進 ・ チャイルドシートの貸出制度を積極的に実施・拡大し、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である ・ 児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進することが必要である
ｲ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進	ｲ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進 ・ 学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入促進することが必要である
ｳ 被害に遭った子どもの保護の推進	ｳ 被害に遭った子どもの保護の推進

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ｱ 児童虐待防止対策の充実	(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ｱ 児童虐待防止対策の充実 ・ 児童虐待の問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、関係機関等と連携した虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である (ｱ)関係機関との連携等 ・ 児童虐待への対応については、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築し、相互に情報を共有することが不可欠である ・ 「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）は、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めるものとする ・ また、このネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である ・ 当該調整機関の職員をはじめとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である ・ 市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある (ｲ)発生予防、早期発見・早期対応等 ・ 児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体等との連携、「こんにちは赤ちゃん事業」（生後４か月までの全戸訪問事業）を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが必要である ・ 特に支援を必要とする家庭については、「育児支援家庭訪問事業」等の適切な支援につなげることが必要である ・ 市町村内において、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある ・ 虐待の早期発見等のため、主任児童委員等を積極的に活用することも必要である
ｲ 母子家庭等の自立支援の推進 ｳ 障害児施策の充実	ｲ 母子家庭等の自立支援の推進 ｳ 障害児施策の充実 ・ 発達障害については、社会的な理解が十分ではないので、適切な情報の周知が必要である ・ 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの促進と関係機関との連携を図ることが必要である

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
2　都道府県行動計画	2　都道府県行動計画
(1)地域における子育ての支援 ｱ 地域における子育て支援サービスの充実 ｲ 保育サービスの充実 ｳ 子育て支援のネットワークづくり ｴ 児童の健全育成	(1)地域における子育ての支援 ｱ 地域における子育て支援サービスの充実 ｲ 保育サービスの充実 ・ 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である ・ 質の向上にあたっては、保育所職員の研修体制の充実などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、反映することが望まれる ・ 認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していく必要がある ｳ 子育て支援のネットワークづくり ｴ 児童の健全育成 ・ いじめ問題への対応等においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して、地域全体で対処する必要がある
(2)母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進 ｱ 子どもや母親の健康の確保 ｲ 「食育」の推進 ｳ 思春期保健対策の充実 ｴ 小児医療の充実 ｵ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 ｶ 不妊治療対策の充実	(2)母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進 ｱ 子どもや母親の健康の確保 ｲ 「食育」の推進 ｳ 思春期保健対策の充実 ｴ 小児医療の充実 ｵ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 ｶ 不妊治療対策の充実
(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境 ｱ 次代の親の育成 ｲ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境	(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境 ｱ 次代の親の育成 ｲ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境 ・ 知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要である ・ 高等学校では、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を学校の指導改善等に活用することなどを通じた、教育の質の保証と向上を促すことが必要である ・ 指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行う必要がある ・ 地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある ・ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組む必要がある ・ 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
ｳ 家庭や地域の教育力の向上	ｳ 家庭や地域の教育力の向上 ・ 社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている ・ 身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である ・ 学校と地域とのパートナーシップのもとに地域で学校を支える体制づくりを推進する必要がある ・ 農林漁業に関する多様な体験活動の機会の積極的な提供などを通じて、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である
ｴ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	ｴ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ・ フィルタリングの普及促進に努めることが必要である
(4)子育てを支援する生活環境の整備 ｱ 良質な住宅の確保	(4)子育てを支援する生活環境の整備 ｱ 良質な住宅の確保 ・ 住生活基本法（平成18年法律第61号）及び住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）
ｲ 良好な居住環境の確保	ｲ 良好な居住環境の確保
ｳ 安全な道路交通環境の整備	ｳ 安全な道路交通環境の整備 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） ・ 事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進する必要がある
ｴ 安心して外出できる環境の整備	ｴ 安心して外出できる環境の整備
ｵ 安全・安心まちづくりの推進等	ｵ 安全・安心まちづくりの推進等
(5)職業生活と家庭生活との両立の推進 ｱ 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	(5)職業生活と家庭生活との両立の推進 ｱ 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 ・ 都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画し、密接な連携を図りつつ、地域における仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を積極的に推進することが必要である
ｲ 仕事と子育ての両立の推進	ｲ 仕事と子育ての両立の推進
(6)子ども等の安全の確保 ｱ 子どもの交通安全を確保する活動の推進	(6)子ども等の安全の確保 ｱ 子どもの交通安全を確保する活動の推進 ・ チャイルドシートの貸出制度を積極的に実施・拡大し、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である ・ 児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進することが必要である
ｲ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進	ｲ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進 ・ 学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入促進することが必要である
ｳ 被害に遭った子どもの保護の推進	ｳ 被害に遭った子どもの保護の推進

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ｱ 児童虐待防止対策の充実	(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ｱ 児童虐待防止対策の充実 ・ 児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある ・ 児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である (ｱ)児童相談所の体制の強化 ・ 児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である ・ 児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援過程を管理することを含めて十分な関わりを持つための体制の強化を図ることが必要である (ｲ)市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進 ・ 児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である ・ 市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修の実施や、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護者指導の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である (ｳ)児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証 ・ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、再発を防止することが求められる ｲ 社会的養護体制の充実 ・ 社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を勘案した中長期的な整備量を確保する必要がある ・ 現に児童養護施設等へ入所等している要保護児童の人数など、中長期的な必要量を見込んだ上で、平成２６年度までの計画を作成する必要がある

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
	・ 一時保護所は、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活することのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある ・ 社会的養護体制の整備に当たっては、上記の必要量を見込むほか、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある (ｱ) 家庭的養護の推進 ・ 里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ることが必要である ・ 里親委託率は、地域の実情に応じて現在より一定以上あがるよう目標を設定する必要がある。この際、児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めることが必要である (ｲ) 施設機能の見直し ・ 心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや　自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護を推進する必要がある (ｳ) 家庭支援機能等の強化 ・ 家庭支援機能等の強化を図るために、児童相談所の体制強化を進める、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる (ｴ) 自立支援策の強化 ・ 施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する必要がある ・ 自立援助ホームは、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある ・ 気軽に相談できる拠点を用意することなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制を整備する必要がある

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
	㈭人材確保のための仕組みの強化 ・ 社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある ・ 必要と見込んだ整備量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある ㈮子どもの権利擁護の強化 ・ 被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある ・ 被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応等に関し、ガイドラインを定め、意識を共有するとともに、適切な対応を取れる体制を整備することが必要である。また、必要に応じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進めることが必要である ・ 都道府県児童福祉審議会なども、実情に応じた適切な運用が図られるよう体制を整える必要がある ・ 施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備し、施設における第３者評価の受審を推進することが必要である
ｲ 母子家庭等の自立支援の推進	ｳ 母子家庭等の自立支援の推進 ・ 母子家庭等就業・自立支援事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である
ｳ 障害児施策の充実	ｴ 障害児施策の充実 ・ 保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である ・ 発達障害については、社会的な理解が十分ではないので、適切な情報の周知が必要である ・ 発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である

２．新待機児童ゼロ作戦に基づく
緊急ニーズ調査について

【新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査票案】

就学前児童票（案）

総務省承認№.○○○○
承認期限　平成21年1月31日まで

自治体コード | | | | | |

Ⅰ．封筒のあて名のお子さんとご家族の状況についてお伺いします。

問1　封筒のあて名のお子さんの生年月をお伺いします。

平成 | | | 年 | | | 月　生まれ

問2　封筒のあて名のお子さんを含め、お子さんは何人いらっしゃいますか。また、２人以上いらっしゃる場合、末子の年齢（平成20年4月1日現在の年齢）をご記入下さい。

	人　　末子の年齢		歳

問3　宛名のお子さんとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてお伺いします。続柄はあて名のお子さんからみた関係です。あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。

1. 父同居　　2. 母同居　　3. 祖父同居　　4. 祖母同居
5. 祖父近居　　6. 祖母近居　　7. その他（　　）

問4　日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる
3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる
5. いずれもない

問5　あて名のお子さんの身の回りの世話などを主にしている方として、あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。続柄は宛名のお子さんから見た関係です。

1. 主に父親　　2. 主に母親　　3. 主に祖父母　　4. その他

就学前児童票（案）

Ⅱ. 封筒の宛名のお子さんの親御さんの就労状況についてお伺いします。

問6　現在の就労状況を（自営業、家族従事者含む）お伺いします。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。併せて、〔　　〕に数字の記入をお願いします。

（１）父親

1. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の残業時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕時間　】
2. 就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕日　・　1日当たり〔　　〕時間　】
   → 就労日数を増やすことやフルタイムへの転換希望がありますか。
   【　①　希望がある　②　希望があるが予定はない　③希望はない　】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない
6. その他

（2）母親

1. 就労している（フルタイム；産休・育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の残業時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕時間　】
2. 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕日　・　1日当たり〔　　〕時間　】
   → 就労日数を増やすことやフルタイムへの転換希望がありますか。
   【　①　希望がある　②　希望があるが予定はない　③希望はない　】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない
6. その他

就学前児童票（案）

問７は、問６の「（２）母親」で「4. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「5.これまでに就労したことがない」を選ばれた方にお伺いします。該当なさらない方は、問８へお進みください。

問7　母親の就労希望はありますか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）　（→ 問7-1へ）
2. 有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）　（→ 問7-1へ）
3. 無　（→ 問8へ）

問7-1及び問7-2は、問7で「1.有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）」、「2.有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-1　希望する就労形態はどのようなものですか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。（パート、アルバイトを希望の方は一週当たり日数及び一日当たり時間も記入してください。）

1. フルタイムによる就労
2. パートタイム、アルバイト等による就労（週当たり〔　　〕日・一日当たり〔　　〕時間）

問7-2　就労希望がありながら、現在働いていない理由は何ですか。もっとも近い答えの番号に<u>１つだけ○</u>をつけてください。

1. 保育サービス（＊）が利用できれば就労したい
2. 働きながら子育てできる適当な仕事がない
3. 自分の知識、能力にあう仕事がない
4. 家族の考え方(親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
5. その他（　　）

（＊）この調査において**「保育サービス」**とは、**【認可保育園、認定子ども園、家庭的な保育（いわゆる保育ママ）、事業所内保育施設、市区町村等自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設、幼稚園（通常の就園時間）、幼稚園（通常の就園時間を延長して預かるサービス）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンターで、定期的に受けているサービス】**としています。
以下の設問も同様の定義です。サービスの説明については、問9-1を参照してください。

問7-3は、問7で「2.有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-3　封筒の宛名のお子さんが何歳になったときの就労を希望されていますか。（宛名のお子さんも含めて一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか。）

□ 歳になったとき

就学前児童票（案）

母親のみなさんすべてにお伺いします。

問8　封筒の宛名のお子さんの出産前後（前後それぞれ１年以内）に離職をしましたか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 離職した　（→　問8-1へ）
2. 継続的に働いていた　（→　問9へ）
3. 出産１年前にすでに働いていなかった　（→　問9へ）

問8-1は、問8で「１．離職した」を選ばれた方にお伺いします。「２．」「３．」を選ばれた方は、問9にお進みください。

問8-1　仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続しましたか。次の中から、あなたのお考えにもっとも近い答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた
2. 職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた
3. 保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた
4. 家族の考え方(親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
5. いずれにしてもやめていた
6. その他（　　）

就学前児童票（案）

Ⅲ． 保育サービスの利用についてお伺いします。

問9はすべての方にお伺いします。

問9　封筒のあて名のお子さんの現在の保育サービス（P3の定義参照）の利用の有無についてお伺いします。日頃、定期的にお子さんを預けるサービスを利用していらっしゃいますか。

1．利用している　（→　問9-1へ）

2．利用していない　（→　問9-4へ）

問9-1～9-3は、問9で「1． 利用している　」を選ばれた方にお伺いします。

問9-1　封筒の宛名のお子さんは、現在、どのような子育て支援サービスを利用していますか。不定期に利用されるものも含めてお答えください。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。

【日中の定期的保育】

1．認可保育所
（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）

2．家庭的な保育
（保育ママ：保育者の家庭等で子どもを預かるサービス）

3．事業所内保育施設
（企業が従業員用に運営する施設）

4．自治体の認証・認定保育施設
（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）

5．認定こども園**【午前・午後を通じた保育の利用】**
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）

6．認定こども園**【午前のみ保育の利用】**
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）

7．その他の保育施設

8．幼稚園（通常の就園時間）

9. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）

10．ベビーシッター

11．ファミリーサポートセンター
（地域の会員相互の預け合いｻｰﾋﾞｽ）

問9-2　現在の保育サービスの利用状況についてお伺いします。
１週あたり何日、１日あたり何時間（何時から何時まで）保育(延長保育なども含めます）を利用していらっしゃいますか。枠内に具体的な数字でお答えください。時間は、必ず　9:00～18:00（例）のように24時間制でご記入ください。

１週当たり　　日　　１日あたり　　時間　（　　時～　　時）

就学前児童票（案）

問9-3 利用されている理由についてお伺いします。主な理由の番号を１つだけ選んで○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. 家族・親族などを介護しなければならない
4. 病気や障害を持っている
5. 学生である
6. １～５までの事情はないが、子どもの教育のため
7. その他（　　）

問9-4は、問9で「２．利用していない　」を選ばれた方にお伺いします。

問9-4 保育サービスを利用していない理由は何ですか。主な理由の番号を１つだけ選んで○をつけてください。

1. （子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 預けたいが、保育サービスに空きがない
5. 預けたいが、経済的な理由でサービスを利用できない
6. 預けたいが延長・夜間等の場所や時間帯の条件が整わない
7. 預けたいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない
8. 子どもがまだ小さいため。（＿＿歳くらいになったら預けようと考えている）
9. その他（　　）

就学前児童票（案）

サービスの利用希望について、すべての方にお伺いします。

問10　封筒の宛名のお子さんに関して、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、（利用日数・回数や利用時間が）足りていないと思う保育サービスはどれですか。**現在就労していないが、今後就労希望のある方は、就労した場合を想定してお答えください**。次の中からあてはまる答えの番号を選んで○をつけてください。

【日中の定期的保育】

1. 認可保育所
（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
2. 家庭的な保育
（保育ママ：保育者の家庭等で子どもを預かるサービス）
3. 事業所内保育施設
（企業が従業員用に運営する施設）
4. 自治体の認証・認定保育施設
（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
5. 認定こども園**【午前・午後を通じた保育の利用】**
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）
6. 認定こども園**【午前のみ保育の利用】**
（保育施設と幼稚園が一体化した施設）
7. その他の保育施設
8. 幼稚園（通常の就園時間）
9. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）
10. 延長保育
11. ベビーシッター
12. ファミリーサポートセンター
（地域の会員相互の預け合いｻｰﾋﾞｽ）

【その他保育】

13. 一時預かり
（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス）
14. 病児・病後児保育
（子どもの病気時の保育）

【その他】

15. 特にない

問10で「15. 特にない」以外を選んだ方にお伺いします。

問10-1　サービスを利用したいと考えている理由はどのようなことですか。次の中からもっともあてはまるものを１つだけ選んで○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい
3. 就労予定がある／求職中である
4. そのうち就労したいと考えている
5. 就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい
6. 家族・親族などを介護しなければならない
7. 病気や障害を持っている
8. 学生である／就学したい
9. その他（　　）

就学前児童票（案）

Ⅳ.育児休業制度の利用についてお伺いします。

問11　封筒の宛名のお子さんについて、母親又は父親が育児休業制度を利用なさいましたか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 母親が利用した
2. 父親が利用した　（→　問11-1へ）
3. 母親と父親の両方が利用した
4. 利用しなかった　（→　問12へ）

問11-1,11-2は、母親又は父親が育児休業を取得されていた方についてお伺いします。

問11-1　育児休業から復帰なさったとき、お子さんの月齢は何ヶ月でしたか。枠内に、具体的に数字でご記入下さい。（お子さんが１歳以上の場合も月に換算してお答えください。問11で３．とお答えになった方は、最後の育児休業利用者が復帰された時についてお答えください。）

子どもは　[　　]　ヶ月だった

問11-2　育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できましたか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 育児休業期間を調整せずにできた
2. 育児休業期間を調整したのでできた　（→　問11-3へ）
3. できなかった　（→　問11-4へ）
4. 希望しなかった

問11-3　「2.　育児休業期間を調整したのでできた」を選ばれた方にお伺いします。育児休業明けに希望する保育サービスが確実に利用できたとしたら、育児休業は実際に取得した期間と変わりましたか。あてはまる答えの番号に○をつけ、「2.」及び「3.」を選ばれた方は、枠内に数字でご記入ください。

1. 変わらない　　2. 長くした [　　] ヶ月　　3. 短くした [　　] ヶ月

問11-4　「2.　できなかった」を選ばれた方にお伺いします。どのように対応されましたか。

1. 希望とは違う認可保育所を利用した
2. 事業所内の保育サービスを利用した
3. 上記以外の保育サービスを利用した
4. 家族等にみてもらうことで対応した
5. 仕事を辞めた

就学前児童票（案）

Ⅴ．宛名のお子さんの病児・病後児保育についてお伺いします。

問12　保育サービスを利用している保護者の方にお伺いします。この１年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の保育サービス（問7-2の定義参照）が利用できなかったことはありますか。

1. あった　（→　問12-1,2へ）
2. なかった　（→　問13へ）

この１年間の、お子さんが病気で通常の保育サービスが使用できなかった場合の対処方法と、仕事を休んだ日数はどれくらいありましたか。父親、母親等それぞれについてお答えください。

問12-1　この１年間の対処方法とそれぞれの日数は概ね何日ですか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。
（半日程度についても１日としてカウントしてください）

問12-2　「父親または母親が休んだ」、「親族・知人に預けた」欄に回答された方に伺います。その際、できれば施設に預けたいと思われた日数はどれくらいありますか。枠内に日数を記入してください。

1. 父親が休んだ　□□　日
2. 母親が休んだ　□□　日
3. （同居者を含む）親族・知人に預けた　□□　日

→ できれば施設等に預けたい　□□　日

4. 就労していない保護者がみた　□□　日
5. 病児・病後児の保育サービスを利用した（保育園で実施しているサービスを含む）　□□　日
6. ベビーシッターを頼んだ　□□　日
7. ファミリーサポートセンターにお願いした　□□　日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた　□□　日
9. その他（　　）　□□　日

就学前児童票（案）

Ⅵ.　すべての方に、宛名のお子さんの一時預かりのことについてお伺いします。

問13　この１年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたことはありましたか。（半日程度についても１日としてカウントしてください）

1. ある　→　年間 □□ 日

（理由別）

① 私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的　□□ 日

② 冠婚葬祭、子どもの親の病気　□□ 日

③ 就労　□□ 日

2. ない

Ⅶ　来年度就学予定の児童を持つ保護者の方にお伺いします。

問14　宛名のお子さんについて、小学校入学以降の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブを利用したいと思いますか。

【放課後児童クラブ…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子ども（おおむね10歳未満）の生活の場を提供するものです。】

1. 利用したい　→ 週 □ 日くらい
2. 利用予定はない

Ⅷ.　ベビーシッターを利用していらっしゃる方にお伺いします。

問15　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1. 主たる保育サービスとして利用している
2. 保育施設等の利用で足りない時間を補う目的で利用している（朝・夕等）
3. 子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
4. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
5. 親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
6. その他の目的で利用している

問15-1　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に □ 日くらい　　１回あたり □ 時間程度

就学前児童票（案）

Ⅸ．　ファミリーサポートセンターを利用していらっしゃる方にお伺いします。

問16　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1. 主たる保育サービスとして利用している
2. 保育施設等の利用で足りない時間を補う目的で利用している（朝・夕等）
3. 子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
4. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
5. 親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
6. 保育施設等の送り迎えに利用している
7. その他の目的で利用している

問16-1　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に [　　] 日くらい　　１回あたり [　　] 時間程度

【新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査票案】

就学児童票（案）

総務省承認№.○○○○
承認期限　平成21年1月31日まで

自治体コード | | | | | |

Ⅰ．封筒のあて名のお子さんとご家族の状況についてお伺いします。

問1　封筒のあて名のお子さんの生年月をお伺いします。

平成 | | | 年 | | | 月　生まれ

問2　封筒のあて名のお子さんを含め、お子さんは何人いらっしゃいますか。また、２人以上いらっしゃる場合、末子の年齢（平成20年4月1日現在の年齢）をご記入下さい。

	人　　末子の年齢		歳

問3　宛名のお子さんとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてお伺いします。続柄はあて名のお子さんからみた関係です。あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。

1．父同居　　2．母同居　　3．祖父同居　　4．祖母同居
5．祖父近居　　6．祖母近居　　7．その他（　　）

問4　日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。

1．日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる
2．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる
3．日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる
4．緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる
5．いずれもない

問5　あて名のお子さんの身の回りの世話などを主にしている方として、あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。続柄は宛名のお子さんから見た関係です。

1．主に父親　　2．主に母親　　3．主に祖父母　　4．その他

就学児童票（案）

Ⅱ．封筒の宛名のお子さんの親御さんの就労状況についてお伺いします。

問6　現在の就労状況を（自営業、家族従事者含む）お伺いします。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。併せて、〔　　〕に数字の記入をお願いします。

（1）父親

1. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の残業時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕時間　】
2. 就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕日　・　1日当たり〔　　〕時間　】
   → 就労日数を増やすことやフルタイムへの転換希望がありますか。
   【　①　希望がある　②　希望があるが予定はない　③希望はない　】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない
6. その他

（2）母親

1. 就労している（フルタイム；産休・育休・介護休業中は含まない）
   → １週当たりの平均の残業時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕時間　】
2. 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）
3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）
   → 就労時間についてお伺いします。
   【　1週当たり〔　　〕日　・　1日当たり〔　　〕時間　】
   → 就労日数を増やすことやフルタイムへの転換希望がありますか。
   【　①　希望がある　②　希望があるが予定はない　③希望はない　】
4. 以前は就労していたが、現在は就労していない
5. これまでに就労したことがない
6. その他

就学児童票（案）

問7は、問6の「（2）母親」で「4. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「5.これまでに就労したことがない」を選ばれた方にお伺いします。該当なさらない方は、問8へお進みください。

問7　母親の就労希望はありますか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）　（→ 問7-1へ）
2. 有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）　（→ 問7-1へ）
3. 無　（→ 問8へ）

問7-1及び問7-2は、問7で「1.有（すぐにでも若しくは１年以内に希望がある）」、「2.有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-1　希望する就労形態はどのようなものですか。あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。（パート、アルバイトを希望の方は一週当たり日数及び一日当たり時間も記入してください。）

1. フルタイムによる就労
2. パートタイム、アルバイト等による就労（週当たり〔　　〕日・一日当たり〔　　〕時間）

問7-2　就労希望がありながら、現在働いていない理由は何ですか。もっとも近い答えの番号に１つだけ○をつけてください。

1. 放課後児童クラブなどのサービスが利用できれば就労したい
2. 働きながら子育てできる適当な仕事がない
3. 自分の知識、能力にあう仕事がない
4. 家族の考え方(親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
5. その他（　　）

問7-3は、問7で「2.有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を選ばれた方にお伺いします。

問7-3　封筒の宛名のお子さんが何歳になったときの就労を希望されていますか。（宛名のお子さんも含めて一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか。）

□ 歳になったとき

就学児童票（案）

Ⅲ． 放課後児童クラブの利用についてお伺いします。

問8　宛名のお子さんについて、現在、放課後児童クラブを利用していますか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。
【放課後児童クラブ…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下で、子ども（おおむね10歳未満）の生活の場を提供するものです。問8-5の「放課後子ども教室」と連携して実施されている場合があります。】

1. 利用している　（→ 問8-1へ）
2. 利用していない　（→ 問8-2へ）

問8-1 上記の問で「1. 利用している」を選ばれた方にお伺いします。宛名のお子さんについて、放課後児童クラブの利用日数はどれくらいですか。また、利用していらっしゃる理由について、あてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

週 □ 日くらい　→ うち土・日の利用　1. ある　2. ない

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. 家族・親族などを介護しなければならない
4. 病気や障害を持っている
5. 学生である
6. その他（　　）

問8-2 上記の問で「2. 利用していない」を選ばれた方にお伺いします。利用していない理由について、もっともあてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労していないから
2. 就労しているが、放課後児童クラブを知らなかったから
3. 就労しているが、近くに放課後児童クラブがないから
4. 就労しているが、放課後児童クラブに空きがないから
5. 就労しているが、放課後児童クラブの開所時間が短いから
6. 就労しているが、利用料がかかるから
7. 就労しているが、子どもは放課後の習い事をしているから
8. 就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから
9. 就労しているが、他の施設に預けているから
10. その他（　　）

就学児童票（案）

問8-3 問8で「2. 利用していない」を選ばれた方にお伺いします。宛名のお子さんについて、今後、放課後児童クラブを利用したいとお考えですか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 利用したい → 週 [　　] 日くらい　うち土・日の利用希望 1. ある / 2. ない
2. 今後も利用しない

問8-4 今後放課後児童クラブを利用したい理由について、もっともあてはまる答えの番号に１つだけ○をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. そのうち就労したいと考えている
4. 家族・親族などを介護しなければならない
5. 病気や障害を持っている
6. 学生である／就学したい
7. 就労していないが、子どもの教育などのために預けたい
8. その他（　　）

問8-5 地域によっては、放課後児童クラブと連携して行うサービスとして『放課後子ども教室』がありますが、その利用意向はありますか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。
【放課後子ども教室…すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組をするものです。】

1. 意向がある　→　週 [　　] 日くらい
2. 意向がない
3. 対象のサービスがない

問9 宛名のお子さんについてお伺いします。小学４年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる答えの番号に○をつけてください。

1. 放課後児童クラブを利用したい
   （1.を選ばれた方）－小学 [　　] 年生まで利用したい
2. 放課後子ども教室を利用したい
3. クラブ活動など習い事をさせたい
4. 利用を希望するサービスは特にない
5. その他（　　）

就学児童票（案）

Ⅳ．宛名のお子さんの病児・病後児の対応についてお伺いします。

問10　この１年間に、宛名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。

1．あった　（→　問10-1,2へ）

2．なかった　（→　問11へ）

この１年間の、お子さんが病気やケガで学校を休んだり、通常の預かりサービスが使用できなかった場合の対処方法と、仕事を休んだ日数はどれくらいありましたか。父親、母親等それぞれについてお答えください。

問10-1　この１年間の対処方法とそれぞれの日数は概ね何日ですか。あてはまる答えの番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。
（半日程度についても１日としてカウントしてください）

問10-2　「父親または母親が休んだ」、「親族・知人に預けた」欄に回答された方に伺います。その際、できれば施設に預けたいと思われた日数はどれくらいありますか。枠内に日数を記入してください。

1. 父親が休んだ　□□　日

2. 母親が休んだ　□□　日

3.（同居者を含む）親族・知人に預けた　□□　日

→　できれば施設等に預けたい　□□　日

4. 就労していない保護者がみた　□□　日

5. 病児・病後児の保育サービスを利用した（保育園で実施しているサービスを含む）　□□　日

6. ベビーシッターを頼んだ　□□　日

7. ファミリーサポートセンターにお願いした　□□　日

8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた　□□　日

9. その他（　　）　□□　日

就学児童票（案）

Ⅴ．　すべての方に、宛名のお子さんの一時預かりのことについてお伺いします。

問11　この１年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたことはありましたか。（半日程度についても１日としてカウントしてください）

1．ある　→　年間 □□ 日

（理由別）

① 私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的	□□	日
② 冠婚葬祭、子どもの親の病気	□□	日
③ 就労	□□	日

2．ない

Ⅵ．　ベビーシッターを利用していらっしゃる方にお伺いします。

問12　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1．子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
2．祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
3．親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
4．その他の目的で利用している

問12-1　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に □ 日くらい　　１回あたり □ 時間程度

Ⅶ．　ファミリーサポートセンターを利用していらっしゃる方にお伺いします。

問13　どのような目的で利用していらっしゃいますか。あてはまる番号すべてに○をおつけください。

1．子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している
2．祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している
3．親の冠婚葬祭等や買い物等の外出の際に利用している
4．その他の目的で利用している

問13-1　どれくらいの頻度で利用していらっしゃいますか。枠内に数字をご記入ください。

月に □ 日くらい　　１回あたり □ 時間程度

Ⅱ．家庭福祉課　関係

１．地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアについて

１．「地域小規模児童養護施設の設置運営について」
の一部改正について

２．「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」
の一部改正について

雇児発第0627004号

平成２０年６月２７日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正について

標記については、平成１２年５月１日児発第４８９号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成２０年７月１日から適用することとしたので通知する。

新	旧
児　発　第４８９号 平成１２年５月１日 ［一部改正］平成13年3月30日 雇 児 発 第１９１号 ［一部改正］平成17年3月31日 雇児発第0331005号 ［一部改正］平成18年4月３日 雇児発第0403003号 ［一部改正］平成20年6月27日 雇児発第0627004号 都道府県知事 各　　殿 指定都市市長 厚生省児童家庭局長 地域小規模児童養護施設の設置運営について 児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成１２年１０月１日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。	児　発　第４８９号 平成１２年５月１日 ［一部改正］平成13年3月30日 雇 児 発 第１９１号 ［一部改正］平成17年3月31日 雇児発第0331005号 ［一部改正］平成18年4月３日 雇児発第0403003号 都道府県知事 各　　殿 指定都市市長 厚生省児童家庭局長 地域小規模児童養護施設の設置運営について 児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成１２年１０月１日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

新	旧
（別紙） 地域小規模児童養護施設設置運営要綱 １．～８　　（略） ９．対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日）厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が９０％を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものはみとめられないこと。）また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が９０％を下回らないこと。 （３）本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。 （４）同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。 （５）指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。	（別紙） 地域小規模児童養護施設設置運営要綱 １．～８　　（略） ９．対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日）厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、１地域小規模施設の指定とすること。 ただし、本体施設の入所率が恒常的に９５％を超えており、既設の地域小規模施設に入所している子どもの他に、地域小規模施設の対象となる子どもがさらに、６人見込まれる場合には、１本体施設について、複数の地域小規模施設の指定をすることができること。 （３）入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が９０％を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものはみとめられないこと。）また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が９０％を下回らないこと。 （４）本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。 （５）同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。 （６）指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

雇児発第0627003号
平成 20 年 6 月 27 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正について

標記については、平成１７年３月３０日雇児発第０３３０００８号（一部改正平成１８年雇児発第０４０３０２１号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成２０年７月１日から適用することとしたので通知する。

（別紙）新旧対照表

新	旧
雇児発第0330008号 平成１７年３月３０日 【一部改正】平成１８年４月３日雇児発第0403021号 【一部改正】平成２０年６月27日雇児発第0627003号 都道府県知事 各　　殿 指定都市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について 近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。 このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙１から４の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成１７年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、平成１６年５月６日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。 おって、この通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。	雇児発第0330008号 平成１７年３月３０日 【一部改正】平成１８年４月３日雇児発第0403021号 都道府県知事 各　　殿 指定都市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について 近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。 このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙１から４の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成１７年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、平成１６年５月６日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。 おって、この通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

新	旧
（別紙１） 児童養護施設における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、２小規模グループケアまで指定できること。 （３）～（５）　（略）	（別紙１） 児童養護施設における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、１小規模グループケアの指定とすること。 （３）～（５）　（略）

新	旧
（別紙２） 乳児院における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定　都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の　市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行　い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、<u>２小規模グループケアまで指定できること。</u> （３）～（５）　（略）	（別紙２） 乳児院における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、<u>１小規模グループケアの指定とすること。</u> （３）～（５）　（略）

新	旧
（別紙３） 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定　都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の　市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行　い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、２小規模グループケアまで指定できること。 （３）～（５）　（略）	（別紙３） 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、１小規模グループケアの指定とすること。 （３）～（５）　（略）

新	旧
（別紙４） 児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定　都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の　市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行　い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、２小規模グループケアまで指定できること。 （３）～（５）　（略）	（別紙４） 児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱 １．～８．　（略） ９．施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別添様式１により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別添様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 （１）当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 （２）１本体施設について、１小規模グループケアの指定とすること。 （３）～（５）　（略）

２．養育里親等の研修について

○　現時点で厚生労働省において検討している資料であり、今後変更の可能性があり得るものである。

１．里親研修カリキュラム（例）
２．養育里親研修について
３．研修の一部免除のイメージ
４．養育里親の研修と認定・登録の流れ
５．養育里親研修制度の運営について
６．養育里親研修テキスト（概要版）
７．専門里親研修について

里親研修カリキュラム(例)

未定稿

(1)基礎研修　～　養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

目　　的　①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）

実施機関　都道府県（法人、NPO等に委託可）

期　　間　１日＋実習1日程度

内　　容　①里親制度の基礎Ⅰ
②要保護児童の理解について（ex社会的養護の下で生活する児童）
③里親以外の子育て支援について（ex地域の子育て支援サービス）
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2)認定前研修　～　・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する
・本研修を修了、養育里親として認定される

目　　的　社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける

実施機関　都道府県（法人、NPO等に委託可）

期　　間　２日＋実習２日程度

内　　容

①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）
②里親養育の基本（ﾏｯﾁﾝｸﾞ、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）
③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）
④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）
⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）
⑥里親養育上の様々な課題
⑦児童の権利擁護と事故防止
⑧里親会活動
⑨先輩里親の体験談・グループ討議
⑩実習（児童福祉施設、里親）

(3)更新研修（認定または更新後5年目の養育里親。認定有効期間内に受講し認定更新する）

目　　的　養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。

実施機関　都道府県（法人、NPO等に委託可）

期　　間　１日程度

内　　容　①社会情勢、改正法など
②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex思春期心性、問題行動への対応）
③養育上の課題に対応する研修（ex自立、告知について）
④意見交換（ex養育に関する相談相手、レスパイトの利用、利用できる各種奨励金の受給申請方法）
なお、未委託の里親の場合は施設実習（１日）が必要

未定稿

◇里親研修(カリキュラム案～例)

(1)基礎研修カリキュラム（養育里親を希望する者を対象とした基礎研修）

目　　的　①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
　　②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
　　③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）

実施機関　　都道府県（法人、NPO 等に委託可）
対　　象　　養育里親となることを希望する者
期　　間　　１日＋実習１日程度
内　　容

①里親制度の基礎Ⅰ	60 分（里親養育論）
②保護を要する子どもの理解について（ex 社会的養護の下で生活する児童	60 分（養護原理）
③里親以外の子育て支援について（ex 地域の子育て支援サービス）	60 分（児童福祉論）
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex 里親希望の動機、里親にもとめられるもの）	120 分（里親養育演習）
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）	1 日間（養育実習）

(2)認定前研修カリキュラム（基礎研修を受講し、里親について大枠を理解した上で、本研修を受講する。本研修を修了し、養育里親として認定される）

目　　的　　社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける。
実施機関　　都道府県（法人、NPO 等に委託可）
対　　象　　養育里親になることを希望する者で基礎研修を受講した又は免除された者
期　　間　　2 日＋実習 2 日程度
内　　容

①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）	90～120 分（里親養育論）
②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）	
③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）	60 分（発達心理学）
④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）	60 分（小児医学）

⑤関係機関との連携（児相、学校、医療機関）
⑥里親養育上の様々な課題（実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等）　150～180 分（里親養育援助技術）
⑦子どもの権利擁護と事故防止
⑧里親会活動　60 分（里親養育演習）
⑨先輩里親の体験談・グループ討議（ex 養育に関するノウハウ）　120 分（里親養育演習）
⑩実習（児童福祉施設、児童を委託している里親）2 日間程度
実習プログラムとしてⅰ～ⅴを実施
ⅰ施設長の説明（今日の施設入所児の動向、里親への期待など）　45 分
ⅱ家庭支援専門相談員（その施設に入所している子どもの状況、委託についての流れ、委託直後の子どもの様子、連絡の取り方など）　45 分
ⅲ保育士、児童指導員または心理士（子どもとかかわるうえで留意していること）　45 分
ⅳ栄養士（食育について、子どもの食事について乳児院―授乳、離乳食、幼児食　児童養護施設―幼児食と子どもの食事）　45 分
ⅴＱ＆Ａ　60 分
上記ⅰ～ⅴは朝、子どもとかかわる前、夕方、帰る前などに実施

(3)更新研修カリキュラム（認定または更新後 5 年目の養育里親。認定有効期間内に受講し更新する）

目　　的　養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
実施機関　都道府県（法人、NPO 等に委託可）
対　　象　更新前の養育里親
期　　間　１日程度
内　　容
①社会情勢、改正法など　60 分（児童福祉制度論）
②子どもの発達と心理・行動上の理解など（ex 思春期心性、問題行動への対応）　60 分（発達心理学）
③養育上の課題に対応する研修（ex 自立、告知について）　60 分（里親養育演習）
④意見交換（ex 養育に関する相談相手、レスパイトの利用、利用できる各種奨励金の受給申請方法）　120 分（里親養育演習）

※なお、未委託の里親の場合は施設実習(1 日)が必要

未定稿

養育里親研修について

養育里親の研修は、次のとおり都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う。

１　別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。

２　講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

別表

区　　分	科　　目
基礎研修	里親養育論（講義） 養護原理（講義） 児童福祉論（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）
認定前研修	里親養育論（講義） 発達心理学（講義） 小児医学（講義） 里親養育援助技術（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）
更新研修	児童福祉制度論（講義） 発達心理学（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）※未委託の場合のみ

注１　養育実習は、児童福祉法に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

注２　専門里親の研修を修了した者は、養育里親の研修を修了したものとみなす。

注３　児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童を処遇する職員として一定期間勤務したことがある者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及び里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲内で、基礎研修の科目の全部並びに認定前研修の科目の一部を免除することができる。

現に里親登録されているその他の者に対しては、相当と認められる範囲内で、基礎研修の科目の全部を免除することができる。

未定稿

研修の一部免除のイメージ（案）

児童の福祉に関する事業の従事経験等により受講する研修内容に区分をもうける

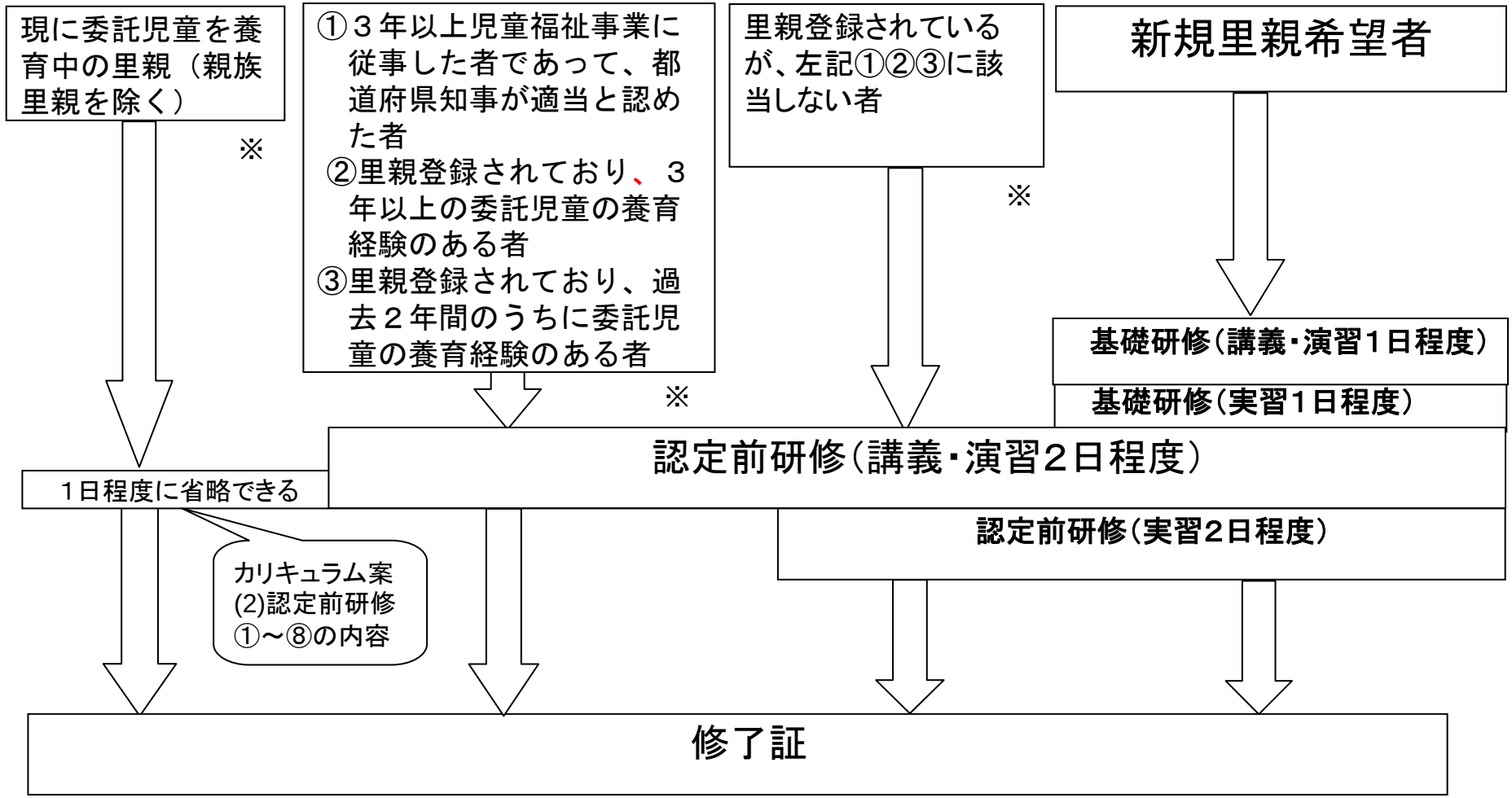

※直近5年間に都道府県が行う研修、その他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

養育里親の研修と認定の流れ（案）

未定稿

認定までの研修

講演会・説明会の実施

里親希望

児相・里親支援機関におけるガイダンス

基礎研修1日
・制度説明
・要保護児童の理解など

実習1日程度
・児童福祉施設の見学など

児童福祉の経験等を有する者

認定前研修2日
・最低基準
・子どもの心と体
・子どもの権利擁護など

実習2日程度
・実践的実習など

修了証

認定

受入準備
子どもとの引き合わせ

里親委託

児童相談所に対して登録申請

児童相談所が家庭訪問・調査

児童福祉審議会里親認定部会で審議

5年ごとに更新研修を受講

都道府県より更新通知

更新研修

更新研修1日
・社会情勢、改正法
・行動の理解
・養育上の課題に対応する研修等

施設の実習
・未委託里親のみ

更新

専門里親研修

養育里親委託経験3年以上

専門里親研修
※**障害児の特徴や福祉サービス等**についての講義・演習を**追加**。

2年毎の修了認定

未定稿

養育里親研修制度の運営について

第１　養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第２　養育里親研修

１　趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

２　種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定前研修」と、養育里親の認定更新時に実施する「更新研修」であること。

３　研修対象者

（１）基礎研修　　要保護児童を養育することを希望している者

（２）認定前研修　　要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修を受講又は免除された者

（３）更新研修　　認定更新を希望する者

４　研修の実施方法

（１）研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

（２）研修の方法

ア　研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

イ　研修科目は、「養育里親研修について」の別表に掲げるものであること。

ウ　養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治施設又は児童自立支援施設で行うこと。

（３）研修科目の免除（基礎研修、認定前研修）

ア　現に里親登録されている者（以下イからオに掲げる者を除く）については、基礎研修を免除できること。

イ　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修

のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

（ア）福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

（イ）保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

（ウ）教育関係

教員

（エ）司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ　都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者であること。

エ　現に里親登録されており、３年以上の委託児童の養育経験又は過去２年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

オ　現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の免除及び講義及び演習の一部を免除できること。

カ　ア～オに加え、直近５年間に都道府県が実施した研修その他都道府県が適当と認めた研修であって、基礎研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を修了したと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の科目の一部又は全部を免除できること。

（４）研修期間

ア　基礎研修については概ね２日間とすること。

イ　認定前研修については概ね４日間とすること。

ウ　更新研修については概ね１日間とすること。

（５）養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

５　修了認定

（１）修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

（２）修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

（３）修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

（４）修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から５年間とすること。

（５）その他

（３）のオにより基礎研修、認定前研修の科目の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

未　定　稿

養育里親研修テキスト
（概要版）

厚生労働省　雇用均等・児童家庭局　家庭福祉課

基礎研修カリキュラム

①里親制度の基礎Ⅰ	（里親養育論）
②保護を要する子どもの理解について	（養護原理）
③里親以外の子育て支援について	（児童福祉論）
④先輩里親の体験談・グループ討議	（里親養育演習）
⑤実習	（養育実習）

①里親制度の基礎Ⅰ

研修のポイント

- 社会的養護～施設養護と家庭養護
- 里親希望から登録までの流れ
- 里親の種類
- 里親の要件等

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②保護を要する子どもの理解について

研修のポイント

- 保護を要する子どもの現状
- 児童虐待問題

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

未　定　稿

③里親以外の子育て支援について

研修のポイント

- 地域における子育て支援サービス

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
市町村職員

④先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

- グループディスカッションの流れ（例）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

未　定　稿

⑤実習

研修のポイント

- 実習の内容（施設見学を中心に）

講師の例：児童福祉施設職員

認定前研修カリキュラム

①里親制度の基礎Ⅱ	（里親養育論）
②里親養育の基本	（里親養育論）
③子どもの心	（発達心理学）
④子どもの身体	（小児医学）
⑤関係機関との連携	（里親養育援助技術）
⑥里親養育上の様々な課題	（里親養育援助技術）
⑦子どもの権利擁護と事故防止	（里親養育援助技術）
⑧里親会活動	（里親養育援助技術）
⑨先輩里親の体験談・グループ討議	（里親養育演習）
⑩実習	（養育実習）

①里親制度の基礎Ⅱ

研修のポイント

- 里親が行う養育に関する最低基準

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②里親養育の基本

研修のポイント

- 受託から措置解除までの流れ（マッチング・交流・受託・解除・措置変更・一時保護）
- 里親委託に伴う諸手続、制度利用等（住民票異動・転入学・保険証・レスパイトケア等）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

③子どもの心

研修のポイント

- 子どもの心理発達（情緒面・愛着関係）
- 委託児童によくみられる行動特徴と対応上の留意点（ためし行動、退行、分離不安等）
- 特別な配慮を要する子どもへのケア（知的障害、発達障害、被虐待児童）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

④子どもの身体

研修のポイント

- 子どもの健康管理
- 子どもの栄養管理（食育）
- 乳幼児健診、予防接種など

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、小児科医、
保健師、看護師、栄養士

⑤関係機関との連携

研修のポイント

- 児童相談所の役割と連携
- 里親支援機関の役割と連携
- 学校、幼稚園等との関係
- 医療機関との連携
- 児童福祉施設との連携

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

⑥里親養育上の様々な課題

研修のポイント

- 実親とのかかわりにおける留意点
- 真実告知
- ルーツ探し
- 性の問題

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

⑦子どもの権利擁護と事故防止

研修のポイント

- 子どもの権利（子どもの権利条約・児童憲章等）
- 社会的養護における権利擁護
- 被措置児童等虐待
- 事故防止への配慮

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

⑧里親会活動

研修のポイント

- 里親会活動の意義
- 全国里親会

講師の例：里親（里親会）

⑨先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

- グループディスカッションの流れ（例）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

⑩実習

研修のポイント

- 実習の内容（実習プログラム）

講師の例：児童福祉施設職員

未　定　稿

更新研修

①社会情勢、改正法など　（児童福祉制度論）
②子どもの発達と心理・行動上の理解など　（発達心理学）
③養育上の課題に対応する心理学　（里親養育援助技術）
④意見交換　（里親養育演習）

①社会情勢、改正法など

研修のポイント

- 子どもをとりまく最新情勢
- 児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②子どもの発達と心理・行動上の理解など

研修のポイント

- 子どもの心理や行動についての理解（講義・演習）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

③養育上の課題に関する研修

研修のポイント

- 受講者のニーズを考慮した養育上の課題や対応にの留意点についての講義・演習

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
里親、児童精神科医、臨床心理士

④意見交換

研修のポイント

- 受講者が共通に抱えている悩みや課題について意見交換を行う

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

未定稿

専門里親研修について

専門里親の研修は、次のとおり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う。

１　別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。

２　講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

別表

区分		科目
認定研修	養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論(講義) 児童福祉論(講義) 地域福祉論(講義) 里親養育論(講義) 発達臨床心理学(講義) 社会福祉援助技術論(講義) 養護原理(講義) 医学(児童精神医学を含む。)(講義)
	養育の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待援助論(講義・演習) 思春期問題援助論(講義・演習) 家族援助論(講義・演習) 専門里親演習(講義・演習) 障害福祉援助論(講義・演習)
	養育実習	養育実習(実習)
継続研修		児童福祉制度論 専門里親演習(講義・演習)

注１　養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

注２　養育実習は、児童福祉法に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

注３　児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童を処遇する職員として一定期間勤務したことがある者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲内で、科目の一部を免除することができる。

３．施設に入所している子ども等の権利擁護の強化に向けた取組について

○　現時点で厚生労働省において検討している資料であり、今後変更の可能性があり得るものである。

１　「児童福祉行政指導監査の実施について」の一部改正について

２　「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

未 定 稿

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）	見直し案
児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年４月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 ［一部改正］　平成15年４月１日　雇児発第0401010号	児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年４月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 ［一部改正］　平成15年４月１日　雇児発第0401010号 平成　年　月　日　雇児発第　　号
児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年３月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年４月１日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。	児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年３月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年４月１日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。
ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。	ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。
なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。	なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。
おって、平成10年３月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年３月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。	おって、平成10年３月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年３月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。
１　児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。	１　（略）
２　福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一的実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。	２　（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）	見直し案
別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱 １　指導監査の目的 　指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。 ２　用語の意義 　この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1)「都道府県」には指定都市及び中核市を、「都道府県知事」には指定都市及び中核市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2)「児童福祉施設」とは、児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。 (3)「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。 (4)「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。 (5)「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める措置を採る市町村及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。 ３　指導監査の方針 (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。 (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。 　前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。	別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱 １　（略） ２　用語の意義 　この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1)「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2)「児童福祉施設」とは、雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親等をいう。 (3)（略） (4)（略） (5)「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。 ３　（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）	見直し案
(3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。	
4　指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。	4　（略）
5　指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。	5　（略）
(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。	(1) （略）
ア　実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める措置機関）及び措置費等の指導監査については年１回以上の実地監査を行うこと。	ア　実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年１回以上の実地監査を行うこと。
イ　実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、２年に１回以上の実地監査を行うこと。	イ　（略）
ウ　児童福祉施設については、児童福祉法施行令第12条の２の規定により年１回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。	ウ　児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年１回以上の実地検査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。
エ　民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること。	エ　（略）
(2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要に応じて特定の事項について実施すること。	(2) （略）
6　指導監査の実施計画の策定	6　（略）
(1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。	
(2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。	
(3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。	
7　指導監査班の編成	7　（略）
(1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者２名以上をもって編成するものとし、そのうち１名は原則として係長以上の職にある者とすること。	

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）	見直し案
(2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編制すること。 (3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、その所掌に当たる技術指導吏員等を必要に応じて参加させる等配慮すること。	(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。 ア　児童福祉施設の所掌に当たる技術指導吏員 イ　児童福祉施設職員（元児童福祉施設職員を含む。） ウ　その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者
8　指導監査の事前準備 (1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の指名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。 (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実行を期すること。 (3) 指導監査に必要な資料（自主点検表を徴することとしている場合は、それを含む。）は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。 (4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。	8　（略）
9　指導監査項目 指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙１「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙２「児童扶養手当支給事務指導監査項目」に準拠して実施すること。	9　（略）
10　指導監査実施上の留意事項 (1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配意すること。 (2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。 (3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。	10　（略）
11　指導監査結果の措置 (1) 講評及び指示等 指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。 ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。	11　（略）

<table>
<tr><th>児童福祉行政指導監査の実施について
（平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）</th><th>見直し案</th></tr>
<tr><td>
(2) 指導監査の復命
指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとすること。
(3) 指導監査結果の検討及び措置
指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。
(4) 指導監査結果の指示及び確認
ア　指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。
イ　指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。
ウ　指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。

別紙１

児童福祉行政指導監査事項

１　市町村児童福祉行政指導監査事項
<table>
<tr><th>主眼事項</th><th>着眼点</th></tr>
<tr><td>第１．児童福祉行政事務処理体制</td><td>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。
ア　児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。
イ　内部組織相互間における連携がとられているか。
ウ　児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。
エ　関係機関等との連携が適切に行われているか。</td></tr>
</table>
</td><td>
別紙１

児童福祉行政指導監査事項

１　市町村児童福祉行政指導監査事項
<table>
<tr><th>主眼事項</th><th>着眼点</th></tr>
<tr><td>第１．（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
第２．保育の実施の確保 １．要保育児童の把握状況	(1) 要保護児童（数）等が適切に把握されているか。 ア　保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。 イ　保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。 ウ　学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。 (2) 保育所の適正配置等が行われているか。 ア　保育所の配置状況が適切であるか。 イ　定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。 ウ　認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。	第２．（略）	（略）
２．保育の実施事務処理状況	保育の実施事務処理が、適切に行われているか。 ア　保育所入所手続（申込窓口（保育所の代行も含めて）、申込書、申込時期、保育の実施機関、入所承諾書の交付等）が利用者の利便に配慮しているか。 イ　入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。 ウ　希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。 エ　入所の選考（選考する場合の条件、選考基準の制定・内容・公表）が適正に行われているか。 オ　「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。 カ　待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児（０～２歳）の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。 　また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。		

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	キ　広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。		
３．保育所運営費の事務処理状況	(1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。 (2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。 (3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。 (4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に民改費の設定、額の算定等）、額の算定、支弁方法等）が適正に行われているか。 (5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。 (6) 保育料の徴収方法等が適切に行われているか。 (7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。 (8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。		
第３．入所施設措置費の事務処理状況	(1) 母子生活支援施設、助産施設への要措置者の実態把握及び措置者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。 (2) 母子生活支援施設、助産施設への措置者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。 (3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。 ア　入所措置事務（入所申請の受理、調査、判定、指導、措置等）が適正に行われているか。 イ　措置解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。 (4) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。	第３．入所施設措置費の事務処理状況	(1) 母子生活支援施設、助産施設への要利用者の実態把握及び利用者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。 (2) 母子生活支援施設、助産施設への利用者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。 (3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。 ア　入所申込事務（入所申請の受理、調査、判定、指導等）が適正に行われているか。 イ　母子保護の実施及び助産の実施の解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われいるか。 (4)　（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）	見直し案

	(5) 措置費支弁（時期、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。 (6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認が適正に行われているか。 (7) 措置費の積算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。

	(5) （略） (6) （略） (7) （略）

２　施設指導監査事項
（1）社会福祉施設共通事項

主眼事項	着眼点
第１．適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
１．入所者処遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア　処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適正な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ　処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ　入所者の処遇記録等は整備されているか。

２　施設指導監査事項
（1）社会福祉施設共通事項

主眼事項	着眼点
第１．（略）	（略）
１．（略）	(1)　（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。 (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。 ア　必要な栄養所要量が確保されているか。 イ　嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ　入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ　食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ　保存食は、一定期間（２週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ　食器類の衛生管理に努めているか。 キ　給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、１週間に少なくとも２回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週２回の入浴等が確保されているか。 (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保湿及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。		(2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア　定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ　施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (11) 実施機関との連携が図られているか。		(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア　（略） イ　施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)（略）
２．入所者の生活環境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア　入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ　居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ　居室等の清掃、衛生管理、保湿、換気、採光及び照明は適切になされているか。	２　（略）	（略）
３．自立、自活等への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。	３　（略）	（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
第２．社会福祉施設運営の適正実施の確保 １．施設の運営管理体制の確立	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。 (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (8) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。	第２．社会福祉施設運営の適正実施の確保 １．施設の運営管理体制の確立	（略） (1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) （略） (6) （略） (7) （略） (8) （略） (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア （略） イ （略） ウ 繰越金は、優先的に各種積立金に充てられているか。

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	エ　繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。また、取り崩し等についての県（市）への協議は適正に行われているか。 (10)高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の５％以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。 (11)施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。		エ　繰越金及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。 (10)高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。 (11)　（略）
２．必要な職員の確保と職員処遇の充実	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努められているか。 ア　労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ　職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 (2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。	２　（略）	（略）
３．防災対策の充実強化	防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア　消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ　非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。	３　（略）	（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	ウ　消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち１回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。		（略）

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着眼点
第１．適切な入所者処遇の確保 １．入所者処遇の充実	施設の処遇等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。 [児童入所施設] (1) 児童の意見を表明する機会が十分確保されているか。 (2) 体罰等懲戒権が濫用されていないか。 ア　施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る事項が盛り込まれているか。 イ　児童の権利擁護に関する施設内研修が実施されているか。 (3) 生活指導、職業指導が適切に行われているか。

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着眼点
第１．適切な入所者支援の確保 １．入所者支援の充実	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。 [児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。 (2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。 (3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。 (4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。 (5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
			(6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。 (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	[保育所] (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。 (3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。 (4) 保護者との連絡（登所、降所等）が適切に実施されているか。 (5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。 (6) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。 [共通事項] (1) 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。 (3) 給食材料が適切に保管されているか。 (4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。 (5) ３歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）についての配慮がされているか。 (6) 食中毒対策が適切に行われているか。	（略）	（略）
第２．社会福祉施設運営の適正実施の確保 １．施設の運営管理体制の確立	措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。 (1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。		

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	ウ　利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。 エ　他の会計間の賃借が適正に行われているか。 オ　現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ　内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	（略）	（略）
２．必要な職員確保と職員処遇の充実	(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。 (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。 (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度へ加入しているか。		
３．防災対策の充実強化	(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (2) 防犯について配慮されているか。		

児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）

別紙２

児童扶養手当支給事務指導監査事項

１　市等監査事項

主眼事項	着眼点
１　主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
２　関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。
３　広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。
４　機関委任事務に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。
５　規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。
６　認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
７　認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。

見直し案

別紙２

児童扶養手当支給事務指導監査事項

１　市等監査事項

主眼事項	着眼点
（略）	（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	(3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。	（略）	（略）
8　現況届の処理状況	(1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。		
9　受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の調査・確認を含む。）が適切に行われているか。		
10　債権管理事務処理の状況	(1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。		
11　負担金及び事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。		
12　その他	差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。		

２　町村監査事項

主眼事項	着眼点
1　主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2　関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか

２　町村監査事項

主眼事項	着眼点
（略）	（略）

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
３　制度の広報の状況	(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。	（略）	（略）
４　規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。		
５　認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。		
６　認定請求書の審査及び進達の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から進達までの事務処理期間が適切か。		
７　現況届の処理状況	(1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。		
８　受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。		

児童福祉行政指導監査の実施について （平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）		見直し案	
	(3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。	（略）	（略）
9　証書の取扱い状況	国支給分手当証書が適切に保管されているか。		
10　事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。		

未 定 稿

（案）

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙１児童福祉行政指導監査事項　２施設指導監査事項　（２）児童福祉施設事項　第１．適切な入所者支援の確保　１．入所者支援の充実　の着眼点については、（１）から（７）それぞれについて、以下のとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

［児童入所施設］

（１）**「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について**

ア　子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。

イ　個人情報の保護について十分配慮されているか。

ウ　子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。

エ　施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。

オ　苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。

カ　苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口に寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。

キ　苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

（２）**「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について**

ア　施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。

イ　施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。

ウ　施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。

エ　施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。

オ　第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されているか。

（３）「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について

ア　基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導（スーパーバイズ）が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。

イ　子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。

ウ　職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

（４）「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について

ア　懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。

イ　個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。

ウ　施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

エ　施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしているか。

オ　職員の勤務状況等の職員の状態を施設長（管理的立場にあるもの）が把握しているか。

（５）「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について

ア　入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。

イ　入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。

ウ　事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。

エ　事故防止のため危険個所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。

（６）「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について

ア　子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子ども

に対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。

イ　子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。

ウ　家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

（７）「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について

ア　子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。

イ　子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。

４．都道府県行動計画の見直しについて（社会的養護関連部分）

・計画策定に向けた調査について

昨年１１月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の中に、社会的養護体制の計画的整備として「都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のため計画を作成し、これを公表する。」こととされており、国においても、「具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法の考え方」を示した「計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。」とされている。

このため、社会的養護の提供体制に関し、その提供量を見込む際に勘案する事項など、適切な整備量を確保するために必要な事項をお示しし、都道府県において社会的養護の提供体制の整備に関する計画を作成していただくことを検討しており、その計画作成を進めるための参考となるデータをとるため、児童相談所を対象として調査を実施する。

【後期行動計画策定スケジュール（案）（社会的養護関連部分）】

		厚生労働省	都道府県
２０年	８月	都道府県会議 調査方法・スケジュール説明	
	１０月		計画のための調査実施
	１１月		調査とりまとめ（国に提出）
	１２月	調査結果集計	
２１年	２月	調査結果等を踏まえ、量の見込み方の考え方、例を提示	
	３月		各都道府県において見込むためのデータ収集・見込み開始
	８月		見込んだ数字を国へ報告
２２年	１月		後期行動計画素案作成完了
	３月		計画の決定・公表

平成２０年度　社会的養護ニーズ把握調査要綱（案）

１．調査の目的

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等により、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図ることが課題となっているが、入所措置を行う児童相談所における相談状況からみた社会的養護ニーズを把握することにより、必要な社会的養護の提供量を算定し、計画的な整備をすすめることを目的とする。

２．調査の対象及び客体

全国の児童相談所及び児童相談所が平成１９年度に入所措置した児童等を対象とし、その全員を客体とする。

３．調査の期日

平成２０年※月※日～平成２０年※月※日

（通知発出日）　　（通知発出日から４５日後）

４．調査事項

調査事項は、入所措置した児童の出生年月日、性別、入所年月日、施設種別等社会的養護ニーズ把握調査票に掲げる事項とする。

５．調査の方法

（１）厚生労働省においては、雇用均等・児童家庭局が調査の企画・立案を行う。

（２）都道府県においては、民生主管部（局）が児童相談所の協力を得て調査を実施する。

６．調査の系統

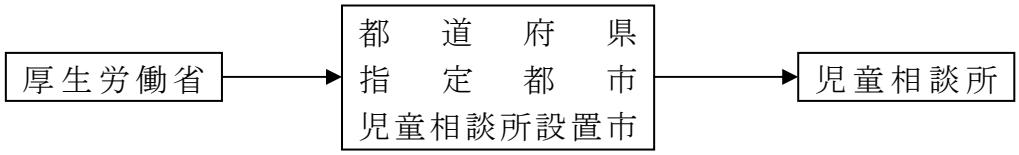

７．集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、雇用均等・児童家庭局が行う。

平成２０年度社会的養護ニーズ把握調査（案）

（児　童　相　談　所　票）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

都道府県市番号			児童相談所番号		

児　童　相　談　所　名

質問１　貴児童相談所における平成 19 年度新規入所件数

（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」である件数）

新規入所件数					件

質問２　貴児童相談所における平成 19 年度新規里親委託件数

（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「里親委託」である件数）

里親委託件数					件

質問３　平成 19 年度に相談受付した事例のうち、一時保護を長期（1 か月以上）に実施した件数

（施設入所及び里親委託中の一時保護は除く）

一時保護件数					件

↓

補問３－１　質問３の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例

対応事例					事例

↓

補問３－２　補問３－１の事例のうち、施設入所（里親委託）検討を行った施設種別

（最適と思われる施設種別を１事例につき１つ選んでください）

施設種別	施設入所（里親委託）
1. 里親	事例
2. 乳児院	事例
3. 児童養護施設	事例
4. 情緒障害児短期治療施設	事例
5. 児童自立支援施設	事例
6. 自立援助ホーム	事例
7. 知的障害児施設	事例
8. 肢体不自由児施設	事例
9. 重症心身障害児施設	事例
10. 母子生活支援施設	事例
11. その他（　　）	事例

補問３－３　質問３の事例のうち、平成 19 年度中に施設入所（里親委託）した事例

入所事例	事例

質問４　平成 19 年度に相談受付した事例のうち、在宅指導した事例の中で、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例

入所視野事例	事例

補問４－１　質問４の事例の入所検討を行った施設種別

（最適と思われる施設種別を１事例につき１つ選んでください）

施設種別	入所検討
1. 里親	事例
2. 乳児院	事例
3. 児童養護施設	事例
4. 情緒障害児短期治療施設	事例
5. 児童自立支援施設	事例
6. 自立援助ホーム	事例
7. 知的障害児施設	事例
8. 肢体不自由児施設	事例
9. 重症心身障害児施設	事例
10. 母子生活支援施設	事例
11. その他（　　）	事例

質問５　貴自治体で独自に社会的養護ニーズを調査・把握している場合は、その状況及び実施方法（自治体で記入のこと。別途既存資料等添付可）。

ご協力ありがとうございました。

平成２０年度社会的養護ニーズ把握調査（案）

（児　童　個　票）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

都道府県 市　番号			児童相談 所番号		児童 番号				

児　童　相　談　所　名

この調査票は、平成 19 年度新規入所件数（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」及び「里親委託」のもの（措置変更を含む））に計上された児童が対象となります。

質問１　子どもの状況

性　　別	１　男 ２　女	出生年月日	１　昭和 ２　平成	年　月　日	
入所年月日	１　昭和 ２　平成	年　月　日		一時保護の有無	１　あり ２　なし

質問２　子どもが入所した施設の種別

1. 里親　2. 乳児院　3. 児童養護施設　4. 情緒障害児短期治療施設　5. 児童自立支援施設
6. 自立援助ホーム　7. 知的障害児施設　8. 肢体不自由児施設　9. 重症心身障害児施設
10. その他（　　）

質問３　子どもが入所した施設の所管が他の自治体である場合の自治体名

都道府県市番号		

質問４　養護問題発生理由（複数回答可：最大４つまで）

1. 父の死亡　2. 母の死亡　3. 父の行方不明　4. 母の行方不明
5. 父母の離婚　6. 両親の未婚　7. 父母の不和　8. 父の拘禁
9. 母の拘禁　10. 父の入院　11. 母の入院　12. 家族の疾病の付き添い
13. 次子出産　14. 父の就労　15. 母の就労　16. 父の精神障害等
17. 母の精神障害等
18. 父の放任・怠だ　19. 母の放任・怠だ　20. 父の虐待・酷使
21. 母の虐待・酷使　22. 棄児　23. 養育拒否　24. 破産等の経済的理由
25. 子どもの問題（障害・非行・問題行動等）による監護困難　26. その他（　　）

質問５　きょうだいの状況

きょうだいの有無	1　あり 2　なし	児童福祉施設への入所または里親委託の有無	1　あり 2　なし

補問５－１についてお答えください。

補問５－１　きょうだいの人数

きょうだいの人数	人	同じ施設	人	違う施設	人

補問５－２についてお答えください。

補問５－２　違う施設の場合の施設種別及び入所人数

施設種別	入所人数
1. 里親	人
2. 乳児院	人
3. 児童養護施設	人
4. 情緒障害児短期治療施設	人
5. 児童自立支援施設	人
6. 自立援助ホーム	人
7. 知的障害児施設	人
8. 肢体不自由児施設	人
9. 重症心身障害児施設	人
10. 母子生活支援施設	人
11. その他（　　）	人

質問６　保護者の状況（１つだけ選んでください）

1. 実父母あり　2. 実父のみ　3. 実母のみ　4. 実父・養（継）母　5. 養（継）父・実母
6. 養（継）父・養（継）母　7. 養（継）父のみ　8. 養（継）母のみ
9. 両親ともいない又は不明

（質問６で「９」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問６－１　主たる保護者

1. 祖父母　2. 養（継）父母の親　3. 兄・姉　4. 義兄・義姉　5. 伯（叔）父母
6. 義伯（叔）父母　7. 里親　8. その他（　　）　9. なし　10. 不明

質問７　家庭復帰の見通し【親（主たる養育者）がいる場合】

1. 家庭復帰の見込みあり　2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、復帰に向け調整中
3. 家庭復帰困難又は見込みなし　4. 判断困難

質問８　子どもの状況

評価項目	評価対象年齢	評価対象外	疑いなし	やや疑いあり	疑いあり	確かに問題あり	判断困難
1. 自閉的傾向（人に対して反応しない、視線が合わない等）	4 か月～15 歳	1	2	3	4	5	6
2. 養育者との関係性（なつかない、過度の反抗、養育者への暴力等）	2 歳～10 歳	1	2	3	4	5	6
3. 注意欠陥・多動傾向（落ち着かない、過度の注意散漫等）	2 歳～15 歳	1	2	3	4	5	6
4. 反社会的行動傾向（いじめ、過度なけんか、嘘、性的問題、窃盗等）	2 歳以上	1	2	3	4	5	6
5. 抑うつ傾向（継続的な落ち込み、食欲不振、自殺念慮等）	7 歳以上	1	2	3	4	5	6
6. 学習障害傾向（特異な読み書き、計算の問題）	7 歳～15 歳	1	2	3	4	5	6
7. 物質使用（アルコール、タバコ、薬物等）	11 歳以上	1	2	3	4	5	6
8. 自傷行為（抜毛、頭打、リストカット、自殺未遂等）	2 歳以上	1	2	3	4	5	6
9. 集団不適応（不登校、学校等でのいじめられ、孤立、反抗等）	7 歳以上	1	2	3	4	5	6
10. 社会的引きこもり（長期にわたる外出拒否）	16 歳以上	1	2	3	4	5	6
11. 排泄問題（夜尿、遺糞など）	5 歳～10 歳	1	2	3	4	5	6
12. 摂食障害傾向（拒食、過食、異食など）	7 歳以上	1	2	3	4	5	6
13. 睡眠障害（不眠、過眠など）	7 歳以上	1	2	3	4	5	6
14. 知的障害	3 歳以上	1	2	3	4	5	6

質問９　子どもの心身の状況（身体疾患・障害）

心身の状況	１　あり ２　なし

（質問９で「１」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問９－１　子どもの主な身体疾患・障害（複数回答可）

1. 外科系	2. 内臓系	3. ｱﾄﾋﾟｰ性皮膚炎	4.ｱﾄﾋﾟｰ以外の皮膚の病気
5. 泌尿器の病気	6. 耳鼻科・眼科の病気	7. 喘息	8.喘息以外のｱﾚﾙｷﾞｰの病気
9. 視覚障害	10. 聴覚障害（難聴）	11. 言語・音声障害（ろうあ）	12. 肢体不自由
13. 内部（内臓）障害	14. 免疫機能障害	15.その他（　　）	

質問 10　子どもの心身の状況（精神障害）

心身の 状況	1　あり 2　なし

（質問 10 で「1」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問 10-1　子どもの主な精神障害

精神障害	確定診断 あり	疑い あり	判断 困難	
1. 発達障害系	1	2	3	※精神遅滞、学習障害、広汎性発達障害、発達性協調運動障害、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ障害（音韻障害、吃音等）等
2. 行動障害系	1	2	3	※注意欠陥・多動性障害、行為障害、反抗挑戦性障害等
3. 不安障害系	1	2	3	※ﾊﾟﾆｯｸ障害、全般性不安障害、強迫性障害、外傷後ｽﾄﾚｽ障害、恐怖性障害、分離不安障害、反応性愛着障害、解離性障害、転換性障害、その他身体表現性障害等
4. 気分障害系	1	2	3	※大うつ病性障害、気分変調性障害、双極性障害等
5. その他の精神障害	1	2	3	※摂食障害、排泄障害、選択性緘黙、常同運動障害、性障害及び性同一障害、睡眠障害、人格障害、統合失調症、その他の精神障害

質問 11　子どもの障害者手帳所持の状況

設問項目	所持（1 級）	所持（2 級）	所持 （3～6 級）	未判定 （申請中）	なし	不明
1. 身体障害者手帳	1	2	3	4	5	6
2. 療育手帳 （知的障害者福祉手帳）	1	2	3	4	5	6
3. 精神保健福祉手帳	1	2	3	4	5	6

質問 12　定期的な通院の必要性の有無

設問項目	あり	なし	不明
1. 精神科・心療内科への通院の必要性	1	2	3
2. 精神科・心療内科での投薬の必要性	1	2	3
3. 精神科・心療内科以外の診療科への通院の必要性	1	2	3
4. 精神科・心療内科以外の診療科での投薬の必要性	1	2	3

質問 13　心理療法の必要性の有無

設問項目	あり	なし	判断困難	不明
心理療法の必要性	1	2	3	4

質問 14　被虐待体験の有無

被虐待経験の有無	1　あり 2　なし 3　不明

（質問 14 で「1」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問 14-1　虐待の種類（主なものを一つ選んでください）

1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待

質問 15　保護者対応の困難度

1. 大変困難	2. 困難	3. やや困難	4. 特に問題なし	5. 児童相談所の指導に対し協力的

質問 16　本事例を入所措置（里親委託）する際に、子どもの援助方針会議の際に入所措置をした施設種別以外の施設も含めた検討の有無

（当該施設の設置の有無や、空き状況等による実情は考慮せず、あくまでも子どもの処遇にとっての適切さの観点から回答してください）

検討の有無	1　あり 2　なし

（質問 16 で「1」を○で囲んだ方は、補問 16-1、補問 16-2 にお進みください。）

補問 16-1　検討した施設種別

1. 里親	2. 乳児院	3. 児童養護施設	4. 情緒障害児短期治療施設	5. 児童自立支援施設
6. 自立援助ホーム	7. 知的障害児施設	8. 肢体不自由児施設	9. 重症心身障害児施設	
10. 母子生活支援施設	11. その他（　　）			

補問 16-2　その施設種別を選択しなかった理由

1. 検討した施設種別が当該自治体あるいは近隣府県で設置されていない	2. 入所定員が満床	
3. 入所定員は空いているが、事例の要件で入所困難	4. その他（　　）	

（補問 16-2 で「３」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問 16-3　事例のどのような要件で入所が困難だったのか（複数回答可）

1. 年齢	2. 性別	3. 子どもの問題行動	4. 子どもの疾患（病名：　　）
5. 子どもの障害（障害名：　　）		6. 保護者対応が困難	
7. その他（　　）			

質問 17　入所措置する段階では、今現在入所している施設が最適と考え入所措置を行ったが、不調となり、平成 19 年度内に措置変更を行った又は現在措置変更の検討の有無

措置変更又は検討の有無	1　あり
	2　なし

（質問 17 で「１」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問 17-1　措置変更先の施設種別

1. 里親	2. 乳児院	3. 児童養護施設	4. 情緒障害児短期治療施設	5. 児童自立支援施設
6. 自立援助ホーム	7. 知的障害児施設	8. 肢体不自由児施設	9. 重症心身障害児施設	
10. 母子生活支援施設	11. その他（　　）			

ご協力ありがとうございました。

第１章　調　査　の　概　要　（案）

１．調査の目的

この調査は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等により、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図ることが課題となっているが、入所措置を行う児童相談所における相談状況からみた社会的養護ニーズを把握することにより、必要な社会的養護の提供量を算定し、計画的な整備をすすめるための基礎資料を得ることを目的とします。

２．調査の対象及び客体

全国の児童相談所及び児童相談所が平成 19 年度に入所措置した児童等を対象とし、その全員を客体とします。

３．調査の時期

平成２０年１０月頃とします。

４．調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県・指定都市及び中核市に委託して行います。

５．調査の方法

(1) 各都道府県・指定都市及び中核市の児童福祉主管課は、厚生労働省から配布された調査票を、管轄する児童相談所に所要枚数だけ配布します。

(2) 調査票を配布された児童相談所の長は、次の方法により調査を行います。

児童相談所は、平成１９年度に児童福祉施設に入所又は里親委託した児童等について、児童相談所備付けの児童記録票に基づき調査票を作成して○月○日までに児童福祉主管課に提出します。

(3) 児童福祉主管課は、提出された調査票を審査の上、○月○日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課に提出します。

６．調査の集計及び発表

調査の集計及び発表は厚生労働省雇用均等・児童家庭局が行います。

第２章　調 査 票 の 作 成 （案）

１．調査票の記入上の一般的注意

(1) 調査票の受領

調査票及び送付票は、厚生労働省から各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課を通じ　て児童相談所に配布されるので、その枚数・汚破損の状況を確認し、不足の場合は直ちに請求して再受領してください。

(2) 調査票の種類

ア．社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）

イ．社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）

(3) 児童相談所番号の指示

各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課は、管轄する児童相談所について、１，２，３，……と一連番号を割り当て、調査票を送付する際、児童相談所にその番号を指示してください。

(4) 児童番号の記入

児童相談所は、児童個票に、１，２，３，……と一連番号を割り当て、調査票に記入してください。

(5) 調査票の記入者等

調査票の記入は、児童相談所において行い、児童個票についてはケース担当者等が調査票を作成します。

(6) 記入上の一般的注意

ア．調査票への記入は、黒（又は青）のインクかボールペンを使用して、かい書で明瞭に記入することとし、鉛筆は使用しないでください。

イ．調査票への回答方法は、次の方法によります。

① 調査事項のうち、算用数字が印刷してあるところは、該当する数字を○で囲みます。
② 「その他（　　）」欄は具体的な内容を記入します。
③ □　内は、算用数字を右詰めで記入します。

ウ．誤記入の訂正は、誤った回答 ═══（横線２本）で消し、正しい回答を○で囲みます。数個を訂正の場合は、正しい回答を上部余白に記入し、インク消しを用いたり、はり紙をしたり、削ったりしないでください。

2　社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）の記入要領

(1) 児童福祉施設入所件数	平成 19 年度新規に児童福祉施設に入所措置した件数（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」である件数）を記入します。
(2) 里親委託件数	平成 19 年度新規に里親に委託した件数（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「里親委託」である件数）を記入します。
(3) 長期一時保護件数	平成 19 年度に相談受付した事例のうち、一時保護を長期（1 か月以上）実施した件数を記入します（施設入所及び里親委託中の事例は除く）。
(3)-1 施設入所等検討件数（一時保護）	(3)の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の数を記入します。
(3)-2 施設入所等検討施設種別（一時保護）	(3)-2 の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の検討を行った施設種別について、当該児童にとって最適と思われた施設種別を 1. から 11.までの中から 1 事例につき一つ選び、それぞれの施設種別ごとの合計人数を記入します。 「11. その他」は、1.から 10.のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別とその人数を（　　）の中に記入します。「その他」の施設が複数ある場合は、欄外に施設種別と施設種別ごとの人数を記入してください。
(3)-3 年度内施設入所等件数（一時保護）	(3)の事例のうち、平成 19 年度中に施設入所（里親委託）した事例の数を記入します。
(4) 施設入所等検討件数（在宅指導）	平成 19 年度に相談受付した事例のうち、在宅指導した事例の中で、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の数を記入します。
(4)-1 施設入所等検討施設種別（在宅指導）	(4)の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の検討を行った施設種類について、当該児童にとって最適と思われた施設種別を 1.から 11.までの中から 1 事例につき一つ選び、それぞれの施設種別ごとの合計人数を記入します。 「11. その他」は、1.から 10.のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別とその人数を（　　）の中に記入します。
(9) 社会的養護ニーズ調査	自治体で独自に実施している社会的養護ニーズの調査を実施している場合の方法・結果についての内容を記入します。別途既存資料がある場合は、その資料の添付でも結構です。

３　社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）の記入要領

※調査対象は、平成１９年度新規入所件数（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」及び「里親委託」のもの（措置変更を含む）

(1) 子どもの状況	
子どもの性別	子どもの性別について、どちらかを○で囲みます。
子どもの生年月日	子どもの生年月日を記入します。
入所年月日	子どもが入所（委託）した年月日を記入します。
一時保護の有無	一時保護の有無についてどちらかを○で囲みます。
(2) 子どもが入所した施設の種別	子どもが入所した施設種別について、1. から 10. までの中から 1 事例につき一つ選び、番号を○で囲みます。 「10. その他」は、1. から 9. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（　　）の中に記入します。
(3) 他府県施設入所	子どもが入所（委託）した施設（里親）の所管が他の自治体である場合の自治体について、都道府県市番号を記入します。
(4) 養護問題発生理由	養護問題が発生した理由について、1. から 26. までの中から最大４つまで選び、番号を○で囲みます。 「26. その他」は、1. から 25. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、養護問題発生理由を（　　）の中に記入します。
(5) きょうだいの状況	
きょうだいの有無	きょうだいの有無についてどちらかを○で囲みます。
施設入所の有無	きょうだいありの場合で、児童福祉施設入所（里親委託）の有無についてどちらかを○で囲みます。
(5)-1 きょうだいの人数	きょうだいの人数を記入します。
同じ施設	子どもが入所した施設と同じ施設に入所しているきょうだいの人数を記入します。
違う施設	子どもが入所した施設と違う施設に入所しているきょうだいの人数を記入します。
(5)-2 違う施設の施設種別	子どもが入所した施設と違う施設に入所しているきょうだいが入所している施設の施設種別について、1. から 11. までの中から選び、人数を記入します。 「11. その他」は、1. から 10. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（　　）の中に記入します。

(6) 保護者の状況	保護者の状況について、1.から 9.までの中から選び、○で囲みます。
(6)-1 主たる保護者 入所年月日	(6)で、「9．両親ともいない又は不明」を選んだ場合の主たる保護者について、1．から 10．までの中から選び、○で囲みます。 「8．その他」は、1．から 10．までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な主たる養育者を（　　）の中に記入します。
(7) 家庭復帰の見通し	親（主たる保護者）がいる場合のみ記入します。 家庭復帰の見通しについて、1．から 4．までの中から選び、○で囲みます。
(8) 子どもの状況	1．から 14．の項目について、それぞれ評価対象となる年齢を基本に確認し、「評価対象外」は１、「疑いなし」は２、「やや疑いあり」は３、「疑いあり」は４、「確かに問題あり」は５、「判断困難」は６を○で囲みます。
(9) 子どもの心身の状況（身体疾患・障害）	子どもの身体疾患または障害の有無についてどちらかを○で囲みます。 （複数回答可）
(9)-1 子どもの心身の状況（身体疾患・障害	子どもの身体疾患・障害の内容について、1．から 15．までの中から選び、○で囲みます。 「15．その他」は、1．から 14．までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な身体疾患・障害名を（　　）の中に記入します。
(10) 子どもの心身の状況(精神障害)	子どもの精神障害の有無についてどちらかを○で囲みます。
(10)-1 子どもの心身の状況（精神障害）	1．から 5．の項目について、それぞれ「確定診断あり」は１、「疑いあり」は２、「判断困難」は３を○で囲みます。 1．から 5．の分類については、調査票にそれぞれ※以下に具体的な診断名を記載していますので、参考にしてください。
(11) 障害者手帳所持	1．から 3．の項目について、それぞれ「所持(1 級)」は１、「所持（2 級）」は２、「所持（3～6 級）」は３、「未判定（申請中）」は４、「なし」は５、「不明」は６を○で囲みます。
(12) 定期的な通院の必要性	1．から 4．の項目について、それぞれ「あり」は１、「なし」は２、「不明」は３、を○で囲みます。
(13) 心理療法の必要性	心理療法の必要性については、「あり」は１、「なし」は２、「判断困難」は３、「不明」は４を○で囲みます。
(14) 被虐待体験の有無	被虐待体験については、「あり」は１、「なし」は２、「不明」は３を○で囲みます。
(14)-1 虐待の種類	虐待の種類について、1．から 4．までの中から主なものをひとつ選び、○で囲みます。
(15) 保護者対応の困難度	保護者対応の困難度について、1．から 5．までの中から選び、○で囲みます。

(16) 他施設種別等の検討	何らかの事情で児童にとって適切と考える入所措置（里親委託）等ができなかった状況を確認し、必要な社会的養護ニーズを把握するための設問です。このため、当該施設の設置の有無や、空き状況等による実情は考慮せず、あくまでも子どもの処遇にとって必要な観点からの回答をお願いします。 実際に入所措置（里親委託）した施設種別以外を検討したかどうかの有無について、「あり」は１、「なし」は２を○で囲みます。
(16)-1 検討した施設種別	検討した施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。 「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（　　）の中に記入します。
(16)-2 選択しなかった理由	検討した施設種別を選択しなかった理由について、1. から 4. までの中から選び、○で囲みます。 「4. その他」は、1. から 3. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な理由を（　　）の中に記入します。
(16)-3 事例の要件	事例の要件で入所が困難だった理由について、1. から 7. までの中から選び、○で囲みます。 「7. その他」は、1. から 6. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な理由を（　　）の中に記入します。
(17) 措置変更又は措置変更の検討の有無	いったん入所措置（里親委託）をしたものの、不調となり措置変更した場合には、措置変更先の施設種別について社会的養護ニーズがあると考えられ、回答をお願いするものです。 措置変更又は措置変更の検討について、「あり」は１、「なし」は２を○で囲みます。
(17)-1 措置変更又は措置変更検討施設種別	措置変更を行った又は措置変更を検討している施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。 「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（　　）の中に記入します。

Ⅲ. 保育課、幼保連携推進室　関係

１．社会保障の機能強化のための緊急対策　～５つの安心プラン～（平成20年7月29日）【保育関係部分】について

(1)　新待機児童ゼロ作戦（Ｉ）～認定こども園の抜本的改革

本年３月に行われた認定こども園に関する実態調査において、保護者の８割、施設の９割が「認定こども園」を評価しているという結果が出ている一方で、取り組むべき課題として、
①　二重行政による事務的負担
②　自治体に対する財政的支援の不足
が挙げられている。

また、制度導入時の調査によると、認定こども園の申請見込み数は2,000件程度となっていたが、認定こども園の認定数については、昨年4月時点での94件に比べ100件以上増えたものの、それでも平成20年4月現在で229件にとどまっている。

これらの結果を踏まえ、集中重点期間（平成20年～22年度）に大幅に「認定こども園」の整備を促進するため、「こども交付金」を創設し、認定こども園の飛躍的な拡大を目指した緊急整備や、幼稚園と保育所の両方の認可を有する幼保連携型への移行促進など、国・地方による総合的な財政支援を行っていくこととする。

特に財政支援については、現在、国庫補助の対象とならない、幼稚園型の保育部分、保育所型の教育関係部分の運営費について、今回の「こども交付金」の対象として概算要求するよう、少子化担当大臣から指示があったところであり、現在これについて検討中である。

あわせて、国・地方自治体において、窓口や予算執行等の「一本化」を図り、二重行政を解消するほか、認定こども園制度に係る改善を行っていくこととする。

また、これらの措置とは別に、「認定こども園」制度の見直しについては平成20年度中に結論を得ることとしており、このための新たな検討の場を設ける予定である。

なお、この５つの安心プランとあわせて、文部科学省と厚生労働省の両省の局長級の検討会での検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめたので、管内市区町村への周知をお願いする（資料２参照）。

さらに、認定こども園制度に係るＱ＆Ａを更新し、7月下旬に通知したところであり、これについても管内市区町村に対して周知をお願いする（資料３参照）。

(2) 新待機児童ゼロ作戦（Ⅱ）～保育サービス等の拡充

保育所の待機児童数は平成19年4月現在で約1万8,000人に達している。

このため、現在顕在化している待機児童数をゼロにすることを目指し、集中重点期間（平成20～22年度）において、重点的・緊急的な支援を行う。

〈平成20～22年度までの目標〉

※　３歳未満児の保育サービス利用率：20%→26%（10年間で38%）

今回、特に、保育所待機児童が多い地区（首都圏・近畿圏・沖縄等）を中心とした重点的・緊急的支援を行うこととしており、具体的には、

① 従来からの保育所の定員増を引き続き推進
② 保育所の緊急整備の促進
③ 分園の緊急整備
④ 家庭的保育（保育ママ）の飛躍的拡充
⑤ 認定こども園の設置促進
⑥ 沖縄の特別対策

などを行う。

また、延長保育、病児・病後児保育、事業所内保育施設、休日・夜間保育など、多様な保育サービスの充実を図っていく。

(3) 兄弟姉妹のいる家庭等への支援

兄弟姉妹のいる家庭等への支援として、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所への優先入所を進めるために自治体における好事例を取りまとめ、全国の自治体に周知することなどを検討している。

これら５つの安心プランの中身については、来年度予算要求などの中で具体化を図っていくこととなるが、これら個々の施策の詳細が明らかになり次第、情報提供等を行う予定である。

社会保障の機能強化のための緊急対策
～5つの安心プラン～

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

1　高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

2　健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

3　未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

4　派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

5　厚生労働行政に対する信頼の回復

資料1

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

保育サービス等の子育てを支える社会的基盤を整備します

○ 認定こども園の抜本的な改革を進めます

→ 「こども交付金」を新たに創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援のあり方を検討します。

→ 認定こども園の制度改革について検討し、20年度中に結論を得ます。

○ 「新待機児童ゼロ作戦」を推進します

→ 待機児童が多い地域（首都圏、近畿圏、沖縄等）を中心に、従来からの保育所定員の増員に加え、保育所、分園の緊急整備を促進します。

※ 平成22年度までに3歳未満児の利用割合を26%に引上げ

※ これらの目標の実現のためには、一定の財政投入が必要（そのためには必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

→ 延長保育等の多様な保育サービスを提供します。

○ 家庭的保育（保育ママ）を大幅に拡充します

○ 育児不安を抱える家庭等すべての家庭を支援します

→ 一時預かり事業等を拡充するほか、虐待を受けた子どもや障害を持った子どもへの支援を行います。

○ 兄弟姉妹のいる家庭等に配慮します

→ 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所への優先入所を進めます。

○ 児童福祉法等改正法案（保育ママの制度化等）の臨時国会への再提出とともに、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討を進めます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現します

○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「行動指針」に基づく取組を進めます

→ 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進など官民一体となった国民運動を展開します。また、仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成を支援します。

→ 育児期の短時間勤務制度の強化など育児・介護休業法の見直しを検討します。

資料２

文部科学省・厚生労働省
幼保連携推進室

報道発表

平成２０年７月２９日
文部科学省・厚生労働省
幼 保 連 携 推 進 室

「認定こども園の普及促進について」の公表について

文部科学省及び厚生労働省では、本年５月に両省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」を設置し、認定こども園の普及促進策や運用改善策など総合的な支援方策を講じることを目的に検討を進めてきました。
このたび、当該検討会における検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

１．検討会について
【設置要綱・構成員】別添１をご参照ください。
【開催実績】
（第１回）平成２０年５月１６日
（第２回）　５月３０日
（第３回）　７月２８日

２．内容について
「認定こども園の普及促進について」本文については、別添２をご覧ください。

【主な内容】
（１）こども交付金制度の創設等
（２）運用改善等
（３）認定こども園の制度改革の検討

（お問い合わせ）
文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室

【文部科学省初等中等教育局幼児教育課】
幼保連携推進専門官：森　昭一郎
認定こども園企画係：岩間　久美子
電話：０３－６７３４－３１３６（直通）
０３－５２５３－４１１１（内線３１３６）

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】
課　長　補　佐：伊藤　経人
認定こども園指導係：乃村　久代　・　戎脇　伸晃
電話：０３－３５９５－２５４２（直通）
０３－５２５３－１１１１（内線７９２０）

別添１

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会の設置について

文部科学省初等中等教育局長・
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長決定

１．趣旨

認定こども園については、平成１８年１０月の制度創設以来、認定件数を着実に伸ばしつつあるものの、制度が十分に活用されているとは言い難い。また、制度創設から１年が経過し、徐々に、地方公共団体や施設等現場における運用上の課題が明らかになってきている。

このため、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を取りながら、本制度の推進方策を早急に検討し、具体的な普及促進策や運用改善策など総合的な支援方策を講じることを目的として、両省合同の検討会を設置することとする。

２．主な検討項目

下記に掲げる検討項目を中心に、認定こども園に対する支援について本年夏頃を目途に検討を行うこととする。

- 地方公共団体、施設、利用者の認定こども園制度に対する理解が深まり、こども園の認定が促進され、また、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発策
- 地方公共団体、施設など現場関係者が使いやすい制度となるような運用改善策
- 上記のほか、認定こども園制度の推進に資するような各種方策　　など

３．検討体制

検討体制については、①両局長をトップとした「検討会」、②その検討会の下に両省の実務担当者レベルの「作業グループ」を設置する。「検討会」及び「作業グループ」の構成員は別紙に掲げる者とする。

４．その他

標記検討の庶務は、検討事項に関係する両省局課の協力を得ながら、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が交代で処理する。

（別紙）

「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」構成員

〔検討会〕

文部科学省 初等中等教育局長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課長
文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長

〔作業グループ〕

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長
文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 室員

※ このほか、検討事項の内容により、必要に応じて、当該検討事項に関係する両省所管課の参加を得ることとする。

別添２

平成２０年７月２９日

認定こども園の普及促進について

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会

（文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）

認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる新たな選択肢として導入された制度である。

平成１８年１０月の制度創設から１年が過ぎたことから、制度が保護者や地域のニーズに応えているかどうかを検証するため、施設を利用している保護者や施設、地方公共団体に対し実態調査を行った。その結果、保護者の８割近く、施設の９割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。

平成１９年４月現在で９４件、２０年４月現在で２２９件と、認定こども園の認定件数は増えつつあるが、制度が十分に活用されているとは言い難い。保護者や地域の多様なニーズに応えることが可能であり、また国民からの期待も大きい認定こども園制度の一層の普及促進を図るべく、以下の施策を展開していく。

１．こども交付金制度の創設等

○　「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間（平成２０～２２年度）の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討する。

○　国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化を推進する。

2. 運用改善等

(1)会計処理の改善

○　負担金と補助金間の年度内資金貸借の弾力化

○　こども交付金により、幼保の枠組みを超えた統合的な補助の仕組みを整備し、経理処理も含めた補助手続きを改善

○　会計処理弾力化へ向けた専門家も交えた具体的検討の実施

(2)制度の普及啓発等

○　認定こども園パンフレットや好事例集の作成

○　認定こども園制度のＱ＆Ａの改訂・充実及びHP掲載（アンケートの結果、制度上可能であるのに不可能と誤認されているケースへの対応等）

○　全国の認定こども園との継続的な意見交換及び情報交換や、地方への認定こども園制度の説明等の実施

(3)認定申請手続等の簡素化

○　認定に係る申請手続等に関する事務マニュアル作成

(4)監査事務の簡素化

○　一定の条件を満たした場合の監査の簡素化についての具体的検討の実施

○　監査事務に関するガイドラインの作成

(5)その他

○　幼保連携型の保育所定員と単価の適用区分に関して、認定こども園であることが不利にならないような取扱いについて検討

○　認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対する災害共済給付適用について、認定こども園の制度改善・制度改正とあわせて検討

○　国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用（財産処分）手続きの簡素化

○　幼稚園教員免許資格、保育士資格のさらなる併有促進へ向けた具体的方策について、幼稚園教員、保育士資格の双方において検討

3．認定こども園の制度改革の検討

○　認定こども園の制度改革に向けた検討については、地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえ、平成２０年度中に結論を得ることとする。

資料３

事　務　連　絡
平成２０年７月２５日

各都道府県認定こども園事務担当者　殿

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

日頃より認定こども園制度の推進にご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、認定こども園制度につきまして、認定こども園制度開始後に幼保連携推進室に多く寄せられた質問事項や、本年３月に実施した認定こども園に係るアンケート調査の際にいただいた質問事項について、別添のとおり回答を取りまとめました。ご参考までに送付いたしますので、ご活用ください。

また、貴都道府県内の関係部局及び域内の市町村の担当部局等にもご周知くださるようお願いいたします。

なお、この認定こども園制度に関するＱ＆Ａにつきましては、今後、幼保連携推進室ＨＰに掲載し、更新していく予定です。【幼保連携推進室ＨＰ：http://www.youho.org/】

	質問	回答
（認定こども園の認定等）		
1	保育所については定員が１０名でも保育所認可を行うことが特例で認められているが、幼稚園認可にあたってもこのような特例はあるのか。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について」（平成１８年文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において示しているとおり、幼稚園と保育所の合計定員が都道府県における現在の幼稚園認可基準に達する場合には、幼稚園の定員が１０人程度の少人数であっても幼稚園の認可を行うことが認められるようにお願いしたい。
2	公立の幼稚園又は保育所と私立の保育所又は幼稚園が連携し、幼保連携型の認定を受けることは可能か。	幼保連携型認定こども園において、幼稚園の設置者と保育所の設置者が異なっていても差し支えなく、公立と私立の施設で幼保連携型の認定を受けることも可能である。
（認定基準）		
3	認定こども園の園長と、幼稚園や保育所の園長を兼任することは可能か。	認定こども園の園長と、幼稚園や保育所の園長や所長を兼任することは可能である。 （認定こども園の園長と保育所の所長を兼任する場合の単価については、Ｑ１２を参照されたい。）
4	国の指針において、幼保連携型の場合にも、満３歳以上の長時間利用児の保育に従事する者は、一定の要件の下に保育士の資格を有していない者でも構わないとする特例があるのか。	満３歳以上の長時間利用児に関して、幼稚園型又は地方裁量型については、保育士資格の取得を目指している幼稚園教諭が保育に従事することを特例として認めている。また、幼保連携型については、保育士資格の取得を目指しており、意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が承認した幼稚園教諭については、原則３年間、保育士としてみなすことができる。（児童福祉施設最低基準附則第３項から第５項まで）
5	幼稚園と保育所が１キロ以上離れているが、幼保連携型の認定こども園として認定することは差し支えないか。	幼稚園と保育所それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合において、子どもの移動に当たり徒歩やバスなどで移動する際の安全が確保されており、移動にかかる時間が教育・保育の適切な提供に影響を及ぼさない程度であれば、例えば仮に両施設が１キロ以上離れている場合であっても、幼保連携型の認定こども園として認定することは差し支えない。 （平成１８年Ｑ＆ＡのＱ４０も参照されたい。）
6	異なる市町村に所在する幼稚園と保育所が連携し、幼保連携型の認定を受けることは可能か。	可能である。（幼稚園と保育所の距離については、Ｑ５を参照されたい。）
7	認定こども園の認定について、都道府県で定めた認定基準は満たしているものの、近隣の幼稚園や保育所との適正配置を理由として認定を認めないことはできるのか。	認定こども園の認定は、就学前の子どもに対する教育及び保育や、地域における子育て支援を総合的に提供する「機能を備える施設」を認定する仕組みであり、近隣の幼稚園や保育所との「適正配置」といった観点から認定の可否を判断することは適当ではない。

8	国の指針において、認定こども園において給食の外部搬入を行う場合には、公立・私立にかかわらず、すべての類型、すべての年齢について、特区の申請が不要となるのか。	国の指針における、認定こども園での給食の外部搬入の取扱いについては、別表をご参照いただきたい。（平成１８年Ｑ＆ＡのＱ４８も参照されたい。）
（直接契約・利用料）		
9	認定こども園の認定を受けた保育所の入所手続きや保育料徴収業務について、認定こども園から市町村に業務を委託することは可能か。	施設と市町村で調整の上、市町村に業務を委託することも可能である。（平成１８年Ｑ＆ＡのＱ５３も参照されたい。）
10	私立認定保育所における入所児童の選考にあたり、市町村が定める選考基準と異なる方法（兄弟同時在園を優先するなど）によっても差し支えないのか。	私立認定保育所は、入所希望者が多い場合の入所児童の選考に当たって、「公正な方法」により選考することとされている。この選考については、①母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、②あらかじめ公表した方法で選考することが必要であるが、市町村が定める選考基準と必ずしも同一である必要はなく、市町村の選考基準も参考としながら、地域の実情に応じて各施設の主体的な判断により、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮していくことが望ましい。（平成１８年Ｑ＆ＡのＱ５５も参照されたい。）
11	私立認定保育所において、遠足や教材などの費用を保護者から別途徴収することは可能なのか。	保育所については、保育に直接必要な保育材料費については保育料に含まれているため、保護者から追加的に徴収することはできない。しかしながら、保育所で提供される付加的なサービスについては、実費を徴収することは可能となっているため、各施設において、それぞれの保育用品や保育サービスの性質に応じて、追加徴収の有無等について適切に対応していただきたい。（なお、遠足や教材については、一般的に付加的なサービスであると考えられ、その場合は追加徴収が可能となる。）

（財政措置）		
12	保育所の長が認定こども園の長を兼任する場合には、保育所運営費は所長未設置単価が適用されるのか。	保育所長設置の認定がされている場合には、認定こども園の長と兼任する場合でも所長設置単価が適用される。
13	施設が共用化された幼保連携型認定こども園の施設整備にかかる経費については、どのように按分すればよいか。	施設が共用化された幼保連携型認定こども園における、幼稚園・保育所の共用部分については、各々の面積にて経費を按分することとなる。具体的には、次のとおり。 ①共用部分の面積の算出については、幼稚園及び保育所の各々の専有面積にて算出すること。（平成10年3月10日付文科幼第476号・児発第130号「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」） ②共用化された保育室（合同保育を行う部屋）の面積の算出については、当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して算出すること。（平成17年5月13日付17文科初第262号、雇児発第0513003号「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」）
14	施設整備に係る国庫補助を受ける場合、幼保連携型認定こども園の工事着工については、どの時期に可能となるか。	文部科学省及び厚生労働省の双方より施設整備に係る国庫補助を受ける場合、双方より内示（内定）が行われた日以降に工事契約を行い、その後、工事着工が可能となる。
15	幼稚園や認可外保育施設も子育て支援拠点事業の補助対象とすべきではないのか。	現行において、地域子育て支援拠点事業の実施主体は市町村であるが、事業の全部又は一部を委託できることとしており、委託先については特段の制限を設けていないため、幼稚園や認可外保育施設も補助対象となり得る。

（その他）

16	教員免許更新制においては、幼稚園教諭免許を有する保育士はどのように対応したらよいのか。	１．平成２３年３月３１日以前に授与された免許状（旧免許状）を有する者について まず、幼稚園教諭免許状を有する保育士については、免許状更新講習の受講義務は課せられていないため、免許状更新講習を受講しなくても、免許状が失効することはない。 ただし、生年月日を基準として文部科学省令に定められる修了確認期限までに、免許状更新講習を受講しなかった場合には、３０時間の免許状更新講習を修了しなければ、幼稚園教諭として勤務することができなくなる。このため、今後幼稚園教諭として勤務する可能性が高い次の者については、免許状更新講習の受講資格が認められており、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、いつでも幼稚園教諭になれる状態にしておくことが可能となっている。 ・認定こども園に勤務する保育士 ・幼稚園と保育所の両方を設置している設置者が設置する保育所に勤務する保育士 なお、上記以外の者についても、次に該当する者については、免許状更新講習の受講資格が認められている。 ・幼稚園教諭としての内定を受けた者 ・幼稚園教諭としての勤務経験がある者 ・幼稚園教諭として勤務する可能性があるとして、任命権者又は雇用者の証明を受けた者 ２．平成２３年４月１日以降に授与された免許状（新免許状）を有する者について 免許状に定められる有効期間までに免許状更新講習を修了しなければ、免許状が失効することとなる。 今後幼稚園教諭として勤務する可能性が高い次の者については、免許状更新講習の受講資格が認められており、有効期間までに免許状更新講習を受講し、免許状を有効に保つことが可能となっている。 ・ 認定こども園に勤務する保育士 ・ 幼稚園と保育所の両方を設置している設置者が設置する保育所に勤務する保育士 なお、上記以外の者についても、次に該当する者については、免許状更新講習の受講資格が認められている。 ・ 幼稚園教諭としての内定を受けた者 ・ 幼稚園教諭としての勤務経験がある者 ・ 幼稚園教諭として勤務する可能性があるとして、任命権者又は雇用者の証明を受けた者

（別表）

保育所・認定こども園における給食の外部搬入の実施の可否に係る整理表

	認定こども園							認定こども園以外	
	幼保連携型			保育所型		幼稚園型、地方裁量型			
	3歳以上児のみ実施	3歳未満児も実施		特区認定あり	特区認定なし	3歳以上児のみ実施	3歳未満児も実施	特区認定あり	特区認定なし
		特区認定あり	特区認定なし						
公立	○	○	×	○	×	○	×	○	×
私立	○	×		×		○	×	×	

○は外部搬入可、×は外部搬入不可

※幼稚園型、地方裁量型については、国の指針に基づく。

２．最近の保育所における事故等について

昨年７月に、北九州市の認可外保育施設において、園児が、送迎用の車に置き去りにされた結果、熱射病で亡くなったという、非常に痛ましい事故があった。

また、先月28日には学童保育中の児童が川遊びをしていたところ、局地的な豪雨による突然の増水に流されて亡くなるという非常に痛ましい事故があった。

このような熱射病、水難事故のほか、夏は食中毒が多発する季節でもあり、重大な事故が起こらないよう、徹底した指導監督や、通知による注意喚起など各自治体において適切な対応をお願いする。

また、今月7日に宇都宮市の民間保育所で園児への不適切な処遇が見つかり、児童福祉法に基づく改善勧告がなされたところ。引き続き、保育所等内で不適切な保育が行われることのないよう、各自治体においても、早めの対応をお願いする。

３．給食の外部搬入について

給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられているころから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところ。近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、本年４月に児童福祉施設最低基準の改正を行ったところ（資料４参照）。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所について、実態調査を行ったところ（資料５参照）。

調査結果については、集計中であるが、再度、省令改正につき周知することを予定しているところ。特区の認定等なく、外部搬入を行っている施設があった場合には、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

資料４

児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第２条第３項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案の概要

１．改正内容

○　現行の児童福祉施設最低基準では、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際にそのように運用してきたところ。

近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、児童福祉施設最低基準を改正するもの。

○　また現在、児童福祉施設のうち公立保育所の給食に関しては、一定の要件を満たし構造改革特別区域の認定を受けた場合には、外部搬入方式の導入が認められている。

こうした公立保育所における給食の外部搬入方式を可能とする構造改革特別区域における特例事業については、従来、通知を根拠として実施してきたところであるが、今回、保育所における給食の提供は自園調理でなければならないことを児童福祉施設最低基準において明確化することに併せ、省令を根拠としたものとするため、厚生労働省関係構造改革特別区域法第２条第３項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令を改正するもの。

２．公布日

平成２０年４月１日

３．施行日

公布日

○児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案　新旧対照表

◎児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第一章　総則	第一章　総則
（食事）	（食事）
第十一条　児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	第十一条　児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
2　児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	2　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
3　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	3　調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。
4　調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。	

資料５

事　務　連　絡
平成２０年７月１１日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査について

保育行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本年４月、児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）の改正により、給食の自園調理が明確化されたことなどを踏まえ、外部搬入を実施している保育所について、現状を把握したいと考えております。

つきましては、別添１のとおり調査をさせていただきたいと思います。各都道府県等におかれましては、適宜市町村へ照会の上、調査票（別添２）への記入をお願いいたします。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、平成２０年７月１８日（金）までに下記アドレスあてメールにてご提出願います。

○　添付書類

別添１　保育所における給食の外部搬入に係る調査について
別添２　保育所における給食の外部搬入実態調査票（平成 20 年 7 月 1 日現在）

【本件問い合わせ先】
厚生労働省　雇用均等・児童家庭局　保育課
乃村・栗林
電　話：03-5253-1111（内線 7918）
ＦＡＸ：03-3595-2674
e-mail：kuribayashi-yayoi@mhlw.go.jp

別添１

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査について

１　調査趣旨

本年４月、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正により、給食の自園調理が明確化されたことなどを踏まえ、各保育所における外部搬入の有無等を把握するためのものです。

２　調査対象

全ての都道府県・指定都市・中核市

３　調査内容

(1)　外部搬入を行っている保育所が所在する都道府県名及び市区町村名
(2)　当該保育所の名称
(3)　公私の区分
(4)　外部搬入を開始した時期
(5)　現在の対応状況について

４　回答方法

貴管内の保育所において外部搬入を行っている場合（※1、2）には、別添の調査票により、平成20年７月１日現在の状況について回答してください。

※1）認定こども園幼保連携型において３歳未満児の給食を外部搬入している場合、及び認定こども園保育所型において外部搬入している場合は記入対象です。（別紙参照）

※2）特区認定の対象となっている保育所（平成20年７月１日現在特区申請中の場合を含む）は記入対象外です。（別紙参照）

※3）指導監督等での対応状況により、次のように回答してください。
①　都道府県又は市区町村が当該施設に対して指導を行っている。
→　「指導中」欄に「○」を記入。

② 今後特区申請を検討している。
→ 「特区申請を検討中」欄に「○」を、「備考」欄に特区申請予定年月を記入。

③ 市区町村又は施設において認定こども園認定申請を検討している。
→ 「認定こども園認定申請を検討中」欄に「○」を、「備考」欄に認定申請予定年月を記入。

④ 上記①～③のいずれにも該当しない場合
→ 「その他」欄に「○」を、「備考」欄に実施状況を記入。

※4）「外部搬入」かどうか判断し難い場合には、調査票の「外部搬入かどうか判断し難い」欄に「○」を記入し、「備考」欄にその具体的状況を記入のうえ、他の項目についても回答してください。

別紙

保育所における給食の外部搬入の実施に係る整理表

	認定こども園					認定こども園以外	
	幼保連携型			保育所型		特区認定あり	特区認定なし
	3歳以上のみ実施	3歳未満児も実施		特区認定あり	特区認定なし		
		特区認定あり	特区認定なし				
公立	○	○	×	○	×	○	×
私立	○	×		×		×	

※「×」に該当する保育所について、調査票に記入してください。

別添２

保育所における給食の外部搬入実態調査票（平成20年7月1日現在）

担当課名

記入者名

電話番号

No.	都道府県名	市区町村名	該当施設名	公私の区分	外部搬入を開始した時期	指導監督等での対応状況				外部搬入かどうか判断し難い	備　　考
						指導中	特区申請を検討中	認定こども園認定申請を検討中	その他		
例	○○県	○○市	◇◇保育所	私	昭和△年△月	○					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											

公立保育所の給食外部搬入（920）

＜これまで＞
保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

＜関係法令等＞
保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）

＜取り巻く環境の変化＞
公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び学校給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

← 構造改革特区を活用することにより

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする

＜主な要件＞
○給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること
○食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること
○社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること
○食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること

認定計画数：44件 （平成20年4月1日現在）

◎実際の取組事例

～綾町すこやか食育給食特区～

実施主体：宮崎県綾町

女性の就業機会の増加、核家族化の進展などを背景に保育ニーズは高まり、きめ細やかな保育、子育て支援が求められる一方、厳しい財政事情の中、人員や経費の削減も必要となっている。

このため、給食調理業務の効率化、安定化、経費削減を図ることで、更なる子育て支援サービス等の充実を目指す。

さらに、「地産地消の食育」を柱とした総合的な食育や農業振興など地域活性化の面においても大きな効果を期待している。

４．保育所保育指針及び保育の質の向上のためのアクションプログラムについて

（１） 保育所保育指針の告示化

平成 20 年３月 28 日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和４０年に制定された保育指針は、今回の改定により、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとしている。

また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされ、保育指針の内容にも反映されている。

保育指針は、1 年間の周知期間を経て、平成 21 年４月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にしながら、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。また、保育現場と行政との連携・協力を改めてお願いするところである。

資料６

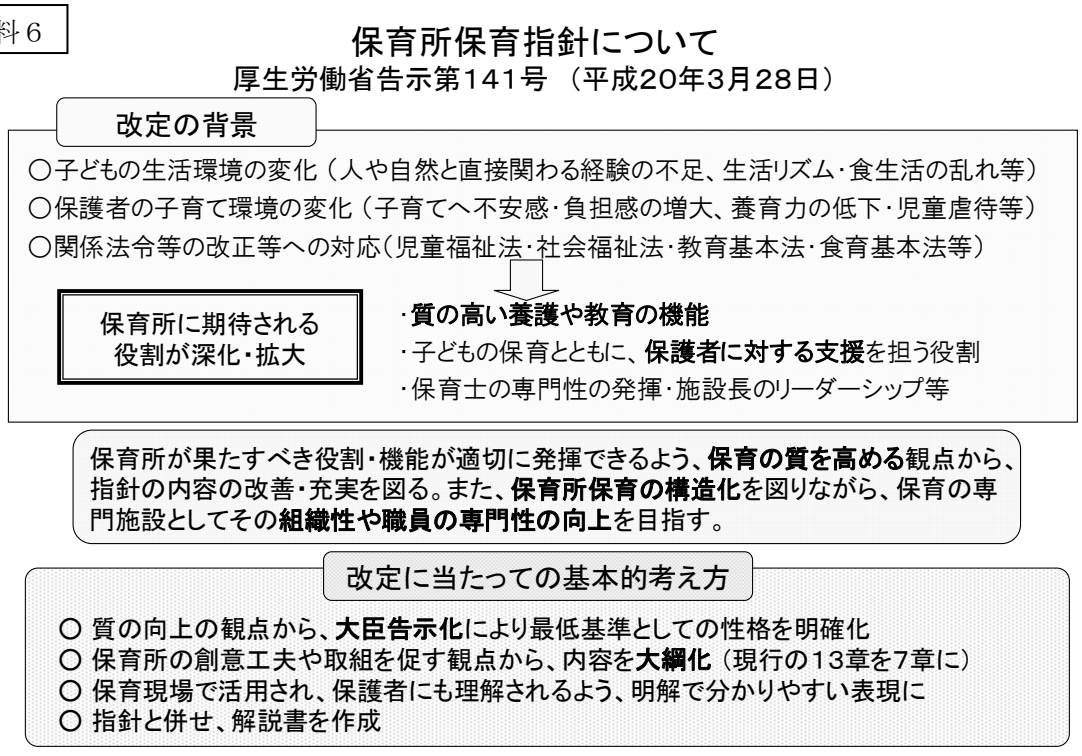

資料７

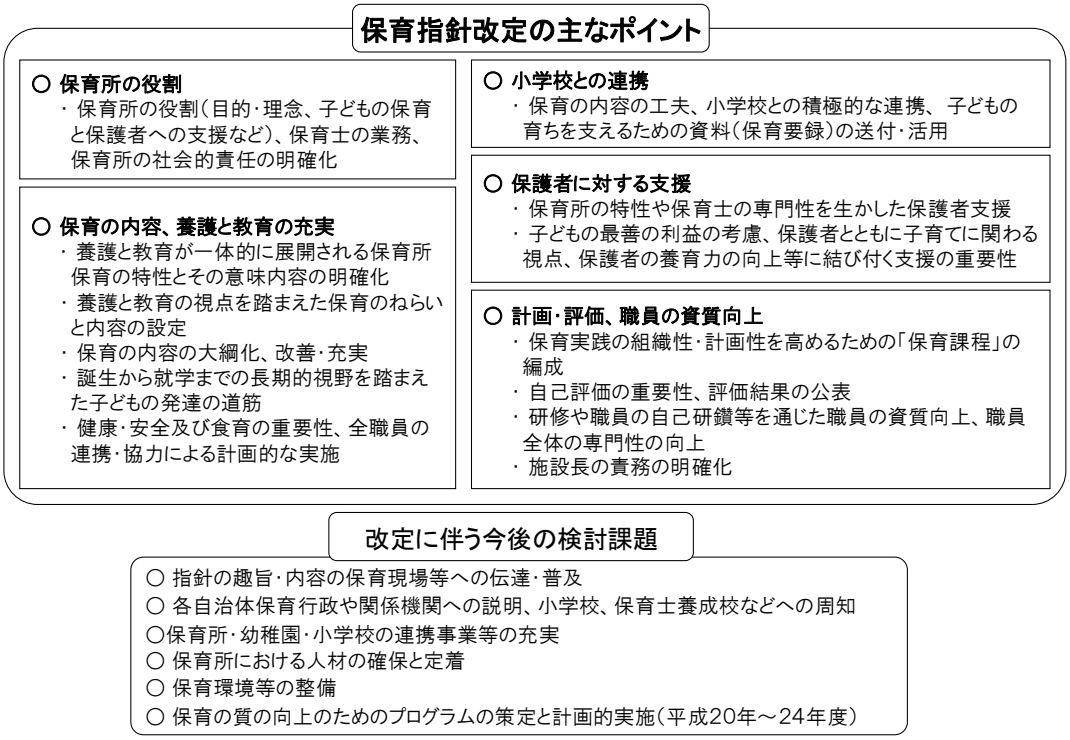

（２） 保育所保育の構造化と保育の質の向上

保育指針は、基準として規定する事項を基本的なものに限定し、内容の大綱化を図るとともに、各保育所の創意工夫を促している。また、第１章から第７章までの各章が関連し合い、全体として一貫性をもって保育の質の向上に資する内容となっている。

特に保育所の特性を踏まえ、全職員が保育所の保育について共通認識を持ち、計画に基づく実践を振り返り、保育を自己評価することの重要性について示している。このことは、児童福祉施設最低基準に基づく保育指針－保育課程の編成－指導計画の作成－保育の記録・自己評価－計画の見直し・保育の改善、または、保育の記録に基づく保育所児童保育要録の作成といった保育の一連の流れをとらえ、見通しをもって保育に取り組むことでもある。

保育指針では、保育所が保育の専門機関として常に保育の質の向上を図っていくことを求めるとともに、そのことがより保護者や地域社会に伝わるように、保育指針の構造化及び保育所保育の構造化を図ることを目指している。

こうしたことを踏まえ、各地域において、保育所における質の確保とその向上について特段の配慮をお願いしたい。

資料８

改定保育所保育指針の構成

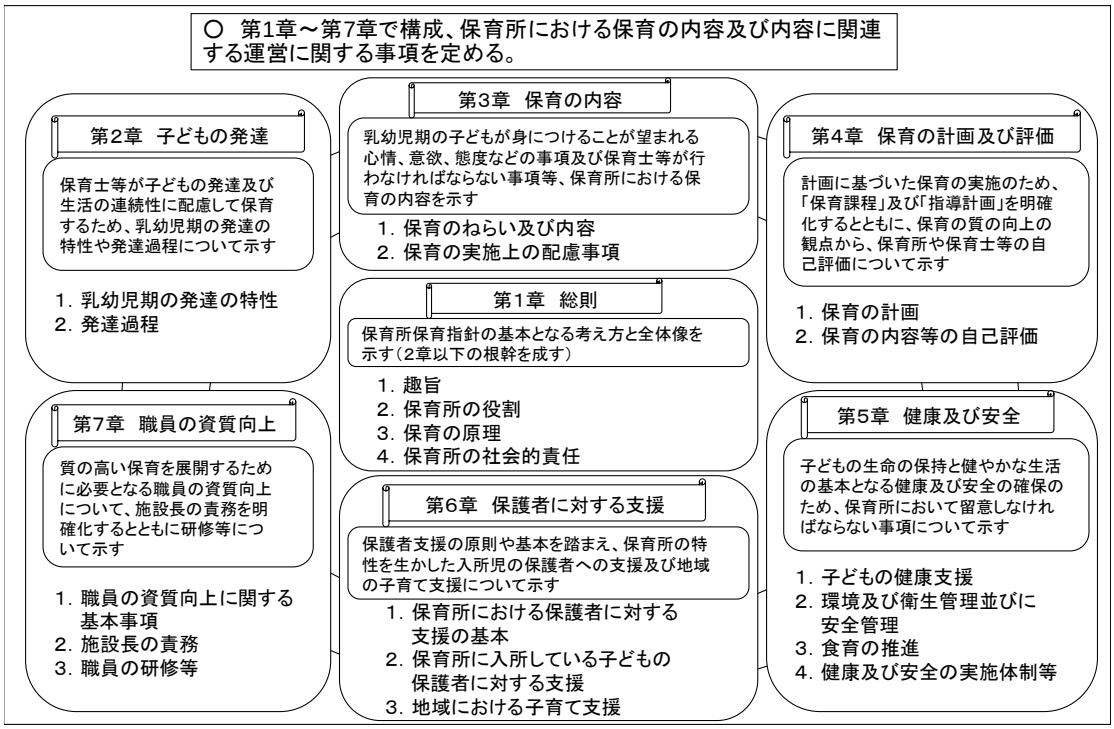

資料９

保育の質の向上に係る保育所の取組

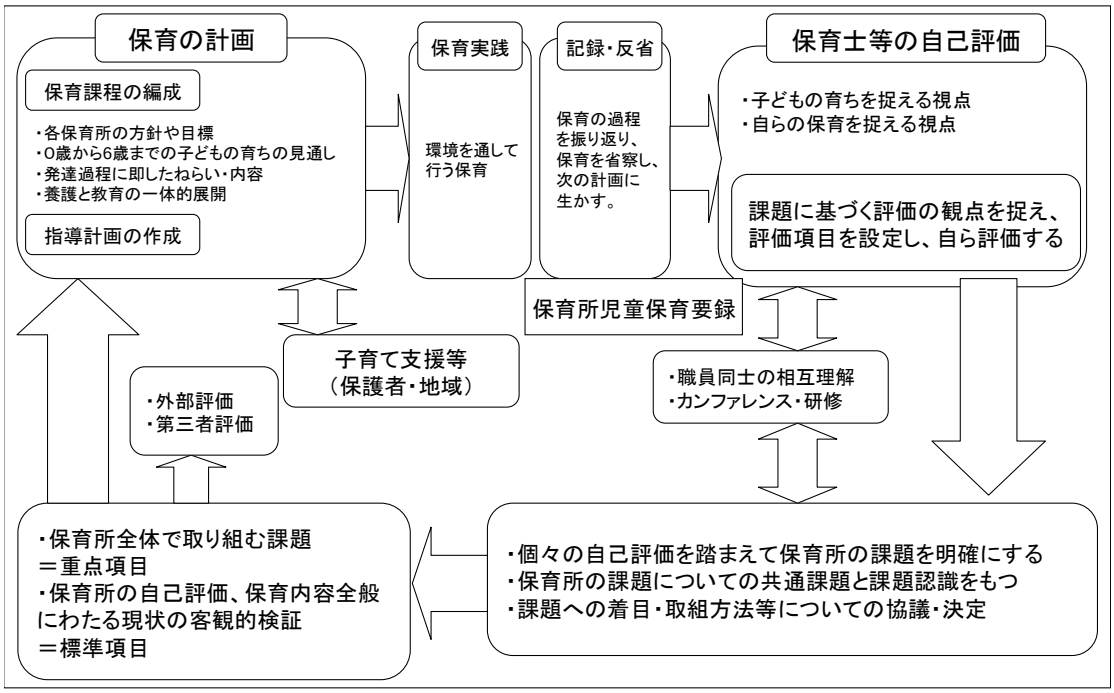

（３） 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

厚生労働省では、保育指針の告示に伴い、保育指針に基づく現場での保育の実践を支援するため、保育現場での保育の質の向上のための取組を支援するための行動計画（国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画）として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（以下アクションプログラムという。）」を策定したところ。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間となっているが、国の策定する内容やその成果物（ガイドラインなど）を踏まえ、各自治体においても、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することをお願いしたい。

その際、地域の保育関係者と行政が協力・連携を図り、各地域の実状や課題などを踏まえて見通しをもって取り組むことが重要である。また、保育指針に沿った各保育所の取組が、保護者や地域社会との関わりや連携をもって行われることが期待される。

資料１０

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成２０年３月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

実施期間

平成２０年度から平成２４年度までの５年間

アクションプログラムの概要

（１）保育実践の改善・向上
　　自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
（２）子どもの健康及び安全の確保
　　保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
（３）保育士等の資質・専門性の向上
　　保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
（４）保育を支える基盤の強化
　　評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

（４） 地方公共団体が行うことが望ましいとされている事項について

各地域の実状を踏まえ、アクションプログラムに示されている事項のうち、市町村又は都道府県が行うことが望ましいとされていること（資料11）を中心に、行動計画を策

定していただきたい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく各地方自治体の後期「行動計画」と一体的に策定することも可能である。

各地域において、保育の「質」に関して、有識者や保育関係者の意見を聴くなどしながら、保育指針に基づく保育所の取組を積極的に支援し、保育や子育てに関わる様々な施策を充実させていくことが望まれる。

資料１１

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

○保育所の自己評価ガイドラインの作成
○保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
○保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
○保育所の研修体系の作成
○保育士資格・養成の見直し・検討（カリキュラム内容・養成のあり方等）
○施設長の役割・資格等の見直し・検討　等

地方公共団体での策定の推奨

○保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
○保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
（保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む）
○特別の支援を要する子どもの保育の充実
○保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
○専門的な人材や地域の多様な人材の活用
○保育環境の改善・充実

（５） 保育所児童保育要録の様式の作成

「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成20年3月28日雇児保発第0328001号）により、保育所から子どもの就学先の小学校へ送付する資料「保育所児童保育要録」の様式を各市町村で作成することとしている。

その際、課長通知の別添にある参考例、及び地域の実状を踏まえ、保育現場はじめ保育関係者と十分協議していただくことが望ましい。また、子どもの人権に配慮するとともに、保育所から小学校へ子どもの育ちを受け渡していくことの重要性を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに資する取組となることが期待される。

なお、この保育所児童保育要録については、平成22年度に小学校に入学する保育所児童について作成されるよう、準備をお願いする。

（６） 保育指針に基づく指導監査について

保育指針が児童福祉施設最低基準第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。

その際、他の事項に関する指導監査とは異なり、保育内容等の監査については、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程についても尊重する必要がある。保育の内容や保育の質については、保育所の説明責任とともに、行政側からの保育内容へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

（７） 保育所への周知と資料などの活用について

今後、アクションプログラムに基づく国の取組とその成果物（保育所の自己評価ガイドライン等）を順次、各自治体に送付する予定である。また、先に実施された保育指針全国研修会の３日間の講義を収録したDVDを各市町村宛てに近く送付する。さらに、保育指針に基づく保育実践の様子を収録したDVDも作成しているところである。

この他にも、実践事例集や資料などを各自治体宛に送付する予定となっているので、各保育所に周知するとともに、その理解・活用を推進していただくようお願いする。